内閣府、総務省、財務省、
○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、令第一号
経済産業省、国土交通省、環境省

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十号）の施行に伴い、並びに外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五並びに対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第二条第十一項第一号及び第五号、第三条第一項第十二号、第二項第一号及び第二号、第三項並びに第十四項、第三条の二第一項第四号イ並びに第二項第二号、第三号及び第五号、第四条第一項第四号、第二項、第三項及び第十一項、第四条の三第一項第四号イ並びに第二項第一号及び第三号、第六条の三第一項並びに第六条の五の規定に基づき、対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年四月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓

経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （対内直接投資等の定義に関する事項）<br>第二条　対内直接投資等に関する政令（以下「令」という。）第二条第十一項第一号に規定する外国投資家の関係者として主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。<br>一　当該外国投資家自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外の場合（会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百四条の規定に基づき、株主総会において提出された議案に係る場合を除く。）にあつては、次に掲げる者<br>イ　当該外国投資家（法人等（令第二条第十四項第二号に規定する法人等をいう。以下同じ。）に限る。）の役員（法第二十六条第一項第五号に規定する役員をいい、外国法人等（令第二条第一項に規定する外国法人等をいう。第三条第二項において同じ。）にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。以下この項及び第七条第四項において同じ。）又は投資委員会、経営委員会その他名称の如何を問わず対内直接投資等（法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等をいう。以下同じ。）の実施に関する意思決定を行う会議体の構成員（以下この項において「投資委員会等構成員」という。）<br>ロ　当該外国投資家等を令第二条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項第一号から第五号までに掲 | （対内直接投資等の定義に関する事項）<br>第二条　対内直接投資等に関する政令（以下「令」という。）第二条第七項第一号に規定する主務省令で定める金額は、一億円に相当する額とする。<br>［号を加える。］ |

げるものに該当することとなる法人等の役員又は投資委員会等構成員

ハ　当該外国投資家等を令第二条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項第六号から第九号までに掲げるものに該当することとなる法人等の役員

ニ　当該外国投資家（個人に限る。）の配偶者

ホ　当該外国投資家（個人に限る。）の直系血族

ヘ　当該外国投資家と共同して会社の株主としての議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する議決権をいう。以下同じ。）その他の権利を行使することを合意している個人又は法人その他の団体の役員若しくは使用人その他の従業者

ト　当該外国投資家と共同して会社の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している個人又は法人その他の団体を外国投資家とした場合にイからホまでに掲げる者に該当することとなる者

二　当該外国投資家自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合（第三号に掲げる場合を除く。）にあつては、次に掲げる者

イ　当該外国投資家（法人等に限る。）の役員又は使用人その他の従業者

ロ　次に掲げる法人その他の団体の役員又は使用人その他の従業者

(1)　当該外国投資家により総議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する総議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されてい

［号を加える。］

る法人その他の団体

(2) 当該外国投資家及び(1)に掲げる法人その他の団体により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（(1)に掲げるものを除く。）

(3) 当該外国投資家が法人等である場合において当該外国投資家の総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）

(4) 当該外国投資家が法人等である場合において、当該外国投資家の総議決権の百分の五十未満に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体が直接に保有している当該外国投資家の議決権の数と当該法人その他の団体の総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体が直接に保有している当該外国投資家の議決権の数とを合算した数が当該外国投資家の総議決権の百分の五十以上となるときにおける当該外国投資家の総議決権の百分の五十未満に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）

(5) (3)及び(4)に掲げる法人その他の団体の総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体（(1)から(4)までに掲げるものを除く。）

(6) (5)に掲げる法人その他の団体により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている

法人その他の団体（(1)から(5)までに掲げるものを除く。）

(7) (5)及び(6)に掲げる法人その他の団体により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（(1)から(6)までに掲げるものを除く。）

(8) (3)に掲げる法人その他の団体により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（(1)から(7)までに掲げるものを除く。）

(9) (3)及び(8)に掲げる法人その他の団体により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（(1)から(8)までに掲げるものを除く。）

ハ 当該外国投資家を主要な取引先とする個人又は法人その他の団体の役員若しくは使用人その他の従業者

ニ 当該外国投資家の主要な取引先である個人又は法人その他の団体の役員若しくは使用人その他の従業者

ホ 当該外国投資家から多額の金銭その他の財産を受けている者

ヘ 当該外国投資家（個人に限る。）の配偶者

ト 当該外国投資家（個人に限る。）の直系血族

チ 当該外国投資家と共同して会社の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している個人又は法人その他の団体の役員若しくは使用人その他の従業者

リ 当該外国投資家と共同して会社の株主としての議決権そ

の他の権利を行使することを合意している個人又は法人その他の団体を外国投資家とした場合にイからトまでに掲げる者に該当することとなる者

ヌ　過去一年間にイからホまでに掲げる者に該当する者であつた者

三　令第三条の二第一項第三号から第五号までに掲げるものが行う同意であつて、当該外国投資家自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあつては、次に掲げる者

イ　前号イからヌまでに掲げる者に該当する者

ロ　当該外国投資家の属する国の政府、政府機関、地方公共団体、中央銀行又は政党その他の政治団体の役員又は使用人その他の従業者（政党その他の政治団体に該当する場合にあつてはその政党員を含む。）

2　令第二条第十一項第五号に規定する主務省令で定める議案は、次に掲げる議案とする。

一　事業の一部の譲渡に係る議案

二　子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。第三号、第三条第二項第七号ロ及び第十五号イ、第三条の二第五項第一号並びに第四条の三第二項第一号において同じ。）の株式又は持分の全部又は一部の譲渡に係る議案

三　会社法第四百五十四条第一項に掲げる事項に係る議案（配当財産（同法第二条第二十五号に規定する配当財産をいう。）が事業又は子会社の株式である場合に限る。）

［号を加える。］

［項を加える。］

四　会社法第二条第二十八号に規定する新設合併に係る議案

五　会社法第二条第二十九号に規定する吸収分割に係る議案（会社が同法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社となる場合に限る。）

六　会社法第二条第三十号に規定する新設分割に係る議案（会社が同法第七百六十三条第一項第五号に規定する新設分割会社となる場合に限る。）

七　事業の廃止に係る議案

3　令第二条第十四項第一号に規定する主務省令で定める金額は、一億円に相当する額とする。

4　令第二条第十四項第二号に規定する主務省令で定める額は、金銭の貸付けを行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前の貸借対照表）の負債の部に計上した額と当該金銭の貸付けの金額とを合算した額とする。ただし、貸借対照表を作成していない場合にあつては、金銭の貸付けを行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の財産目録（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前の財産目録）の負債の総額と当該金銭の貸付けの金額とを合算した額とする。

5　令第二条第十六項第一号ニ(1)に規定する主務省令で定める金額は、一億円に相当する額とする。

6　令第二条第十六項第一号ニ(2)に規定する主務省令で定める額は、社債の取得を行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前の貸借対照表）の負債の部に計上した額と当該取得した社債の金額とを合算した額とする。

［項を加える。］

2　令第二条第七項第二号に規定する主務省令で定める額は、金銭の貸付けを行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前の貸借対照表）の負債の部に計上した額と当該金銭の貸付けの金額とを合算した額とする。ただし、貸借対照表を作成していない場合にあつては、金銭の貸付けを行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の財産目録（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前の財産目録）の負債の総額と当該金銭の貸付けの金額とを合算した額とする。

3　令第二条第九項第一号ニ(1)に規定する主務省令で定める金額は、一億円に相当する額とする。

4　令第二条第九項第一号ニ(2)に規定する主務省令で定める額は、社債の取得を行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前の貸借対照表）の負債の部に計上した額と当該取得した社債の金額とを合算した額とする。

7　令第二条第十六項第六号ロ及び同条第十八項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　次に掲げる定款の変更

イ　［略］

ロ　会社法第百八条第二項第八号又は第九号に掲げる事項について内容の異なる二以上の種類の株式を発行する場合において当該各号に定める事項

［四～七　略］

（対内直接投資等の届出等）

第三条　［略］

［項を削る。］

2　令第三条第一項第十二号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一　組織変更前の会社の株式又は持分を所有するものによる当該株式又は持分に代わる組織変更後の会社の株式若しくは持分、当該株式若しくは持分に係る議決権又は当該議決権に係る議決権行使等権限の取得（令第二条第十六項第五号に規定

5　令第二条第九項第六号ロ及び第十一項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

［一・二　同上］

三　次に掲げる定款の変更

イ　［同上］

ロ　会社法（平成十七年法律第八十六号）第百八条第二項第八号又は第九号に掲げる事項について内容の異なる二以上の種類の株式を発行する場合において当該各号に定める事項

［四～七　同上］

（対内直接投資等の届出等）

第三条　［同上］

2　令第三条第一項第四号に規定する上場会社等の株式に準ずるものとして主務省令で定める株式は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所への上場前（上場申請から上場までの間に限る。）又は同条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会への登録前（登録申請から登録までの間に限る。）に行われる募集又は売出しに係る株式とする。

3　令第三条第一項第七号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一　組織変更前の会社の株式又は持分を所有するものによる当該株式又は持分に代わる組織変更後の会社の株式若しくは持分又は当該株式若しくは持分に係る議決権の取得

する議決権行使等権限の取得をいう。以下この条及び第七条第一項第一号において同じ。）

二　外国投資家（法第二十六条第一項に規定する外国投資家をいう。以下同じ。）である上場会社等（同条第二項第一号に規定する上場会社等をいう。以下同じ。）又はその子会社が、法第二十七条第一項の規定による届出をして行つた法第二十六条第二項第一号又は第三号に掲げる行為により当該上場会社等又はその子会社が保有する実質保有等議決権（令第二条第四項第二号に規定する実質保有等議決権をいう。以下同じ。）の会社の総議決権に占める割合が百分の百に相当する場合における当該会社が行う新株の発行に伴う当該上場会社等又はその子会社による株式又は当該株式に係る議決権の取得

三　次に掲げる場合における外国投資家（株式会社に限る。）による当該外国投資家の株式に係る法第二十六条第二項第一号又は第三号に掲げる行為

イ　会社法第百六十六条第一項の規定による請求があつた場合（当該外国投資家の一の株主の実質保有等議決権の数及び当該株主を令第二条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数（議決権のうち重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計によるもの。以下同じ。）の当該外国投資家の総議決権数に占める割合が百分の百となる場合を除く。）

ロ　会社法第百九十二条第一項の規定による請求があつた場

［号を加える。］

［号を加える。］

合

ハ　会社法第二百三十四条第四項各号に掲げる事項を定めた場合

ニ　会社法第百十六条第五項、第百八十二条の四第四項、第四百六十九条第五項、第七百八十五条第五項、第七百九十七条第五項又は第八百六条第五項（これらの規定を株式会社について他の法令において準用する場合を含む。）に規定する株式買取請求に応じる場合

四　［略］

五　法第二十六条第二項第五号に掲げる会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意のうち、当該変更に係る変更後の事業目的が、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に該当しない会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意

六　法第二十六条第二項第五号に掲げる会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意のうち、当該会社が上場会社等以外の会社であつて、当該同意をするものの所有等株式等（令第三条第一項第四号に規定する所有等株式等をいう。以下この号において同じ。）と当該同意するものを令第二条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等の所有等株式等とを合計した株式の数若しくは出資の金額又は純議決権数の当該会社の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額又は総議決権に占める割合のいずれもが三分の一未満であるもの

七　法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項

二　［同上］

三　法第二十六条第二項第四号に規定する会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意のうち、当該変更に係る変更後の事業目的が、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に該当しない会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意

［号を加える。］

［号を加える。］

第一号に掲げる議案に関し行う同意のうち、当該同意するものが法第二十七条第一項の規定による届出をして行つた法第二十六条第二項第一号、第三号若しくは第四号若しくは令第二条第十六項第三号若しくは第五号に掲げる対内直接投資等又は法第二十八条第一項の規定による届出をして行つた法第二十六条第三項に掲げる特定取得（以下「特定取得」という。）により当該同意するものが保有する当該対内直接投資等又は当該特定取得に係る会社の実質保有等議決権の数の当該会社の総議決権に占める割合が百分の五十以上に相当する場合における次のいずれかに該当する同意

イ　当該会社の取締役又は監査役の選任に関し行う当該外国投資家による同意

ロ　当該会社の子会社（当該外国投資家がした当該届出のうち直近のものをした日に、当該会社の子会社であるものに限る。以下この号において「対象子会社」という。）の取締役又は監査役の選任に関し行う当該会社による同意

ハ　対象子会社の取締役又は監査役の選任に関し行う当該対象子会社の株式を直接に保有する当該会社の他の対象子会社による同意

八　法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第一号に掲げる議案に関し行う同意のうち、令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等に該当する同意以外のもの

九　法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第二号から第四号まで及び前条第二項各号に掲げる議案に関し行う同意のうち、自ら又は他の株主を通じて株主総会に提出した議案以外のものに関し行う同意

［号を加える。］

［号を加える。］

十　法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第二号から第四号まで及び前条第二項各号に掲げる議案に関し行う同意のうち、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業（第三条の二第五項において「対象事業」という。）に係る議案以外の議案に関し行う同意

十一　法第二十六条第二項第六号に掲げる支店等の設置のうち、当該設置に係る支店等（支店、工場その他の事業所をいう。以下この項及び第七条第一項第四号において同じ。）の事業目的が、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に該当しない支店等の設置

十二　法第二十六条第二項第六号に掲げる支店等の種類又は事業目的の実質的な変更のうち、当該変更に係る変更後の事業目的が、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に該当しない支店等の種類又は事業目的の実質的な変更

十三　会社法第百八十五条に規定する株式無償割当てによる株式若しくは当該株式に係る議決権の取得、株式への一任運用（令第二条第十六項第三号に掲げる株式への一任運用（同号イに掲げる要件を満たすものに限る。）をいう。以下同じ。）又は当該株式に係る議決権行使等権限の取得

十四　株式会社が会社法第二条第十九号に規定する取得条項付株式又は同法第二百七十三条第一項に規定する取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生によりその取得の対価として交付する株式若しくは持分、当該株式若しくは持分に係る議決権、社債若しくは出資証券の取得、株式への一任運用又は当該株式若しくは持分に係る議決権行使等権限の取得

十五　特別上場会社等（法第二十六条第一項第三号に掲げるもの［号を加える。］

三の二　法第二十六条第二項第五号に規定する支店等の設置のうち、当該設置に係る支店等（支店、工場その他の事業所をいう。以下同じ。）の事業目的が、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に該当しない支店等の設置

四　法第二十六条第二項第五号に規定する支店等の種類又は事業目的の実質的な変更のうち、当該変更に係る変更後の事業目的が、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に該当しない支店等の種類又は事業目的の実質的な変更

五　会社法第百八十五条に規定する株式無償割当てによる株式若しくは当該株式に係る議決権の取得又は株式への一任運用（令第二条第九項第三号に掲げる株式への一任運用（同号イに掲げる要件を満たすものに限る。）をいう。以下同じ。）

六　株式会社が会社法第二条第十九号に規定する取得条項付株式又は同法第二百七十三条第一項に規定する取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生によりその取得の対価として交付する株式若しくは持分、当該株式若しくは持分に係る議決権、社債若しくは出資証券の取得又は株式への一任運用

七　特別上場会社等（法第二十六条第一項第三号に掲げるもの

ののうち上場会社等であつて、次に掲げる上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総議決権に占める割合のいずれもが百分の十未満であるものをいう。第四条第一項第一号において同じ。）が行う法第二十六条第二項第一号、第三号から第五号まで、第七号若しくは第八号に掲げる行為又は令第二条第十六項第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為（令第三条第一項第六号に掲げる行為を除く。）

イ　上場会社等の各株主（外国法人等又は令第二条第一項に規定する他の会社若しくはその子会社（令第二条第四項に規定する特定上場会社等を除く。以下この号及び次号において「他の会社等」という。）に限る。）が所有する当該上場会社等の実質株式（同項第一号に規定する実質株式をいう。以下同じ。）の数、当該株主を令第二条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第二十六条第一項第二号、第三号又は第五号に掲げるものに該当するものに限る。ロにおいて同じ。）（以下この号において「株主の密接関係者」という。）が所有する当該上場会社等の実質株式の数並びに当該株主及び当該株主の密接関係者が投資一任契約（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。）その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用（その指図をすることを含み、令第二条第七項に掲げる要件を満たすもののうち上場会社等（同条第二項第一号に規定する上場会社等をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げる当該上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に占める割合のいずれもが百分の十未満であるものをいう。次条第二項第一号において同じ。）が行う法第二十六条第二項第一号、第三号、第四号若しくは第六号に掲げる行為又は令第二条第九項第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為（令第三条第一項第六号に掲げる行為を除く。）

イ　当該上場会社等の各株主（令第二条第一項に規定する外国法人等（以下「外国法人等」という。）又は同項に規定する他の会社（令第三条第一項第六号に規定する特定上場会社等を除く。以下この号において「他の会社」という。）に限る。）が直接に所有する当該上場会社等の株式の数と当該株主を令第二条第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等が直接に所有する当該上場会社等の株式の数とを合計した株式の数

に限る。）をする場合におけるその対象となる当該上場会社等の株式の数を合計した純株式数（株式のうち重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計によるもの。以下同じ。）

ロ　上場会社等に係る各外国投資家（外国法人等又は他の会社等に限る。）が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権（令第二条第十八項に規定する議決権代理行使受任に係る議決権を除く。以下この号において同じ。）の数及び当該外国投資家を同条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数

［号の細分を削る。］

十六　特別非上場会社（法第二十六条第一項第三号に掲げるもののうち上場会社等以外の会社であつて、当該上場会社等以外の会社の株式又は持分を直接に所有するものがいずれも外

ロ　当該上場会社等に係る各運用者（令第二条第九項第三号ロ(1)に規定する運用者をいう。）（外国法人等又は他の会社に限る。）がする株式への一任運用の対象とされる当該上場会社等の株式の数と当該運用者の密接関係者（同号ロ(1)に規定する運用者の密接関係者をいう。）がする株式への一任運用の対象とされる当該上場会社等の株式の数とを合計した株式の数

ハ　当該上場会社等に係る各外国投資家（法第二十六条第一項に規定する外国投資家をいう。以下この号及び第六項において同じ。）（外国法人等又は他の会社に限る。）の保有等議決権数（令第三条第一項第六号ハに規定する保有等議決権数をいう。以下この号において同じ。）と当該外国投資家を令第二条第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等の保有等議決権数とを合計した純議決権数（同条第九項第三号ロ(2)に規定する純議決権数をいう。第十二号及び第七条第二項第二号において同じ。）

八　特別非上場会社（法第二十六条第一項第三号に掲げるもののうち上場会社等以外の会社であつて、当該上場会社等以外の会社の株式又は持分を直接に所有するものがいずれも外国

国法人等又は他の会社等でないものをいう。第四条第一項第二号において同じ。）が行う法第二十六条第二項第一号、第三号から第五号まで、第七号若しくは第八号に掲げる行為又は令第二条第十六項第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為

十七　法第二十六条第二項第一号、第三号又は第四号に掲げる行為のうち、金融商品取引法第二条第八項第六号に掲げる有価証券の引受け（同条第六項第三号に係るものを除く。第四条第一項第三号において同じ。）に該当する行為（これに相当する外国の法令によるものを含む。同号において同じ。）（令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等である場合にあつては、当該行為により取得した株式の議決権の行使を行わないものに限る。）

十八　特定非上場会社（令第三条第一項第二号に規定する特定非上場会社をいう。以下この号及び次号において同じ。）の議決権に係る議決権代理行使受任（令第二条第十六項第四号に掲げる議決権代理行使受任をいう。以下この項において同じ。）をしていた法人又は特定非上場会社の議決権に係る議決権代理行使委任（同項第六号に掲げる議決権代理行使委任をいう。以下この項において同じ。）に係る受任をした法人の合併により合併後存続する法人又は新たに設立される法人が当該議決権代理行使受任又は当該議決権代理行使委任に係る契約を承継する場合における当該議決権代理行使受任又は当該議決権代理行使委任

十九　［略］

法人等又は令第二条第一項に規定する他の会社（令第三条第一項第六号に規定する特定上場会社等を除く。）でないものをいう。次条第二項第二号において同じ。）が行う法第二十六条第二項第一号、第三号若しくは第六号に掲げる行為又は令第二条第九項第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為

九　法第二十六条第二項第三号又は令第二条第九項第四号に掲げる行為のうち、金融商品取引法第二条第八項第六号に掲げる有価証券の引受け（同条第六項第三号に係るものを除く。）に該当する行為（これに相当する外国の法令によるものを含む。）（令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等である場合にあつては、当該行為により取得した株式の議決権の行使を行わないものに限る。）

十　特定非上場会社（令第三条第一項第二号に規定する特定非上場会社をいう。以下この号及び次号において同じ。）の議決権に係る議決権代理行使受任（令第二条第九項第五号に規定する議決権代理行使受任をいう。以下同じ。）をしていた法人又は特定非上場会社の議決権に係る議決権代理行使委任（同項第六号に規定する議決権代理行使委任をいう。以下この項において同じ。）に係る受任をした法人の合併により合併後存続する法人又は新たに設立される法人が当該議決権代理行使受任又は当該議決権代理行使委任に係る契約を承継する場合における当該議決権代理行使受任又は当該議決権代理行使委任

十一　［同上］

二十　非上場会社の議決権に係る議決権代理行使受任（当該議決権代理行使受任の後における当該議決権代理行使受任をするものの保有等非上場会社議決権数（直接に保有する非上場会社の議決権の数と議決権代理行使受任（令第二条第十六項第四号イに該当するものに限る。）に係る議決権の数とを合計した議決権の数をいう。以下この号において同じ。）と当該議決権代理行使受任をするものを令第二条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等の保有等非上場会社議決権数とを合計した純議決権数の当該非上場会社の総議決権に占める割合が百分の十以上となる場合の当該議決権代理行使受任を除く。）であつて、令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等に該当する非上場会社の議決権に係る議決権代理行使受任以外のもの

二十一　株式の分割若しくは併合により発行される新株に係る議決権に係る議決権代理行使受任、議決権代理行使委任又は共同議決権等行使同意取得（令第二条第十六項第七号に掲げる共同議決権行使同意取得をいう。以下この項及び第七条第一項第五号において同じ。）（以下この項において「議決権代理行使受任等」という。）であつて、当該株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等をしていた場合における当該株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等に相当するもの

二十二　［略］

二十三　［略］

十二　非上場会社の議決権に係る議決権代理行使受任（当該議決権代理行使受任の後における当該議決権代理行使受任をするものの保有等非上場会社議決権数（直接に保有する非上場会社の議決権の数と議決権代理行使受任（令第二条第九項第五号イに該当するものに限る。）に係る議決権の数とを合計した議決権の数をいう。以下この号において同じ。）と当該議決権代理行使受任をするものを令第二条第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等の保有等非上場会社議決権数とを合計した純議決権数の当該非上場会社の総株主又は総社員の議決権の数に占める割合が百分の十以上となる場合の当該議決権代理行使受任を除く。）であつて、令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等に該当する非上場会社の議決権の取得（前項の株式に係る議決権の取得を除く。）以外のもの

十三　株式の分割若しくは併合により発行される新株に係る議決権に係る議決権代理行使受任、議決権代理行使委任又は共同議決権等行使同意取得（令第二条第九項第七号に規定する共同議決権等行使同意取得をいう。以下同じ。）（以下この項において「議決権代理行使受任等」という。）であつて、当該株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等をしていた場合における当該株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等に相当するもの

十四　［同上］

十五　［同上］

二十四　［略］

二十五　相続又は遺贈により共同議決権行使同意取得に係る契約を承継した場合における当該共同議決権行使同意取得

［略］

3　令第三条第二項第一号及び令第三条の二第二項第三号に規定する主務省令で定めるものは、会社（その子会社を含む。）がその総議決権の百分の五十に相当する議決権の数を保有する他の会社（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）とする。

4　令第三条第二項第二号に規定する主務省令で定める対内直接投資等は、別表第一に掲げる国又は地域以外の国又は地域の外国投資家により行われる対内直接投資等（法第二十六条第一項第三号又は第五号に該当する外国投資家により行われる対内直接投資等を除く。）とする。

5　［略］

6　令第三条第三項の規定に基づき届出をしようとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。

一　法第二十六条第二項第一号、第三号及び第四号に規定する株式、持分又は議決権の取得並びに令第二条第十六項第二号に規定する出資証券の取得、同項第三号に規定する株式への一任運用及び同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得　別紙様式第一

十六　［同上］

十七　相続又は遺贈により共同議決権等行使同意取得に係る契約を承継した場合における当該共同議決権等行使同意取得

［同上］

4　令第三条第二項第一号に規定する主務省令で定めるものは、会社（その子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。次条第四項において同じ。）を含む。）がその総株主又は総社員の議決権の数の百分の五十に相当する議決権の数を保有する他の会社（その株主又は社員の数が二人であるものに限る。）とする。

5　令第三条第二項第二号に規定する主務省令で定める対内直接投資等は、別表第一に掲げる国又は地域以外の国又は地域の外国投資家により行われる対内直接投資等（法第二十六条第一項第三号又は第四号に該当する外国投資家により行われる対内直接投資等を除く。）とする。

6　［同上］

7　令第三条第三項の規定に基づき届出をしようとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、当該事業所管大臣の数に三を加えた数とする。

一　法第二十六条第二項第一号及び第三号に規定する株式又は持分の取得並びに令第二条第九項第二号に規定する出資証券の取得、同項第三号に規定する株式への一任運用及び同項第四号に規定する議決権の取得　別紙様式第一

二　［略］

三　法第二十六条第二項第五号に規定する会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意　別紙様式第三

三の二　令第二条第十一項第一号に規定する取締役又は監査役の選任に係る議案に関して行う同意　別紙様式第三の二

三の三　令第二条第十一項第二号から第四号まで及び前条第二項各号に掲げる議案に関して行う同意　別紙様式第三の三

四　法第二十六条第二項第六号に規定する支店等の設置　別紙様式第四

五　法第二十六条第二項第六号に規定する支店等の種類又は事業目的の実質的な変更　別紙様式第五

六　法第二十六条第二項第七号に規定する金銭の貸付け　別紙様式第六

六の二　法第二十六条第二項第八号に規定する事業の承継　別紙様式第六の二

七　令第二条第十六項第一号に規定する社債の取得　別紙様式第七

八　令第二条第十六項第四号に規定する議決権代理行使受任　別紙様式第七の二

九　令第二条第十六項第六号に規定する議決権代理行使委任　別紙様式第七の三

十　令第二条第十六項第七号に規定する共同議決権行使同意取得　別紙様式第七の四

8 ［略］

9 令第三条第十四項の規定に基づき法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第八による通知書

二　［同上］

三　法第二十六条第二項第四号に規定する会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意　別紙様式第三

［号を加える。］

四　法第二十六条第二項第五号に規定する支店等の設置　別紙様式第四

五　法第二十六条第二項第五号に規定する支店等の種類又は事業目的の実質的な変更　別紙様式第五

六　法第二十六条第二項第六号に規定する金銭の貸付け　別紙様式第六

［号を加える。］

七　令第二条第九項第一号に規定する社債の取得　別紙様式第七

八　令第二条第九項第五号に規定する議決権代理行使受任　別紙様式第七の二

九　令第二条第九項第六号に規定する議決権代理行使委任　別紙様式第七の三

十　令第二条第九項第七号に規定する共同議決権等行使同意取得　別紙様式第七の四

9 ［同上］

10 令第三条第十四項の規定に基づき法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第八による通知書

を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき通知書の通数は、一とする。

（対内直接投資等の届出の特例に関する事項）

第三条の二　令第三条の二第一項第四号イ及び令第四条の三第一項第四号イに規定する他の法人その他の団体（以下この項において「間接法人等」という。）を通じて間接に保有するものとして主務省令で定める法人その他の団体の議決権の数は、当該法人その他の団体の株主若しくは出資者である間接法人等（外国政府等（令第三条の二第一項第三号に規定する外国政府等をいう。第七条第四項第四号において同じ。）の出資比率が百分の五十以上であるものに限る。）又はその子会社等（会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。）が直接に保有する当該法人その他の団体の議決権の数とする。

2　令第三条の二第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　取締役の選任又は解任

二　取締役の任期の短縮

三　次に掲げる定款の変更

イ　目的の変更に係るもの

ロ　会社法第百八条第二項第八号又は第九号に掲げる事項について内容の異なる二以上の種類の株式を発行する場合において当該各号に定める事項

四　会社法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等

五　会社の解散

を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき通知書の通数は、当該事業所管大臣の数に一を加えた数とする。

［条を加える。］

六　会社法第七百八十二条第一項に規定する吸収合併契約等
七　会社法第八百三条第一項に規定する新設合併契約等

3　令第三条の二第二項第三号に規定する主務省令で定める業種は、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種とする。

4　令第三条の二第二項第三号イに規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法に相当する外国の法令の規定による許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等又はこれに相当するものをいう。以下この項において同じ。）を受けて金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（同条第八項に規定する有価証券関連業を行うものに限り、同法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行うものを除く。）に類する事業を営むもの

二　金融商品取引法第二十九条の登録を受けて同法第二十八条第四項に規定する投資運用業（以下この号において「投資運用業」という。）を営むもの若しくは同法第六十三条第二項の規定による届出をして同条第一項第二号に掲げる行為を業として行うもの又は同法に相当する外国の法令の規定により許認可等を受けて投資運用業に類する事業を営むもの

三　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十三項に規定する登録投資法人若しくは同法に相当する外国の法令に準拠して設立された法人たる社団又は権利能力のない社団で、登録投資法人に類するもの（当該外国の法令に基づき許認可等を受けているものに限る。）

四　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行又は同法に相当する外国の法令の規定による許認可等を受けて外国において銀行業（同法第二条第二項に規定する銀行業のうち同項第一号に掲げる行為を行わないものを除く。）に類する事業を営むもの

五　保険業法（平成七年法律第百五号）第三条の規定による免許を受けて同法第二条第一項に規定する保険業（以下この号において「保険業」という。）を営むもの又は同法に相当する外国の法令の規定による許認可等を受けて保険業に類する事業を営むもの

六　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する信託会社（同条第四項に規定する管理型信託会社を除く。）若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条の認可を受けて信託業法第二条第一項に規定する信託業を営むもの又はこれらの法律に相当する外国の法令の規定による許認可等を受けて信託業に類する事業を営むもの（同条第二項に規定する信託会社を除く。）

七　金融商品取引法第六十六条の五十の規定による登録を受けて同法第二条第四十一項に規定する高速取引行為を行うもの

5　令第三条の二第二項第五号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　対内直接投資等に係る会社（以下この号において「発行会社」という。）、特定子会社（発行会社の子会社であつて対象事業を営むものをいう。以下この号において同じ。）、特定親会社（特定子会社の親会社（会社法第二条第四号に規定

する親会社をいい、発行会社並びに外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。第四条の三第二項第一号において同じ。）であつて発行会社以外のものをいう。）又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として前条第四項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて対象事業を営むもの（以下この項において「発行会社等」という。）の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第四条の三第五項第一号において同じ。）である場合にあつては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。）若しくは監査役に新たに就任すること又は第二条第一項第二号イからヌまでに掲げる者（外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当する場合にあつては第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役又は監査役に新たに就任させることを目的とする対内直接投資等

二　令第二条第十一項第二号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案（対象事業に係るものに限る。）を発行会社の株主総会に提案することを目的とする対内直接投資等

三　対象事業に係る非公開の技術情報の取得その他の当該技術情報の流出につながるおそれのある行為を行うことを目的とする対内直接投資等

四　令第三条の二第二項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む第二項に規定する財務大臣及び事業

所管大臣が定める業種に属する事業に関し、当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会に出席し、若しくは自らが指定する者を出席させること又は当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会若しくはそれらの構成員に対し、自ら若しくはその指定する者を通じて期限を付して、当該発行会社等の回答若しくは行動を求めて書面若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により提案を行うことを目的とする対内直接投資等

五　法第二十七条第一項の規定による届出をせずに令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意を行つた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る対内直接投資等

六　令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、法第二十七条第一項の規定による届出をして、禁止期間（法第二十九条第六項に規定する禁止期間をいう。第四条の三第二項第五号において同じ。）の満了前に同意を行つた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る対内直接投資等

七　令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、虚偽の届出をした外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る対内直接投資等

八　令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意の届出をして、当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を命じられた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る対内直接投資等（当該外国投資家が当該変更又は中止の命令に従つた場合（当該届出が令第二条第十一項第一号に掲げる議案のうち自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外の場合にあつては、第二条第一項第一号ロからトまでに掲げる者の選任に係る場合に限る。）を除く。）

（特定取得の届出等）

第四条　令第四条第一項第四号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一　特別上場会社等が行う特定取得（令第四条第一項第二号に掲げる行為を除く。）

二　特別非上場会社が行う特定取得

三　特定取得のうち、金融商品取引法第二条第八項第六号に掲げる有価証券の引受けに該当する行為（当該行為により取得した株式の議決権の行使を行わないものに限る。）

［項を削る。］

（特定取得の届出等）

第四条　令第四条第一項第二号に規定する上場会社等の株式に準ずるものとして主務省令で定める株式は、金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所への上場前（上場申請から上場までの間に限る。）又は同条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会への登録前（登録申請から登録までの間に限る。）に行われる募集又は売出しに係る株式とする。

［号を加える。］

［号を加える。］

2　令第四条第一項第四号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

2　［略］

3　令第四条第二項及び令第四条の三第二項第一号に規定する主務省令で定めるものは、会社（その子会社を含む。）がその総議決権の百分の五十に相当する議決権の数を保有する他の会社（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）とする。

4　令第四条第三項の規定に基づき届出をしようとするものは、別紙様式第一による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。

5　［略］

6　令第四条第十一項の規定に基づき法第二十八条第七項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第八の二による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき通知書の通数は、一とする。

（特定取得の届出の特例に関する事項）

第四条の三　令第四条の三第二項第一号に規定する主務省令で定める業種は、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種とする。

2　令第四条の三第二項第三号に規定する主務省令で定めるもの

一　特別上場会社等が行う特定取得（令第四条第一項第三号に掲げる行為を除く。）

二　特別非上場会社が行う特定取得

3　［同上］

4　令第四条第二項に規定する主務省令で定めるものは、会社（その子会社を含む。）がその総株主又は総社員の議決権の数の百分の五十に相当する議決権の数を保有する他の会社（その株主又は社員の数が二人であるものに限る。）とする。

5　令第四条第三項の規定に基づき届出をしようとするものは、別紙様式第一による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、当該事業所管大臣の数に三を加えた数とする。

6　［同上］

7　令第四条第十一項の規定に基づき法第二十八条第七項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第八の二による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき通知書の通数は、当該事業所管大臣の数に一を加えた数とする。

［条を加える。］

は、次に掲げるものとする。

一　特定取得に係る会社（以下この号において「発行会社」という。）、特定子会社（発行会社の子会社であつて第四条第二項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業（以下この項において「特定対象事業」という。）を営むものをいう。）、特定親会社（特定子会社の親会社であつて発行会社以外のものをいう。）又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として第四条第三項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて特定対象事業を営むもの（以下この号において「発行会社等」という。）の取締役（当該発行会社等が持分会社である場合にあつては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。）若しくは監査役に新たに就任すること又は第二条第一項第二号イからヌまでに掲げる者（外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当する場合にあつては第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役又は監査役に新たに就任させることを目的とする特定取得

二　令第二条第十一項第二号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案（特定対象事業に係るものに限る。）を発行会社の株主総会に提案することを目的とする特定取得

三　特定対象事業に係る非公開の技術情報の取得その他の当該技術情報の流出につながるおそれのある行為を行うことを目的とする特定取得

四　法第二十七条第一項の規定による届出をせずに令第二条第

十一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意を行つた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得

五　令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、法第二十七条第一項の規定による届出をして、禁止期間の満了前に同意を行つた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得

六　令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、虚偽の届出をした外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得

七　令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意の届出をして、当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を命じられた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得（当該外国投資家が当該変更又は中止の命令に従つた場合（当該届出が令第二条第十一項第一号に掲げる議案のうち自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外の場合にあつては、第二条第一項第一号ロからトまでに掲げる者の選任に係る場合に限る。）を除く。）

（対内直接投資等及び特定取得の報告）

第六条の二　令第六条の三第一項の規定に基づき、別表第三の第二欄に掲げるものが行つた同表の第三欄に掲げる業種に係る同表の第一欄に掲げる対内直接投資等又は特定取得について報告

（対内直接投資等の報告）

第六条の二　令第六条の三第一項の規定に基づき報告をしようとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式による報告書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所

をしようとするものは、対内直接投資等を行つた日から四十五日以内に、同表の第四欄に定める様式による報告書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

（令第六条の五の規定に基づく報告）

第七条　法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定による届出をしたものが、次の各号に掲げる行為をした場合には、当該行為の区分に応じ、当該各号に定める様式による報告書を管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、当該事業所管大臣の数に一を加えた数とする。

一　法第二十六条第二項第一号及び第三号に規定する株式又は持分の取得並びに令第二条第九項第二号に規定する出資証券の取得、同項第三号に規定する株式への一任運用及び同項第四号に規定する議決権の取得　別紙様式第十一

二　法第二十六条第二項第二号に規定する株式又は持分の譲渡　別紙様式第十二

三　法第二十六条第二項第六号に規定する金銭の貸付け　別紙様式第十六

四　令第二条第九項第一号に規定する社債の取得　別紙様式第十七

五　令第二条第九項第五号に規定する議決権代理行使受任　別紙様式第十七の二

六　令第二条第九項第六号に規定する議決権代理行使委任　別紙様式第十七の三

七　令第二条第九項第七号に規定する共同議決権等行使同意取得　別紙様式第十七の四

（令第六条の五の規定に基づく報告）

第七条　法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定による届出をしたものが、次の各号に掲げる行為をした場合には、当該行為の区分に応じ、当該各号に定める様式による報告書を

、当該行為を行つた日から四十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

一　当該届出に係る株式若しくは持分（特別の法律により設立された法人の発行する出資証券を含む。）の取得、議決権の取得、株式への一任運用若しくは議決権行使等権限の取得又は当該株式若しくは持分の取得、当該議決権の取得、当該株式への一任運用若しくは当該議決権行使等権限の取得をした後における当該株式若しくは持分若しくは議決権の全部若しくは一部の処分　別紙様式第十九

［二・三　略］

四　当該届出に係る共同議決権行使同意取得又は当該共同議決権行使同意取得をした後における当該共同議決権行使同意取得の解除　別紙様式第二十二の二

五　当該届出に係る事業の承継又は事業を承継した後における当該事業の処分　別紙様式第二十二の三

2　第三条第二項第十七号又は第四条第一項第三号に掲げる行為を行つたもの（以下この項において「引受者」という。）が、当該行為に係る上場会社等の株式若しくは議決権又は上場会社等以外の会社の株式の取得を行つた日の翌日に所有し、又は保有することとなつた次に掲げる当該上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に占める割合が百分の十以上となる場合には、所有し、又は保有することとなつた当該上場会社等の株式又は議決権について、別紙様式第十一による報告書を、当該行為を行つ

、当該行為を行つた日から三十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、当該事業所管大臣の数に一を加えた数とする。

一　当該届出に係る株式若しくは持分（特別の法律により設立された法人の発行する出資証券を含む。）の取得若しくは株式への一任運用若しくは議決権の取得又は当該株式若しくは持分の取得若しくは当該株式への一任運用若しくは当該議決権の取得をした後における当該株式若しくは持分若しくは議決権の全部若しくは一部の処分　別紙様式第十九

［二・三　同上］

四　当該届出に係る共同議決権等行使同意取得又は当該共同議決権等行使同意取得をした後における当該共同議決権等行使同意取得の解除　別紙様式第二十二の二

［号を加える。］

2　第三条第三項第九号に掲げる行為を行つたもの（以下この項において「引受者」という。）が、当該行為に係る上場会社等の株式又は議決権の取得を行つた日の翌日に所有し、又は保有することとなつた次に掲げる当該上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に占める割合が百分の十以上となる場合には、所有し、又は保有することとなつた当該上場会社等の株式又は議決権について、別紙様式第十一による報告書を、当該行為を行つた日の属する月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大

た日から四十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

一　当該引受者が所有する当該上場会社等の実質株式の数、当該引受者を令第二条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等（以下この号及び次号において「引受者の密接関係者」という。）が所有する当該上場会社等の実質株式の数並びに当該引受者及び当該引受者の密接関係者がする株式への一任運用の対象とされる当該上場会社等の株式の数を合計した純株式数

二　当該引受者の実質保有等議決権の数及び当該引受者の密接関係者の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数

3　前項に規定する報告書を提出したもの（当該報告書に係る上場会社等の株式若しくは議決権又は上場会社等以外の会社の株式の取得が令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等又は令第四条第二項に掲げる特定取得に該当する場合に限る。）が所有し、又は保有する前項各号に掲げる当該上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に占める割合が百分の十未満となつた場合には、当該上場会社等の株式の所有又は議決権の保有の状況について、別紙様式第十九による報告書を、その事実の発生の日から三十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、当該事業所管大臣の数に一を加えた数とする。

一　当該引受者が直接に所有する当該上場会社等の株式の数と当該引受者を令第二条第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等（次号において「引受者の密接関係者」という。）が直接に所有する当該上場会社等の株式の数とを合計した株式の数

二　当該引受者の保有等議決権数（令第二条第九項第三号ロ(2)に規定する保有等議決権数をいう。以下この号において同じ。）と当該引受者の密接関係者の保有等議決権数とを合計した純議決権数

3　前項に規定する報告書を提出したもの（当該報告書に係る上場会社等の株式又は議決権の取得が令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等に該当する場合に限る。）が所有し、又は保有する前項各号に掲げる当該上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に占める割合が百分の十未満となつた場合には、当該上場会社等の株式の所有又は議決権の保有の状況について、別紙様式第十九による報告書を、その事実の発生の日から三十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、当該事業所管大臣の数に一を加えた数とする。

報告書の通数は、一とする。

4　第六条の二の規定により別紙様式第十一の二による報告書を提出した後において、次の各号に掲げる変更が生じた場合には、当該変更が生じた日における別紙様式第十九の二による報告書を、当該変更が生じた日から起算して四十五日を経過する日までに、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

一　別紙様式第十一の二による報告書を提出したもの（法人等に限る。）（以下この項において「報告者」という。）の株主又は出資者であつてその直接に保有する議決権の数と第三条の二第一項に掲げるものに該当することとなる議決権の数とを合計した議決権の数の当該報告者の総議決権に占める割合又はその所有する株式の数若しくは出資の金額の当該報告者の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額に占める割合のいずれかが百分の十以上であるもの（次号において「報告者の特定株主」という。）に変更がある場合

二　令第三条の二第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものが報告者の特定株主となる場合

三　報告者の役員又は役員で代表する権限を有するもののいずれかの総数の三分の一以上となるものの国籍に変更がある場合

四　外国政府等が任命し、若しくは指名しているもの又は外国政府等の役員若しくは使用人その他の従業者が報告者の役員又は役員で代表する権限を有するものとなる場合

五　提出された別紙様式第十一の二による報告書に記載のある

［項を加える。］

報告者の最終親会社等（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四の四第四項第五号に規定する最終親会社等をいう。）又は報告者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものに変更がある場合

六　報告者が令第三条の二第一項第三号から第五号までに掲げるもののいずれかに新たに該当することとなつた場合

七　報告者が令第三条の二第二項第三号イに規定する第一種金融商品取引業を行うもの又は第三条の二第三項各号に掲げるもののいずれか（以下この項において「許認可等金融機関等」という。）に新たに該当することとなつた場合又は該当しないこととなつた場合

八　報告者が第三条の二第三項第一号又は第二号に掲げるものに該当する場合にあつては、当該報告者が他のものから依頼を受けて金融商品取引法第二十八条第一項第三号若しくは第三十五条第一項第十一号及び第十二号に掲げる業務又はこれらに相当する業務を新たに行うこととなつた場合又は行わないこととなつた場合

九　報告者が許認可等金融機関等に該当する場合にあつては、その該当する許認可等の区分に係る監督を行う行政機関又はその国籍に変更がある場合

十　報告者が許認可等金融機関等に該当する場合にあつては、その該当する許認可等の区分に係る法令又は外国の法令が異なることとなつた場合

5　財務大臣及び事業所管大臣は、前各項に規定する報告書により報告を求める場合以外に、令第六条の五第一項の規定により

4　財務大臣及び事業所管大臣は、前三項に規定する報告書により報告を求める場合以外に、令第六条の五第一項の規定により

報告を求める場合には、同項に規定する者又は関係人に対し、通知する方法により、当該報告を求める事項を指定してするものとする。

6 ［略］

7 財務大臣及び事業所管大臣は、第五項に規定する通知をするときは、併せて前項に規定する手続を通知するものとする。

（期間の短縮に関する通知等）

第八条　財務大臣及び事業所管大臣が法第二十七条第二項ただし書及び第四項、法第二十八条第二項ただし書及び第四項又は法第三十条第二項ただし書及び第四項の規定により取引又は行為を行つてはならない期間を短縮するときは、第三条第八項、第四条第五項又は第五条第三項に規定する届出受理証に短縮の期間を記入して当該届出受理証を届出者に交付する方法又は短縮の期間を記載した通知書を届出者に交付する方法により行うものとする。

（立入検査及び質問を行う職員の身分を示す証票）

第九条の二　法第六十八条第二項に規定する立入検査及び質問（法第五章に係るものに限る。）を行う職員の身分を示す証票は、別紙様式第二十三又は財務大臣若しくは事業所管大臣が定める様式によるものとする。

（事務の委任）

第十条　令第十条ただし書の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が自ら取り扱うことを妨げない事務は、法第二十九条第一

---

報告を求める場合には、同項に規定する者又は関係人に対し、通知する方法により、当該報告を求める事項を指定してするものとする。

5 ［同上］

6 財務大臣及び事業所管大臣は、第四項に規定する通知をするときは、併せて前項に規定する手続を通知するものとする。

（期間の短縮に関する通知等）

第八条　財務大臣及び事業所管大臣が法第二十七条第二項ただし書及び第四項、法第二十八条第二項ただし書及び第四項又は法第三十条第二項ただし書及び第四項の規定により取引又は行為を行つてはならない期間を短縮するときは、第三条第九項、第四条第六項又は第五条第三項に規定する届出受理証に短縮の期間を記入して当該届出受理証を届出者に交付する方法又は短縮の期間を記載した通知書を届出者に交付する方法により行うものとする。

（立入検査又は質問を行う職員の身分を示す証票）

第九条の二　法第六十八条第二項に規定する立入検査又は質問（法第五章に係るものに限る。）を行う職員の身分を示す証票は、別紙様式第二十三又は財務大臣若しくは事業所管大臣が定める様式によるものとする。

（事務の委任）

第十条　令第十条ただし書の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が自ら取り扱うことを妨げない事務は、法第二十九条第一

項から第五項までの規定に基づく命令の内容を記載した文書の送付に関する事務並びに第七条第五項から第七項までの規定に係る通知及び報告の受理に関する事務とする。

［2　略］

---

項から第四項までの規定に基づく命令の内容を記載した文書の送付に関する事務並びに第七条第四項から第六項までの規定に係る通知及び報告の受理に関する事務とする。

［2　同上］

別表第一（第三条関係）

［一・二　略］

二の二　アフガニスタン

［三～二七　略］

二七の二　カーボベルデ

二八　［略］

二八の二　カザフスタン

［二九～六八　略］

六九　セーシェル

［七〇～七七　略］

七七の二　タジキスタン

［七八～一三四　略］

一三五　北マケドニア

［一三六～一五二　略］

一五二の二　モンテネグロ

［一五三～一五七　略］

一五七の二　リベリア

［一五八～一六三　略］

別表第一（第三条関係）

［一・二　同上］

［号を加える。］

［三～二七　同上］

［号を加える。］

二八　［同上］

［号を加える。］

［二九～六八　同上］

六九　削除

［七〇～七七　同上］

［号を加える。］

［七八～一三四　同上］

一三五　マケドニア旧ユーゴスラビア共和国

［一三六～一五二　同上］

［号を加える。］

［一五三～一五七　同上］

［号を加える。］

［一五八～一六三　同上］

別紙様式第一

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

株式、持分、議決権若しくは議決権行使等権限の取得又は株式への一任運用に関する届出書

年　月　日

□本届出書で届け出る内容は特定取得に該当します。

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
□内閣総理大臣（警察庁）
□内閣総理大臣（金融庁）
□総　務　大臣
□厚生労働大臣
□農林水産大臣
□経済産業大臣
□国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 届出者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | | 記名押印又は署名 | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | | 国籍又は設立国 | | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | | | | |
| | ウェブページのリンク | | | | |
| | 届出者となる法的根拠（該当分に○） | イ　非居住者個人　　ロ　外国法人等<br>ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社<br>ニ　特定組合等　　ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等<br>ヘ　イ～ホのために取得するもの又は一任運用をするもの | | | |
| | 代理人 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | 記名押印又は署名 | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | | | |
| | 事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス） | | | | |

下記のとおり届出します。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 発行会社 | (1) 名称 | | |
| | (2) 本店の所在地 | | |
| | (3) 定款上の事業目的 | | |
| | (4) 資本金<br>総議決権 | 取得前、一任運用前又は設立時　円（　株（口））<br>取得後又は一任運用後　円（　株（口））<br>取得前、一任運用前又は設立時　個<br>取得後又は一任運用後　個 | |

別紙様式第一

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

株式<br>持分（及び議決権）の取得等に関する届出書

年　月　日

殿
（日本銀行経由）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 届出者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | | 記名押印又は署名 | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | | 国籍 | | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | | 資本金 | | |
| | 届出者となる法的根拠（該当分に○） | イ　非居住者個人　　ロ　外国法人等　　ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社　　ニ　イが役員の過半数を占める本邦法人等<br>ホ　イ～ニのために取得するもの又は一任運用をするもの | | | |
| | 代理人 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | 記名押印又は署名 | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | | | |
| | 事務上の連絡先（担当者電話） | | | | |

下記のとおり届出します。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 発行会社 | (1) 名称 | | |
| | (2) 本店の所在地 | | |
| | (3) 定款上の事業目的 | | |
| | (4) 資本金<br>(払込資本)<br>総議決権 | 取得前、一任運用前又は設立時　円（　株（口））<br>取得後又は一任運用後　円（　株（口））<br>取得前、一任運用前又は設立時　個<br>取得後又は一任運用後　個 | |
| | (5) 外資比率 | 取得後又は一任運用後の外資比率　%<br>（取得前又は一任運用前　%） | |
| | (6) 事前届出業種に該当する理由 | | |
| | (7) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項 | | |

| | | |
|---|---|---|
| | (5) 外　資　比　率 | 取得後又は一任運用後の外資比率　　%<br>（取得前又は一任運用前　　%） |
| | (6) 事前届出業種に該当する理由 | |
| | (7) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項 | |
| 2 取得又は一任運用をしようとする株式等 | (1) 上場、非上場等の区分（該当分に○） | イ 上場銘柄　　ロ 店頭売買銘柄　　ハ その他 |
| | (2) 取得又は一任運用の態様（該当分に○） | イ 設立新株等の取得　　ロ 増資新株等の取得<br>ハ 旧株等の譲受による取得　　ニ 設立新株等への一任運用<br>ホ 増資新株等への一任運用　　ヘ 旧株等の譲受による一任運用<br>ト その他（　　） |
| | (3) 数量、取得・一任運用価額等 | 数　　量<br>株　　式　　株（ロ）<br>議　決　権　　個<br><br>取得価額又は一任運用価額　　円<br>（一株・ロ 当たり　　円）<br>取得後又は一任運用後の出資比率　　%<br>（取得前又は一任運用前の比率　　%）<br>取得後又は一任運用後の議決権比率　　%<br>（取得前又は一任運用前の比率　　%） |
| | (4) 取得又は一任運用の時期 | |
| | (5) 支　払　の　時　期 | |
| | (6) 取得又は一任運用の相手方 | 氏名又は名称 |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 |
| | | 譲　渡　数　量 |
| 3 取得又は一任運用の目的等 | (1) 取得又は一任運用の目的（該当分に○） | イ 資産運用　　ロ 経営関与<br>ハ 関係会社の設立又は資金調達の支援<br>ニ 国内会社との合弁会社の設立　　ホ その他（　　） |
| | (2) 取得又は一任運用に伴う経営関与の方法 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 2 取得又は一任運用をしようとする株式（持分） | (1) 上場、非上場等の区分（該当分に○） | イ 上場銘柄　　ロ 店頭売買銘柄　　ハ その他 | |
| | (2) 取得又は一任運用の態様 | | |
| | (3) 数量、取得・一任運用価額等 | 数　　量　　株（ロ）<br>取得価額又は一任運用価額　　円（一株（ロ）当たり　　円）<br>取得後又は一任運用後の出資比率　　%<br>（取得前又は一任運用前の比率　　%）<br>取得後又は一任運用後の議決権比率　　%<br>（取得前又は一任運用前の比率　　%） | |
| | (4) 取得又は一任運用の時期 | | |
| | (5) 支　払　の　時　期 | | |
| | (6) 取得又は一任運用の相手方 | 氏名又は名称 | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | | 譲　渡　数　量 | |
| 3 取得又は一任運用の目的等 | (1) 取得又は一任運用の目的 | | |
| | (2) 取得又は一任運用に伴う経営関与の方法 | | |
| | (3) 取得後又は一任運用後の事業計画 | | |
| | (4) 事前届出業種に該当する事業の取扱い | | |
| 4 届出者の事業方針等に影響を及ぼす者 | | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | | 国　　籍 | |
| | | 職業又は営んでいる事業の内容 | |
| | | 資　本　金 | |
| | | 届出者との関係 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | ⑶ 事前届出業種に該当する事業の譲渡、廃止又は縮小に関する提案の可能性（該当分に○） | イ あり（　　）<br>ロ なし | |
| 4 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの | | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | | 国籍又は設立国 | |
| | | 職業又は営んでいる事業の内容 | |
| | | ウェブページのリンク | |
| | | 国有企業等との関係 | |
| | | 届出者との関係 | |
| 5 届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等 | | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | | 国籍又は設立国 | |
| | | 職業又は営んでいる事業の内容 | |
| | | ウェブページのリンク | |
| | | 届出者との関係 | |
| | | 数量 | 株式　　株<br>議決権　　個 |
| | | 出資比率<br>議決権比率 | %<br>% |
| 6 事前届出免除制度による発行会社の株式等の取得の有無（該当分に○） | | イ あり（　　）<br>ロ なし | |
| 7 その他の事項 | | | |

| | |
|---|---|
| 届出受理年月日 | |

| | | |
|---|---|---|
| 5 届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | 国籍 | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | |
| | 資本金 | |
| | 届出者との関係 | |
| | 数量 | 株式　　株<br>議決権　　個 |
| | 出資比率<br>議決権比率 | %<br>% |
| 6 その他の事項 | | |

| | |
|---|---|
| 届出受理年月日及び受理番号 | |

1 財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

| 事項 | 年月日及び記名押印 |
|---|---|
| 本届出に係る行為は、<br>年　月　日から<br>行うことができる。 | |

（記入要領）

1 本届出書は、株式若しくは持分の取得又は株式への一任運用の別に記入すること。この場合において、株式の取得又は株式への一任運用にあつては様式中「持分」の字句を、持分の取得にあつては様式中「株式」の字句を消すこと。

2 代理人が届け出る場合は、届出者本人の押印又は署名を省略して差し支えない。

3 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

4 「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「6 その他の事項」欄に記入すること。

5 「1 発行会社」欄中「⑴ 名称」欄について、「発行会社」が設立準備中の場合には、会社の名称にその旨併記し、「⑸ 外資比率」欄には、居住者である外国投資家及び非居住者の合計出資比率を記入すること。

6 「1 発行会社」欄中「⑷ 総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定

| 及び受理番号 | |
|---|---|

1　財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

| 事　　項 | 年月日及び記名押印 |
|---|---|
| 本届出に係る行為は、<br>年　月　日から<br>行うことができる。 | |

（記入要領）

1　届出者が、外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第27条の２第１項又は法第28条の２第１項の規定により、法第27条第１項又は第28条第１項の規定による届出をせずに行うことができる対内直接投資等又は特定取得については、本届出書で届け出ることはできない。

2　本届出書は、株式、持分、議決権若しくは議決権行使等権限の取得又は株式への一任運用の別に記入すること。この場合において、本届出書の頭書に記載の題名のうち本届出書により届け出る内容に印を付すこと。

3　本届出書により届け出られた内容が特定取得に該当する場合、本届出書の頭書に記載の「本届出書で届け出る内容は特定取得に該当します。」欄に印を付すこと。

4　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体又は外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第４項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種を、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第３条第１項及び第４条第２項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種をいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。

5　代理人が届け出る場合は、届出者本人の押印又は署名を省略して差し支えない。

6　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

7　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

8　「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

9　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「５　届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

10　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「７　その他の事項」欄に記入すること。

11　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

12　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄について、「発行会社」が設立準備中の場合には、会社の名称にその旨併記すること。

13　「１　発行会社」欄中「⑷　資本金　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）、半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は四半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する四半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「２　取得又は一任運用をしようとする株式（持分）」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」及び「５　届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合も、同様とする。

7　「１　発行会社」欄中「⑹　事前届出業種に該当する理由」欄及び「⑺　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種を、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第３条第１項及び第４条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

8　「２　取得又は一任運用をしようとする株式（持分）」欄中「⑵　取得又は一任運用の態様」欄には、「設立新株の取得」、「増資新株の取得」、「旧株の譲受による取得」、「設立新株への一任運用」、「増資新株への一任運用」、「旧株の譲受による一任運用」等と記入すること。

「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」については、発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合においては、届出者が保有等をする発行会社の議決権の数量（株式への一任運用の対象とされる当該発行会社の議決権の数、直接に保有する当該発行会社の議決権の数及び議決権代理行使受任に係る議決権の数を合計した議決権の数をいう。以下この記入要領において「保有等議決権数量」という。）の総議決権に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外である場合においては、届出者が保有等をする発行会社の議決権の数量（直接に保有する当該発行会社の議決権の数と議決権代理行使受任（対内直接投資等に関する政令第２条第９項第５号イに該当するものに限る。）に係る議決権の数とを合計した議決権の数をいう。）の総議決権に占める割合を記入すること。

「⑹　取得又は一任運用の相手方」欄は、届出者が相対による方法により取得又は一任運用をしようとする場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をする際のその取引の相手方をいう。

9　「３　取得又は一任運用の目的等」欄中「⑴　取得又は一任運用の目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合弁会社の設立」等の取得又は一任運用の目的を記入すること。「⑵　取得又は一任運用に伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法を記入すること。「⑶　取得後又は一任運用後の事業計画」欄には、取得後又は一任運用後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「⑷　事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、取得後又は一任運用後の事前届出業種に該当する事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、⑵から⑷までの欄は、取得又は一任運用の目的が「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。

10　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼす者」とは、届出者の親会社や届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる者を指し、届出者が専ら株式等の取得又は株式への一任運用を目的として設立された者の場合に記入すること。

11　「５　届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄及び「出資比率・議決権比率」欄については、届出者が本届出書により発行会社の株式（及び議決権）を取得しようとするときにあつては、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を対内直接投資等に関する政令第２条第４項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法第26条第１項第２号から第４号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の株式数量及び当該届出者と特別の関係にあるものの保有等議決権数量（議決権のうち届出者が保有等をする議決権（すなわち、「２　取得又は一任運用をしようとする株式（持分）」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）並びに当該株式数量及び当該保有等議決権数量の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入し、届出者が本届出書により発行会社の株式への一任運用をしようとするときにあつては、届出者と特別の関係にあるものがする一任運用（対内直接投資等に関する政

期報告書（同法第24条の４第７項に規定する四半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「２　取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「(3)　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」及び「５　届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合も、同様とする。

14　「１　発行会社」欄中「(5)　外資比率」欄には、外国投資家（法第26条第１項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済み株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。

15　「１　発行会社」欄中「(6)　事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が、対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第４条の３第１項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記しそれらの告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

16　「１　発行会社」欄中「(7)　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「(1)　名称」欄から「(6)　事前届出業種に該当する理由」欄（「(3)定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

17　「２　取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「(3)　数量、取得・一任運用価額等」欄中「数量」、「取得価額又は一任運用価額」、「取得後又は一任運用後の出資比率」及び「取得後又は一任運用後の議決権比率」欄について、本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「（最大）」と記載すること。

「(3)　数量、取得・一任運用価額等」欄中「数量」欄について、届出者が法第27条の２第１項又は法第28条の２第１項の規定により法第27条第１項又は第28条第１項の規定による届出をせずに行つた対内直接投資等又は特定取得により取得した発行会社の株式、持分又は議決権（議決権行使等権限（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する議決権行使等権限をいう。以下この記入要領において同じ。）に係るものを含む。以下この記入要領において「株式等」という。）を保有している場合、当該株式等の数を数量に加えること。

「(3)　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得価額又は一任運用価額」について、発行会社が上場会社等（法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合においては、本届出書受理日の前営業日における任意の証券取引所における終値を記載することができる。

「(3)　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」については、届出者が本届出書により発行会社の株式を取得しようとする場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得の後において所有することとなる発行会社の株式の数及び届出者が投資一任契約その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用（その指図をすることを含み、令第２条第７項で定める要件を満たすものに限る。）をする場合におけるその対象となる発行会社の株式の数を合計した株式（以下この記入要領において「所有等株式」という。）の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。届出者が本届出書により発行会社の株式又は持分を取得しようとする場合であつて、発行会社が上場会社等以外であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得の後において所有することとなる発行会社の株式又は持分の数の発行会社の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。届出者が本届出書により発行会社の株式への一任運用をしようとする場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、当該株式への一任運用の対象とされる発行会社の株式の数及び届出者が所有する発行会社の株式の数を合計した株式の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。

「(3)　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」については、届出者が本届出書により発行会社の株式、議決権又は議決権行使等権限を取得しようとする場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得の令第２条第９項第３号イに掲げる要件を満たすものに限る。）の対象とされる同一発行会社の株式数量及び当該届出者と特別の関係にあるものの保有等議決権数量（議決権のうち届出者が保有等をする議決権（すなわち、「２　取得又は一任運用をしようとする株式（持分）」欄中「(3)　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）並びに当該株式数量及び当該保有等議決権数量の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入すること。

12　本届出書により届け出られた対内直接投資等が対内直接投資等に関する政令第３条第２項第３号に該当する対内直接投資等である場合又は本届出書により届け出られた内容が特定取得に該当する場合には、その旨、「６　その他の事項」欄に記入すること。

13　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

２　銀行等又は資金移動業者の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の３において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

| 為替取引を行つた年月日 | 金　　額 | 銀行等又は資金移動業者確認印 |
|---|---|---|
| | | |

（日本産業規格Ａ４）

後において保有することとなる発行会社の実質保有等議決権（令第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。届出者が本届出書により発行会社の株式又は持分を取得しようとする場合であつて、発行会社が上場会社等以外であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得の後において保有することとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。届出者が本届出書により発行会社の株式への一任運用をしようとする場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、当該株式への一任運用の後における届出者の実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

「⑷　取得又は一任運用の時期」欄について、本届出書受理日において、取得又は一任運用の時期が確定していない場合「届出受理日から６か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における取得又は一任運用の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。

「⑸　支払の時期」欄について、本届出書受理日において、支払の時期が確定していない場合「届出受理日から６か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における支払の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。

「⑹　取得又は一任運用の相手方」欄は、届出者が相対による方法により取得又は一任運用をしようとする場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をする際のその取引の相手方をいう。

18　「３　取得又は一任運用の目的等」欄中「⑴　取得又は一任運用の目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合弁会社の設立」等の取得又は一任運用の目的（目的が複数ある場合はその全て）を記入すること。なお、発行会社へ経営関与する可能性がある場合は、取得又は一任運用の目的として「経営関与」と記入すること。「⑵　取得又は一任運用に伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法をできる限り具体的に記入すること。「⑶　事前届出業種に該当する事業の譲渡、廃止又は縮小に関する提案の可能性」欄において、「イ　あり」を選択した場合、提案する可能性がある事項の詳細について記入すること。なお、⑵から⑶までの欄は、取得又は一任運用の目的に経営関与が含まれない場合は記入を要しない。

19　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」とは、届出者の最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。）又は届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものをいう。なお、届出者が特定組合等（法第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。）である場合はその業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）又は当該業務執行組合員の最終親会社等を記入すること。

20　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第５号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

21　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「５　届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

22　「５　届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄及び「出資比率・議決権比率」欄については、届出者が本届出書により発行会社の株式、議決権又は議決権行使等権限を取得しようとするときにあつては、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第２条第19項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の所有等株式の数（所有等株式のうち届出者が所有する発行会社の所有等株式（すなわち、「２　取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」の対象とする所有等株式）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該届出者と特別の関係にあるものが保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権（すなわち、「２　取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）並びに当該株式の数及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入し、届出者が本届出書により発行会社の株式への一任運用をしよ

うとするときにあつては、届出者と特別の関係にあるものがする一任運用（同条第16項第３号イに掲げる要件を満たすものに限る。）の対象とされる発行会社の株式の数及び当該届出者と特別の関係にあるものの実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する実質保有等議決権（すなわち、「２　取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「(3)　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）並びに当該株式の数及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入すること。

23　「６　事前届出免除制度による発行会社の株式等の取得の有無」欄について、届出者が法第27条の２第１項又は法第28条の２第１項の規定により法第27条第１項又は第28条第１項の規定による届出をせずに行つた対内直接投資等（以下この記入要領において「事前届出免除対内直接投資等」という。）又は特定取得（以下この記入要領において「事前届出免除特定取得」という。）により取得した発行会社の株式等を保有している場合、「イ　あり」を選択の上、本届出において届け出る対内直接投資等又は特定取得が、対内直接投資等の場合は令３条の２第２項４号又は対内直接投資等に関する命令第３条の２第５項第１号から第４号まで（第４号については、令第３条の２第２項第３号ロに掲げる行為を行う場合に限る。）に掲げる対内直接投資等（以下この記入要領において「基準違反等を目的とする対内直接投資等」という。）に該当する場合、特定取得の場合は令第４条の３第２項第２号又は対内直接投資等に関する命令第４条の３第２項第１号から第３号までに掲げる特定取得（以下この記入要領において「基準違反等を目的とする特定取得」という。）に該当する場合は、当該事前届出免除対内直接投資等又は事前届出免除特定取得から本届出書受理日の間に、基準違反等を目的とする対内直接投資等又は基準違反等を目的とする特定取得を行うこととなった経済状況の変化その他相当の事由を記載すること。

24　本届出書により届け出られた対内直接投資等が令第３条第２項第３号に該当する対内直接投資等である場合には、その旨「７　その他の事項」欄に記入すること。

25　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

２　銀行等又は資金移動業者の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の３において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

| 為替取引を行った年月日 | 金　　額 | 銀行等又は資金移動業者確認印 |
|---|---|---|
| | | |

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第二

根拠法規:対内直接投資等に関する命令

# 株式<br>持分の譲渡に関する届出書

年　月　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
□内閣総理大臣（警察庁）
□内閣総理大臣（金融庁）
□総　務　大臣
□厚生労働大臣
□農林水産大臣
□経済産業大臣
□国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 届出者 | 氏名 | | | | |
| | 住所 | | | 国籍 | |
| | 職業 | | | | |
| | 代理人 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 記名押印又は署名 | | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | | | |
| | 事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス） | | | | |

下記のとおり届出します。

| | | |
|---|---|---|
| 1 発行会社 | (1) 名称 | |
| | (2) 本店の所在地 | |
| | (3) 定款上の事業目的 | |
| | (4) 資本金 | 円（　　株（口）） |
| | (5) 事前届出業種に該当する理由 | |

別紙様式第二

根拠法規:対内直接投資等に関する命令

株式<br>持分の譲渡に関する届出書

年　月　日

殿
（日本銀行経由）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 届出者 | 氏名 | | | | |
| | 住所 | | | 国籍 | |
| | 職業 | | | | |
| | 代理人 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 記名押印又は署名 | | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | | 担当者電話 | |

下記のとおり届出します。

| | | |
|---|---|---|
| 1 発行会社 | (1) 名称 | |
| | (2) 本店の所在地 | |
| | (3) 定款上の事業目的 | |
| | (4) 資本金 | 払込資本　　円（　　株（口）） |
| | (5) 事前届出業種に該当する理由 | |
| | (6) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項 | |
| 2 譲渡しようとする株式（持分） | (1) 譲渡しようとする株式（持分）の数量、譲渡価額等 | 数量　　株（口）<br>譲渡価額　　円（一株（口）当たり　　円）<br>譲渡後の出資比率　　%<br>譲渡後の議決権比率　　% |
| | (2) 譲渡の時期 | |
| | (3) 支払の受領の時期 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | (6) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項 | | | | |
| 2 譲渡しようとする株式（持分） | (1) 譲渡しようとする株式（持分）の数量、譲渡価額等 | 数量　株（口）<br>譲渡価額　円（一株（口）当たり　円）<br>譲渡後の出資比率　%<br>譲渡後の議決権比率　% | | | |
| | (2) 譲渡の時期 | | | | |
| | (3) 支払の受領の時期 | | | | |
| 3 相手方 | (1) 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | | | |
| | (2) 住所又は主たる事務所の所在地 | | (3) 国籍又は設立国 | | |
| | (4) 職業又は営んでいる事業の内容 | | | | |
| | (5) 譲受後の出資比率及び議決権比率 | 譲受後の出資比率　%<br>譲受後の議決権比率　% | | | |
| 4 譲渡目的等 | (1) 譲渡しようとする理由 | | | | |
| | (2) 譲渡に伴う譲受者の経営関与の方法 | | | | |
| 5 その他の事項 | | | | | |

（日本産業規格Ａ４）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 3 相手方 | (1) 氏名又は名称 | | | |
| | (2) 住所又は主たる事務所の所在地 | | (3) 国籍 | |
| | (4) 職業又は営んでいる事業の内容 | | (5) 資本金 | |
| | (6) 譲受後の出資比率 | % | | |
| 4 譲渡目的等 | (1) 譲渡しようとする理由 | | | |
| | (2) 譲渡に伴う譲受者の経営関与の方法 | | | |
| 5 その他の事項 | | | | |

（日本産業規格Ａ４）

| | |
|---|---|
| 届出受理年月日及び受理番号 | |

1 財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

| 事項 | 年月日及び記名押印 |
|---|---|
| 本届出に係る行為は、<br>年　月　日から<br>行うことができる。 | |

（記入要領）

1 本届出書は、株式又は持分の譲渡の別に記入すること。この場合において、株式の譲渡にあつては様式中「持分」の字句を、持分の譲渡にあつては様式中「株式」の字句を消すこと。

2 「届出者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。

3 「1 発行会社」欄中「(5) 事前届出業種に該当する理由」欄及び「(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

4 「2 譲渡しようとする株式（持分）」欄中「（1） 譲渡しようとする株式（持分）の数量、譲渡価額等」欄中「譲渡後の議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。）、有価証券報告書（同法第２４条第１項に規定する有価証券報告書

| 届出受理年月日及び受理番号 | |
|---|---|

1　財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

| 事　　項 | 年月日及び記名押印 |
|---|---|
| 本届出に係る行為は、<br>年　月　日から<br>行うことができる。 | |

（記入要領）

1　届出者が、外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第27条の２第１項又は法第28条の２第１項の規定により、法第27条第１項又は第28条第１項の規定による届出をせずに行うことができる対内直接投資等については、本届出書で届け出ることはできない。

2　本届出書は、株式又は持分の譲渡の別に記入すること。この場合において、本届出書の頭書に記載の題名のうち本届出書により届け出る内容に印を付すこと。

3　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第４項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。

4　「届出者」欄中「氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

5　「届出者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。

6　「１　発行会社」欄中「(5)　事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること

7　「１　発行会社」欄中「(6)　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「(1)　名称」欄から「(5)　事前届出業種に該当する理由」欄（「(3)　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

8　「２　譲渡しようとする株式（持分）」欄中「(1)　譲渡しようとする株式（持分）の数量、譲渡価額等」欄中「譲渡後の議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。）、半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。）又は四半期報告書（同法第24条の４第７項に規定する四半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。

9　「３　相手方」欄中「(2)　住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

10　「４　譲渡目的等」欄中「(2)　譲渡に伴う譲受者の経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法を記入すること。

11　「５　その他の事項」欄には、届出者が居住者であつた期間、譲渡しようとする株式（持分）を取得した時期及び届出者が非居住者となつた時期を記入すること。

12　本届出書により届け出られた対内直接投資等が対内直接投資等に関する政令第３条第２項第３号に該当する対内直接投資等である場合には、その旨、「５　その他の事項」欄に記入すること。

13　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

2　銀行等又は資金移動業者の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の３において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

| 為替取引を行った年月日 | 金　　額 | 銀行等又は資金移動業者確認印 |
|---|---|---|
| | | |

10　「３　相手方」欄中「(3)　国籍又は設立国」欄には、相手方が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、相手方が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

11　「４　譲渡目的等」欄中「(2)　譲渡に伴う譲受者の経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法をできる限り具体的に記入すること。

12　「５　その他の事項」欄には、届出者が居住者であつた期間、譲渡しようとする株式（持分）を取得した時期及び届出者が非居住者となつた時期を記入すること。

13　本届出書により届け出られた対内直接投資等が対内直接投資等に関する政令第３条第２項第３号に該当する対内直接投資等である場合には、その旨、「５　その他の事項」欄に記入すること。

14　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

２　銀行等又は資金移動業者の記入欄（外国為替及び外国貿易法第 17 条（第 17 条の 3 において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

| 為替取引を行つた年月日 | 金　　額 | 銀行等又は資金移動業者確認印 |
|---|---|---|
| | | |

別紙様式第三

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

# 会社の事業目的の変更の同意に関する届出書

年　月　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
□内閣総理大臣（警察庁）
□内閣総理大臣（金融庁）
□総　務　大臣
□厚生労働大臣
□農林水産大臣
□経済産業大臣
□国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 届出者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | 記名押印又は署名 | | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | | | 国籍又は設立国 | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | | | | |
| | ウェブページのリンク | | | | |
| | 届出者となる法的根拠（該当分に○） | | イ　非居住者個人　ロ　外国法人等　ハ　イ及びロが直接､間接に議決権の50%以上を保有している会社　ニ　特定組合等<br>ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等　ヘ　イ～ホのために同意するもの | | |
| | 代理人 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 記名押印又は署名 | | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | | | |
| | 事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス） | | | | |

下記のとおり届出します。

| | | |
|---|---|---|
| 1 発行会社 | (1) 名　　称 | |
| | (2) 本店の所在地 | |
| | (3) 資　　本　　金 | 円（議決権の総数　　個） |
| | (4) 事前届出業種に該当する理由 | |

別紙様式第三

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

# 会社の事業目的の変更の同意に関する届出書

年　月　日

殿
（日本銀行経由）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 届出者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | 記名押印又は署名 | | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | | | 国籍 | |
| | 届出者となる法的根拠（該当分に○） | | イ　非居住者個人　ロ　外国法人等　ハ　イ及びロが直接､間接に議決権の50%以上を保有している会社　ニ　イが役員の過半数を占める本邦法人等<br>ホ　イ～ニのために同意するもの | | |
| | 代理人 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 記名押印又は署名 | | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | | | |
| | 事務上の連絡先（担当者電話） | | | | |

下記のとおり届出します。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 発行会社 | (1) 名　　称 | | |
| | (2) 本店の所在地 | | |
| | (3) 資　　本　　金 | 払込資本　　円（議決権の総数　　） | |
| | (4) 事前届出業種に該当する理由 | | |
| | (5) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項 | | |
| 2 届出時に保有する発行会社の議決権の数量等 | | 数　量<br>議決権の総数に占める割合　　% | |
| 3 同意の内容 | | 変更前 | 変更後 |
| 4 同意の時期 | | | |

| | | |
|---|---|---|
| | (5) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項 | |
| 2 行使する発行会社の議決権の数量等 | | 数　量　　個<br>（届出時　　個）<br>議決権の総数に占める割合　　%<br>（届出時　　%） |
| 3 同意の内容 | | 変更前 / 変更後 |
| 4 同意の時期 | | |
| 5 同意目的等 | (1) 同意目的 | |
| | (2) 同意に伴う経営関与の方法 | |
| | (3) 同意後の事業計画 | |
| | (4) 事前届出業種に該当する事業の取扱い | |
| 6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | 国籍又は設立国 | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | |
| | ウェブページのリンク | |
| | 国有企業等との関係 | |
| | 資本金 | |
| | 届出者との関係 | |
| 7 届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 5 同意目的等 | (1) 同意目的 | | |
| | (2) 同意に伴う経営関与の方法 | | |
| | (3) 同意後の事業計画 | | |
| | (4) 事前届出業種に該当する事業の取扱い | | |
| 6 届出者の事業方針等に影響を及ぼす者 | | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | | 国籍 | |
| | | 職業又は営んでいる事業の内容 | |
| | | 資本金 | |
| | | 届出者との関係 | |
| 7 届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の株式の数量等 | | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | | 国籍 | |
| | | 職業又は営んでいる事業の内容 | |
| | | 資本金 | |
| | | 届出者との関係 | |
| | | 数量 | 株 |
| | | 出資比率 | % |
| 8 その他の事項 | | | |

| | |
|---|---|
| 届出受理年月日及び受理番号 | |

| | | |
|---|---|---|
| をする同一発行会社の議決権の数量等 | 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | 国籍又は設立国 | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | |
| | ウェブページのリンク | |
| | 届出者との関係 | |
| | 数量 | 議決権　　個 |
| | 議決権比率 | % |
| 8　その他の事項 | | |

| | |
|---|---|
| 届出受理年月日及び受理番号 | |

財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

| 事項 | 年月日及び記名押印 |
|---|---|
| 本届出に係る行為は、<br>年　月　日から<br>行うことができる。 | |

（記入要領）
1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第４項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。
2　代理人が届け出る場合は、届出者本人の押印又は署名を省略して差し支えない。
3　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
4　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
5　「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
6　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先 URL を記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「6　届出者の事業方針等に影響を

財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

| 事項 | 年月日及び記名押印 |
|---|---|
| 本届出に係る行為は、<br>年　月　日から<br>行うことができる。 | |

（記入要領）
1　代理人が届け出る場合は、届出者本人の押印又は署名を省略して差し支えない。
2　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
3　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「8　その他の事項」欄に記入すること。
4　「1　発行会社」欄中「(4)　事前届出業種に該当する理由」欄及び「(5)　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
5　「3　同意の内容」欄中「変更前」欄には、現行定款上の事業目的を、「変更後」欄には、変更後の定款案を記入するとともに、変更箇所に下線を付すこと。
　また、本届出の対象となる会社に関して過去に対内直接投資等に関する命令による届出書を提出している場合には、当該届出書の届出受理年月日及び受理番号も「変更前」欄に記入すること。
6　「5　同意目的等」欄中「(1)　同意目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合弁会社の設立」等の取得又は一任運用の目的を記入すること。「(2)　同意に伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法を記入すること。「(3)　同意後の事業計画」欄には、同意後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「(4)　事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、同意後の事前届出業種に該当する事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、(2)から(4)までの欄は、「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。
7　「6　届出者の事業方針等に影響を及ぼす者」とは、届出者の親会社や届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる者を指し、届出者が専ら株式等の取得又は株式への一任運用を目的として設立された者の場合に記入すること。
8　「7　届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の株式の数量等」欄については、発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法第 26 条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。）である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄及び「出資比率」欄については、届出者が発行会社の株式を所有しているときにあつては、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を対内直接投資等に関する政令第２条第４項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法第 26 条第１項第２号から第４号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の株式数量及び当該株式数量の当該発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入し、届出者が発行会社の株式への一任運用をしているときにあつては、届出者と特別の関係にあるものがする株式への一任運用（対内直接投資等に関する政令第２条第９項第３号イに掲げる要件を満たすものに限る。）の対象とされる同一発行会社の株式数量及び当該株式数量の当該発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。
9　届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「8　その他の事項」欄にその旨を記入すること。
10　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

（日本産業規格Ａ４）

及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「７　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

７　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「８　その他の事項」欄に記入すること。

８　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

９　「１　発行会社」欄中「⑷　事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

10　「１　発行会社」欄中「⑸　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄から「⑷　事前届出業種に該当する理由」欄に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

11　「２　行使する発行会社の議決権の数量等」欄において、本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合を記載すること。本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「（最大）」と記載すること。また、本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を併記すること。本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合と本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合が異なる場合には、「８　その他の事項」欄に異なる理由を記載すること。

12　「３　同意の内容」欄中「変更前」欄には、現行定款上の事業目的を、「変更後」欄には、変更後の定款案を記入するとともに、変更箇所に下線を付すこと。

　また、本届出の対象となる会社に関して過去に対内直接投資等に関する命令による届出書を提出している場合には、当該届出書の届出受理年月日及び受理番号も「変更前」欄に記入すること。

13　「５　同意目的等」欄中「⑴　同意目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合弁会社の設立」等の取得又は一任運用の目的を記入すること。「⑵　同意に伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法を記入すること。「⑶　同意後の事業計画」欄には、同意後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「⑷　事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、同意後の事前届出業種に該当する事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、⑵から⑷までの欄は、「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。

14　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」とは、届出者の最終親会社等（租税特別措置法第 66 条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。）又は届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものをいう。なお、届出者が特定組合等（法第 26 条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。）である場合はその業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）又は当該業務執行組合員の最終親会社等を記入すること。

15　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄及び「７　届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の株式の数量等」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第５号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

16　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「７　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

17　「７　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（令第２条第19項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

18　届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「８　その他の事項」欄にその旨を記入すること。

19　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第三の二

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

取締役又は監査役の選任に係る議案に関して行う同意に関する届出書

年　月　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
□内閣総理大臣（警察庁）
□内閣総理大臣（金融庁）
□総　務　大臣
□厚生労働大臣
□農林水産大臣
□経済産業大臣
□国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 届出者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | 記名押印又は署名 | | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | | 国籍又は設立国 | | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | | | | |
| | ウェブページのリンク | | | | |
| | 届出者となる法的根拠（該当分に○） | イ　非居住者個人　　ロ　外国法人等<br>ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社<br>ニ　特定組合等　　ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等<br>ヘ　イ～ホのために同意するもの | | | |
| | 代理人 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 記名押印又は署名 | | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | | | |
| | 事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス） | | | | |

下記のとおり届出します。

| | | |
|---|---|---|
| 1発行会社 | ⑴　名　　称 | |
| | ⑵　本店の所在地 | |
| | ⑶　定款上の事業目的 | |
| | ⑷　資　　本　　金 | 円（議決権の総数　　個） |
| | ⑸　事前届出業種に該当する理由 | |

［書式を加える。］

| | | |
|---|---|---|
| | ⑹　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項 | |
| 2　行使する発行会社の議決権の数量等 | | 数　　量　　個<br>（届出時　　個）<br>議決権の総数に占める割合　　％<br>（届出時　　％） |
| 3　同　意　の　時　期 | | |
| 4　同意目的等 | ⑴　取締役又は監査役の別 | イ　取締役　　ロ　監査役 |
| | ⑵　自己提案又は他者提案の別 | イ　自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る同意<br>ロ　イ以外の議案に係る同意 |
| | ⑶　候補者の氏名、住所及び国籍 | |
| | ⑷　候補者の任期 | |
| | ⑸　候補者の経歴及び現職 | |
| | ⑹　届出者と候補者の関係 | |
| | ⑺　候補者の選任に係る議案に同意する目的 | |
| | ⑻　本届出書において届け出る同意に関する届出者と発行会社の間の連絡状況の有無 | イ　あり（　　）<br>ロ　なし |
| | ⑼　事前届出業種に属する事業への関与方針 | |
| 5　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの | | 氏名又は名称及び代表者の氏名 |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 |
| | | 国籍又は設立国 |
| | | 職業又は営んでいる事業の内容 |
| | | ウェブページのリンク |

| | | |
|---|---|---|
| | 国有企業等との関係 | |
| | 届出者との関係 | |
| 6　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | 国籍又は設立国 | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | |
| | ウェブページのリンク | |
| | 届出者との関係 | |
| | 数量 | 議決権　　個 |
| | 議決権比率 | % |
| 7　事前届出免除制度による発行会社の株式等の取得の有無（該当分に○） | イ　あり　（　　）<br>ロ　なし | |
| 8　その他の事項 | | |

| | |
|---|---|
| 届出受理年月日及び受理番号 | |

財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

| 事項 | 年月日及び記名押印 |
|---|---|
| 本届出に係る行為は、<br>年　月　日から<br>行うことができる。 | |

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第４項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。

2　代理人が届け出る場合は、届出者本人の押印又は署名を省略して差し支えない。
3　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
4　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
5　「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
6　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先 URL を記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「5　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「6　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。
7　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「8　その他の事項」欄に記入すること。
8　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
9　「1　発行会社」欄中「(5)　事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
10　「1　発行会社」欄中「(6)　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等を発行会社とした場合に「1　発行会社」欄中「(1)　名称」欄から「(5)　事前届出業種に該当する理由」欄（「(3)　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。
11　「2　行使する発行会社の議決権の数量等」欄において、本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合を記載すること。本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「（最大）」と記載すること。また、本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を併記すること。本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合と本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合が異なる場合には、「8　その他の事項」欄に異なる理由を記載すること。
12　「4　同意目的等」欄中「(3)　候補者の氏名、住所及び国籍」欄において、本名に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものがある場合には、氏名に併記すること。
「(5)　候補者の経歴及び現職」欄において、候補者が令第３条の２第１項第３号又は第４号に規定するものの役員若しくは使用人その他の従業者（以下この記入要領において「政府関係者」という。）であった場合、政府関係者であった期間及び当時の役職を明記すること。
「(7)　候補者の選任に係る議案に同意する目的」欄において、「4　同意目的等」欄中「(2)　自己提案又は他者提案の別」欄において「イ　自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る同意」を選択した場合は、候補者として自ら又は自らの関係者（対内直接投資等に関する命令第２条第１項第２号に掲げるものをいう。）を選定した理由についても記載すること。
「(8)　本届出書において届け出る同意に関する届出者と発行会社の間の連絡状況の有無」欄は、「4　同意目的等」欄中「(2)　自己提案又は他者提案の別」欄において「イ　自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る同意」を選択した場合に記載すること。本届出書において届け出る同意に関して届出者と発行会社の間に連絡があれば「イ　あり」に印を付した上で、当該連絡の経緯及び当該同意に対する発行会社の意見について記載すること。
「(9)　事前届出業種に属する事業への関与方針」欄は、「4　同意目的等」欄中「(1)　取締役又は監査役の別」欄において「イ　取締役」を選択した場合に記載すること。届出者が候補者を通じ

て発行会社の営む事前届出業種に属する事業について、どのような関与を行う予定か記載すること。

13　「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」とは、届出者の最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。）又は届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものをいう。なお、届出者が特定組合等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。）である場合はその業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）又は当該業務執行組合員の最終親会社等を記入すること。

14　「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第５号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

15　「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「６　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

16　「６　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等（法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。）である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第２条第19項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

17　「７　事前届出免除制度による発行会社の株式等の取得の有無」欄について、届出者が法第27条の２第１項又は法第28条の２第１項の規定により法第27条第１項又は第28条第１項の規定による届出をせずに行つた対内直接投資等又は特定取得により取得した発行会社の株式等を保有している場合、「イ　あり」を選択の上、当該対内直接投資等又は特定取得から本届出受理日の間に、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件（告示）第２条第１号に掲げる基準又は財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を定める件（告示）第２条第１号に掲げる基準に反する行為を行うことを目的とすることとなった経済状況の変化その他相当の事由を記載すること。

18　届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「８　その他の事項」欄にその旨を記入すること。

19　候補者が発行会社の取締役又は監査役に就任した後、発行会社が営む事前届出業種に属する事業に対して影響を行使しないよう適切な措置を講じている場合におけるその内容等、審査にあたり有用な事項があれば、任意的事項として「８　その他の事項」欄に記載することができる。

20　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第三の三

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

事業の全部の譲渡等の議案に関して行う同意に関する届出書

年　月　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
□内閣総理大臣（警察庁）
□内閣総理大臣（金融庁）
□総　務　大臣
□厚生労働大臣
□農林水産大臣
□経済産業大臣
□国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 届出者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | 記名押印又は署名 | | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | | | 国籍又は設立国 | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | | | | |
| | ウェブページのリンク | | | | |
| | 届出者となる法的根拠（該当分に○） | | イ　非居住者個人　　ロ　外国法人等<br>ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社<br>ニ　特定組合等　　ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等<br>ヘ　イ～ホのために同意するもの | | |
| | 代理人 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 記名押印又は署名 | | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | | | |
| | 事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス） | | | | |

下記のとおり届出します。

| | | |
|---|---|---|
| 1 発行会社 | (1) 名称 | |
| | (2) 本店の所在地 | |
| | (3) 定款上の事業目的 | |
| | (4) 資本金 | 円（議決権の総数　　個） |
| | (5) 事前届出業種に該当する理由 | |

［書式を加える。］

| | | |
|---|---|---|
| | (6) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項 | |
| 2 行使する発行会社の議決権の数量等 | | 数　量　　個<br>（届出時　　個）<br>議決権の総数に占める割合　　%<br>（届出時　　%） |
| 3 同意の時期 | | |
| 4 同意目的等 | (1) 譲渡等の方法 | イ 事業の全部の譲渡　ロ 事業の一部の譲渡<br>ハ 子会社株式の譲渡　ニ 吸収合併<br>ホ 新設合併　ヘ 吸収分割　ト 新設分割<br>チ 現物配当　リ 事業の廃止　ヌ 会社の解散 |
| | (2) 譲渡等の対象の事業内容 | |
| | (3) 譲渡等の対象の事業に含まれる事前届出業種 | |
| | (4) 事業の全部の譲渡等の議案に同意する理由 | |
| | (5) 本届出書において届け出る同意に関する届出者と発行会社の間の連絡状況の有無 | イ あり（　　）<br>ロ なし |
| | (6) 事前届出業種に該当する事業の取扱い | |
| 5 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの | | 氏名又は名称及び代表者の氏名 |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 |
| | | 国籍又は設立国 |
| | | 職業又は営んでいる事業の内容 |
| | | ウェブページのリンク |

| | | |
|---|---|---|
| | 国有企業等との関係 | |
| | 届出者との関係 | |
| 6　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | 国籍又は設立国 | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | |
| | ウェブページのリンク | |
| | 届出者との関係 | |
| | 数量 | 議決権　　個 |
| | 議決権比率 | % |
| 7　事前届出免除制度による発行会社の株式等の取得の有無（該当分に○） | イ　あり　（　　）<br>ロ　なし | |
| 8　その他の事項 | | |

| | |
|---|---|
| 届出受理年月日及び受理番号 | |

財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

| 事項 | 年月日及び記名押印 |
|---|---|
| 本届出に係る行為は、<br>年　月　日から<br>行うことができる。 | |

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第４項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する

各事業所管大臣を明記すること。

2　代理人が届け出る場合は、届出者本人の押印又は署名を省略して差し支えない。

3　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

4　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

5　「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

6　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先 URL を記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「5　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「6　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

7　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「8　その他の事項」欄に記入すること。

8　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

9　「1　発行会社」欄中「(5)　事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

10　「1　発行会社」欄中「(6)　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等を発行会社とした場合に「1　発行会社」欄中「(1)　名称」欄から「(5)　事前届出業種に該当する理由」欄（「(3)　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

11　「2　行使する発行会社の議決権の数量等」欄において、本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合を記載すること。本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「（最大）」と記載すること。また、本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を併記すること。本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合と本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合が異なる場合には、「8　その他の事項」欄に異なる理由を記載すること。

12　「4　同意目的等」欄中「(3)　譲渡等の対象の事業に含まれる事前届出業種」欄は、「(1)　譲渡等の方法」において「イ　事業の全部の譲渡」を選択した場合省略することができる。

「(4)　事業の全部の譲渡等の議案に同意する理由」欄において、自ら又は他の株主を通じて株主総会に事業の全部の譲渡等の議案を提案した理由についても記載すること。

「(5)　本届出書において届け出る同意に関する届出者と発行会社の間の連絡状況の有無」欄において、本届出書において届け出る同意に関して届出者と発行会社の間に連絡があれば「イ　あり」に印を付した上で、当該連絡の経緯及び当該同意に対する発行会社の意見について記載すること。

「(6)　事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄は、届出者が本届出で届け出る同意の対象となる事業の譲渡等の譲受者となる場合に記載すること。

13　「5　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」とは、届出者の最終親会社等（租税特別措置法第 66 条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。）又は届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものをいう。なお、届出者が特定組合等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第 26 条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。）である場合はその業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）又は当該業務執行組合員の最終親会社等を記入すること。

14　「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第５号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

15　「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「６　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

16　「６　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等（法第 26 条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。）である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第２条第 19 項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第 26 条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

17　「７　事前届出免除制度による発行会社の株式等の取得の有無」欄について、届出者が法第 27 条の２第１項又は法第 28 条の２第１項の規定により法第 27 条第１項又は第 28 条第１項の規定による届出せずに行つた対内直接投資等又は特定取得により取得した発行会社の株式等を保有している場合、「イ　あり」を選択の上、当該対内直接投資等又は特定取得から本届出受理日の間に、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件（告示）第２条第２号に掲げる基準又は財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を定める件（告示）第２条第２号に掲げる基準に反する行為を行うことを目的とすることとなった経済状況の変化その他相当の事由を記載すること。

18　届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「８　その他の事項」欄にその旨を記入すること。

19　本届出書により届け出られる事業譲渡等にあたり、外国為替及び外国貿易法以外の法令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を除く。）に基づく許認可等が必要になる場合であつて、本届出書受理日において当該許認可等の申請をしている時又は当該許認可等を取得しているときはその旨「８　その他の事項」欄に記載すること。

20　本届出書により届け出られる事業譲渡等にあたり、一定期間において特定の商品又はサービスの提供を継続することを条件にしている等、審査にあたり有用な事項があれば、任意的事項として「８　その他の事項」欄に記載することができる。

21　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第四

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

# 支店等の設置に関する届出書

年　月　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
□内閣総理大臣（警察庁）
□内閣総理大臣（金融庁）
□総　務　大臣
□厚生労働大臣
□農林水産大臣
□経済産業大臣
□国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 届出者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | | | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | | 国籍又は設立国 | | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | | | | |
| | ウェブページのリンク | | | | |
| | 届出者となる法的根拠（該当分に○） | イ　非居住者個人　　ロ　外国法人等<br>ハ　イ又はロのために支店等の設置をするもの | | | |
| | 代理人 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 記名押印又は署名 | | | |
| | 代理人 住所又は主たる事務所の所在地 | | | | |
| | 事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス） | | | | |

下記のとおり届出します。

| | | |
|---|---|---|
| 1 支店 | (1) 名称 | |
| | (2) 所在地 | |
| | (3) 種類 | |
| | (4) 事業目的 | |
| | (5) 事前届出業種に該当する理由 | |
| | (6) 設置予定時期 | |

別紙様式第四

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

支店等の設置に関する届出書

年　月　日

殿
（日本銀行経由）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 届出者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | | 国籍 | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | | 資本金 | |
| | 代理人 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 記名押印又は署名 | | |
| | 代理人 住所又は主たる事務所の所在地 | | 担当者電話 | |

下記のとおり届出します。

| | | |
|---|---|---|
| 1 支店等 | (1) 名称 | |
| | (2) 所在地 | |
| | (3) 種類 | |
| | (4) 事業目的 | |
| | (5) 事前届出業種に該当する理由 | |
| | (6) 設置予定時期 | |
| | (7) 設置しようとする理由 | |
| | (8) 設置に伴い取得する不動産及びこれに関する権利の内容 | |
| | (9) その他の事項 | |
| 2 届出者の事業方針等に影響を及ぼす者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 等 | (7) 設置しようとする理由 | | |
| | (8) 設置に伴い取得する不動産及びこれに関する権利の内容 | | |
| | (9) その他の事項 | | |
| 2 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの | | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | | 国籍 | |
| | | 職業又は営んでいる事業の内容 | |
| | | ウェブページのリンク | |
| | | 国有企業等との関係 | |
| | | 届出者との関係 | |
| 3 その他の事項 | | | |

| | |
|---|---|
| 届出受理年月日及び受理番号 | |

財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

| 事項 | 年月日及び記名押印 |
|---|---|
| 本届出に係る行為は、<br>年　月　日から<br>行うことができる。 | |

（記入要領）
1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、支店等が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記とすること。
2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

| | | |
|---|---|---|
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | 国籍 | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | |
| | 資本金 | |
| | 届出者との関係 | |

（日本産業規格Ａ４）

| | |
|---|---|
| 届出受理年月日及び受理番号 | |

財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

| 事項 | 年月日及び記名押印 |
|---|---|
| 本届出に係る行為は、<br>年　月　日から<br>行うことができる。 | |

（記入要領）
1　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
2　「１　支店等」欄中「(3)種類」には、「支店」、「工場」、「その他の事業所」の別を記入すること。
「(5)　事前届出業種に該当する理由」欄には、対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種を記入すること。なお、支店等の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
「(8)　設置に伴い取得する不動産及びこれに関する権利の内容」は、次の例にならつて記入すること。
（例：事務所　所在地○○市○○町○○番地○○ビル○階　延面積○○㎡を○○から賃借の予定、倉庫用建物　所在地○○市○○町○○番地　延面積○○㎡を○○から賃借の予定）
3　「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼす者」とは、届出者の親会社や届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる者を指し、届出者が専ら株式等の取得又は株式への一任運用を目的として設立された者の場合に記入すること。
4　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
4　「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。
6　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
7　「１　支店等」欄中「⑶　種類」には、「支店」、「工場」、「その他の事業所」の別を記入すること。
「⑸　事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、支店等の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
「⑻　設置に伴い取得する不動産及びこれに関する権利の内容」は、次の例にならつて記入すること。
（例：事務所　所在地○○市○○町○○番地○○ビル○階　延面積○○㎡を○○から賃借の予定、倉庫用建物　所在地○○市○○町○○番地　延面積○○㎡を○○から賃借の予定）
8　「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」とは、届出者の最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。）又は届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものをいう。
9　「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項第３号から第５号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。
10　「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。
11　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第五

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

# 支店等の種類／事業目的の変更に関する届出書

年　月　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
□内閣総理大臣（警察庁）
□内閣総理大臣（金融庁）
□総　務　大臣
□厚生労働大臣
□農林水産大臣
□経済産業大臣
□国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 届出者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | | 国籍又は設立国 | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | | | |
| | ウェブページのリンク | | | |
| | 届出者となる法的根拠（該当分に○） | イ　非居住者個人　　ロ　外国法人等<br>ハ　イ又はロのために支店等の種類又は事業目的の変更をするもの | | |
| | 代理人 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 記名押印又は署名 | | |
| | 代理人 住所又は主たる事務所の所在地 | | | |
| | 事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス） | | | |

下記のとおり届出します。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1支店等 | (1) 名称 | | |
| | (2) 所在地 | | |
| | (3) 設置の届出受理年月日及び受理番号 | | |
| | (4) 設置年月日 | | |
| | (5) 種類 | 変更前 | 変更後 |
| | | | |
| | | 変更前 | 変更後 |

別紙様式第五

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

# 支店等の種類／事業目的の変更に関する届出書

年　月　日

殿
（日本銀行経由）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 届出者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | | 国籍 | |
| | 代理人 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 記名押印又は署名 | | |
| | 代理人 住所又は主たる事務所の所在地 | | 担当者電話 | |

下記のとおり届出します。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1支店等 | (1) 名称 | | |
| | (2) 所在地 | | |
| | (3) 設置の届出受理年月日及び受理番号 | | |
| | (4) 設置年月日 | | |
| | (5) 種類 | 変更前 | 変更後 |
| | | | |
| | (6) 事業目的 | 変更前 | 変更後 |
| | | | |
| | (7) 事前届出業種に該当する理由 | | |
| | (8) 変更予定時期 | | |
| | (9) 変更しようとする理由 | | |
| | (10) 変更に伴い取得する不動産及びこれに関する権利の内容 | | |
| | (11) その他の事項 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 店等 | ⑹ 事業目的 | | |
| | ⑺ 事前届出業種に該当する理由 | | |
| | ⑻ 変更予定時期 | | |
| | ⑼ 変更しようとする理由 | | |
| | ⑽ 変更に伴い取得する不動産及びこれに関する権利の内容 | | |
| | ⑾ その他の事項 | | |
| 2 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | | |
| | 国籍又は設立国 | | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | | |
| | ウェブページのリンク | | |
| | 国有企業等との関係 | | |
| | 届出者との関係 | | |
| 3 その他の事項 | | | |

| | |
|---|---|
| 届出受理年月日及び受理番号 | |

財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

| 事項 | 年月日及び記名押印 |
|---|---|
| 本届出に係る行為は、　年　月　日から行うことができる。 | |

（記入要領）
1　本届出書は、支店等の種類又は事業目的の変更の別に記入すること（種類及び事業目的の変更を同時に行おうとするときは、この限りでない。）。この場合において、本届出書の頭書に記載

| | | |
|---|---|---|
| 2 届出者の事業方針等に影響を及ぼす者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | 国籍 | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | |
| | 資本金 | |
| | 届出者との関係 | |

（日本産業規格Ａ４）

| | |
|---|---|
| 届出受理年月日及び受理番号 | |

財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

| 事項 | 年月日及び記名押印 |
|---|---|
| 本届出に係る行為は、　年　月　日から行うことができる。 | |

（記入要領）
1　本届出書は、支店等の種類又は事業目的の変更の別に記入すること（種類及び事業目的の変更を同時に行おうとするときは、この限りでない）。この場合において、種類の変更にあつては様式中「事業目的」の字句を、事業目的の変更にあつては様式中「種類」の字句を消すこと。
2　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
3　「1　支店等」欄中「⑶　設置の届出受理年月日及び受理番号」欄は、本届出の対象となる支店等に関して過去に支店等の種類又は事業目的の変更に関する届出書を提出している場合には、当該届出書の届出受理年月日及び受理番号も記入すること。
　「⑸　種類」は、次の例にならつて記入すること。
　（例：変更前　支店　／　変更後　支店兼工場）
　「⑹　事業目的」中「変更後」には、変更案を記入するとともに、変更箇所に下線を付すこと。
　「⑺　事前届出業種に該当する理由」欄には、対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種を記入すること。なお、支店等の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
　「⑽　変更に伴い取得する不動産及びこれに関する権利の内容」は、次の例にならつて記入すること。
　（例：事務所　所在地○○市○○町○○番地○○ビル○階　延面積○○㎡を○○から賃借の予定、倉庫用建物　所在地○○市○○町○○番地　延面積○○㎡を○○から賃借の予定）
4　「2　届出者の事業方針等に影響を及ぼす者」とは、届出者の親会社や届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる者を指し、届出者が専ら株式等の取得又は株式への一任運用を目的として設立された者の場合に記入すること。
5　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

の題名のうち本届出書により届け出る内容に印を付すこと。

2　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、支店等が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記とすること。

3　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

4　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

5　「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

6　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先 URL を記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「１　支店等」欄中「⑶　設置の届出受理年月日及び受理番号」欄は、本届出の対象となる支店等に関して過去に支店等の種類又は事業目的の変更に関する届出書を提出している場合には、当該届出書の届出受理年月日及び受理番号も記入すること。

「⑸　種類」は、次の例にならつて記入すること。

（例：変更前　支店　／　変更後　支店兼工場）

「⑹　事業目的」中「変更後」には、変更案を記入するとともに、変更箇所に下線を付すこと。

「⑺　事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、支店等の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

「⑽　変更に伴い取得する不動産及びこれに関する権利の内容」は、次の例にならつて記入すること。

（例：事務所　所在地○○市○○町○○番地○○ビル○階　延面積○○㎡を○○から賃借の予定、倉庫用建物　所在地○○市○○町○○番地　延面積○○㎡を○○から賃借の予定）

9　「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」とは、届出者の最終親会社等（租税特別措置法第 66 条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。）又は届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものをいう。

10　「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項第３号から第５号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

11　「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

12　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第六

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

# 金 銭 の 貸 付 け に 関 す る 届 出 書

年　月　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
□内閣総理大臣（警察庁）
□内閣総理大臣（金融庁）
□総　務　大臣
□厚生労働大臣
□農林水産大臣
□経済産業大臣
□国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 届出者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | | 記名押印又は署名 |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | | 国籍又は設立国 | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | | | |
| | ウェブページのリンク | | | |
| | 届出者となる法的根拠（該当分に○） | イ　非居住者個人　　ロ　外国法人等<br>ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社<br>ニ　特定組合等　　ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等<br>ヘ　イ～ホのために貸付けを行うもの | | |
| | 代理人 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | 記名押印又は署名 |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | | |
| | 事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス） | | | |

下記のとおり届出します。

| | | |
|---|---|---|
| 1 相手方 | (1) 名称 | |
| | (2) 主たる事務所の所在地 | |
| | (3) 定款上の事業目的 | |
| | (4) 事前届出業種に該当する理由 | |
| 2 金額 | | |
| 3 契約時期 | | |

別紙様式第六

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

金 銭 の 貸 付 け に 関 す る 届 出 書

年　月　日

殿
（日本銀行経由）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 届出者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | | 記名押印又は署名 |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | | 国籍 | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | | 資本金 | |
| | 届出者となる法的根拠（該当分に○） | イ　非居住者個人　　ロ　外国法人等　　ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社　　ニ　イが役員の過半数を占める本邦法人等<br>ホ　イ～ニのために貸付けを行うもの | | |
| | 代理人 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | 記名押印又は署名 |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | | |
| | 事務上の連絡先（担当者電話） | | | |

下記のとおり届出します。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 相手方 | (1) 名称 | | |
| | (2) 主たる事務所の所在地 | | |
| | (3) 定款上の事業目的 | (4) 資本金 | |
| | (5) 事前届出業種に該当する理由 | | |
| 2 金額 | | | |
| 3 契約時期 | | | |
| 4 貸付時期 | | | |
| 5 条件 | (1) 金利 | | |
| | (2) 期間 | | |
| | (3) 元本の回収方法（該当分に○） | イ　期日一括　　ロ　分割（具体的に記入すること。） | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 4 | 貸付時期 | | |
| 5 条件 | (1) 金利 | | |
| | (2) 期間 | | |
| | (3) 元本の回収方法（該当分に○） | イ 期日一括　　ロ 分割（具体的に記入すること。） | |
| 6 | 貸付金の使途 | | |
| 7 貸付目的等 | (1) 貸付目的 | | |
| | (2) 貸付けに伴う経営関与の方法 | | |
| | (3) 貸付け後の事業計画 | | |
| | (4) 事前届出業種に該当する事業の取扱い | | |
| 8 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの | | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | | 国籍又は設立国 | |
| | | 職業又は営んでいる事業の内容 | |
| | | ウェブページのリンク | |
| | | 国有企業等との関係 | |
| | | 届出者との関係 | |
| 9 届出時に届出者と特別の関係にあるもの | | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | | 国籍又は設立国 | |
| | | 職業又は営んでいる事業の内容 | |
| | | ウェブページのリンク | |
| | | 届出者との関係 | |
| 10 | その他の事項 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 6 | 貸付金の使途 | | |
| 7 貸付目的等 | (1) 貸付目的 | | |
| | (2) 貸付けに伴う経営関与の方法 | | |
| | (3) 貸付け後の事業計画 | | |
| | (4) 事前届出業種に該当する事業の取扱い | | |
| 8 届出者の事業方針等に影響を及ぼす者 | | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | | 国籍 | |
| | | 職業又は営んでいる事業の内容 | |
| | | 資本金 | |
| | | 届出者との関係 | |
| 9 届出時に届出者と特別の関係にあるもの | | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | | 国籍 | |
| | | 職業又は営んでいる事業の内容 | |
| | | 資本金 | |
| | | 届出者との関係 | |
| 10 | その他の事項 | | |

| | |
|---|---|
| 届出受理年月日及び受理番号 | |

| 届出受理年月日及び受理番号 | |
|---|---|

1　財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

| 事　　項 | 年　月　日　及　び　記　名　押　印 |
|---|---|
| 本届出に係る行為は、<br>年　月　日から<br>行うことができる。 | |

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、金銭の貸付けの相手方が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。

2　代理人が届け出る場合は、届出者本人の押印又は署名を省略して差し支えない。

3　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

4　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

5　「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

6　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先 URL を記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「８　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「９　届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

7　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「10　その他の事項」欄に記入すること。

8　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

9　「１　相手方」欄中「⑷　事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、金銭の貸付けの相手方の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

10　「５　条件」欄中「⑶　元本の回収方法」欄は、「ロ　分割」により回収する場合には、次の例にならつて記入すること。

（例：○年○月を第１回とし、以降１年ごとに○年○月まで○回○○円ずつ回収。）

11　「７　貸付目的等」欄中「⑴　貸付目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合弁会社の設立」等の貸付目的を記入すること。「⑵　貸付けに伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法を記入すること。「⑶　貸付け後の事業計画」欄には、貸付け後に貸付けの相手方の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「⑷　事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、貸付け後の事前届出業種に該当する事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、⑵から⑷までの欄は、「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。

12　「８　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」とは、届出者の最終親会社等（租税特別措置法第 66 条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。）又は届出者の財務及び営業

1　財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

| 事　　項 | 年　月　日　及　び　記　名　押　印 |
|---|---|
| 本届出に係る行為は、<br>年　月　日から<br>行うことができる。 | |

（記入要領）

1　代理人が届け出る場合は、届出者本人の押印又は署名を省略して差し支えない。

2　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

3　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「10　その他の事項」欄に記入すること。

4　「１　相手方」欄中「⑸　事前届出業種に該当する理由」欄には、対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

5　「５　条件」欄中「⑶　元本の回収方法」欄は、「ロ　分割」により回収する場合には、次の例にならつて記入すること。

（例：○年○月を第１回とし、以降１年ごとに○年○月まで○回○○円ずつ回収。）

6　「７　貸付目的等」欄中「⑴　貸付目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合弁会社の設立」等の貸付目的を記入すること。「⑵　貸付けに伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法を記入すること。「⑶　貸付け後の事業計画」欄には、貸付け後に貸付けの相手方の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「⑷　事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、貸付け後の事前届出業種に該当する事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、⑵から⑷までの欄は、「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。

7　「８　届出者の事業方針等に影響を及ぼす者」とは、届出者の親会社や届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる者を指し、届出者が専ら株式等の取得又は株式への一任運用を目的として設立された者の場合に記入すること。

8　「９　届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄については、届出者が本届出書により金銭の貸付け（外国為替及び外国貿易法第 26 条第２項第６号に規定する金銭の貸付けをいう。）を行おうとする場合において、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を対内直接投資等に関する政令第２条第４項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法第 26 条第１項第２号から第４号までに掲げるものに限る。）をいう。）が当該貸付けの相手方に当該金銭の貸付けを行つているとき又は当該貸付けの相手方が発行する社債（対内直接投資等に関する政令第２条第９項第１号に規定する社債をいう。）を所有しているときに記入すること。

9　届出者が貸付けの相手方の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「10　その他の事項」欄にその旨を記入すること。

10　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

2　銀行等又は資金移動業者の記入欄（外国為替及び外国貿易法第 17 条（第 17 条の３において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

| 為替取引を行った年月日 | 金　　額 | 銀行等又は資金移動業者確認印 |
|---|---|---|
| | | |

（日本産業規格Ａ４）

若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものをいう。なお、届出者が特定組合等（法第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。）である場合はその業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）又は当該業務執行組合員の最終親会社等を記入すること。

13　「８　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第３条の２第１項第３号から第５号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

14　「８　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「９　届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

15　「９　届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄については、届出者が本届出書により金銭の貸付け（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第２項第６号に規定する金銭の貸付けをいう。）を行おうとする場合において、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第２条第19項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。）が当該貸付けの相手方に当該金銭の貸付けを行つているとき又は当該貸付けの相手方が発行する社債（令第２条第９項第１号に規定する社債をいう。）を所有しているときに記入すること。

16　届出者が貸付けの相手方の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「10　その他の事項」欄にその旨を記入すること。

17　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

２　銀行等又は資金移動業者の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の３において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

| 為替取引を行つた年月日 | 金　　額 | 銀行等又は資金移動業者確認印 |
|---|---|---|
| | | |

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第六の二

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

# 事業の承継に関する届出書

年　月　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
□内閣総理大臣（警察庁）
□内閣総理大臣（金融庁）
□総　務　大臣
□厚生労働大臣
□農林水産大臣
□経済産業大臣
□国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 届出者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | 記名押印又は署名 | | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | | | 国籍又は設立国 | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | | | | |
| | ウェブページのリンク | | | | |
| | 届出者となる法的根拠（該当分に○） | | イ　非居住者個人　　ロ　外国法人等<br>ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社<br>ニ　特定組合等　　ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等<br>ヘ　イ～ホのために同意するもの | | |
| | 代理人 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 記名押印又は署名 | | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | | | |
| | 事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス） | | | | |

下記のとおり届出します。

| | | |
|---|---|---|
| 1 対象会社 | (1) 名称 | |
| | (2) 本店の所在地 | |
| | (3) 定款上の事業目的 | |
| | (4) 資本金 | 円 |
| 2 | 承継の時期 | |
| 3 | 支払の時期 | |
| 4 | 承継の対価 | |

［書式を加える。］

| | | | |
|---|---|---|---|
| 5 承継目的等 | (1) 承継の方法 | □ 事業の全部の譲受け　□ 事業の一部の譲受け<br>□ 吸収分割　□ 合併 | |
| | (2) 承継対象の事業内容 | | |
| | (3) 承継対象の事業に含まれる事前届出業種 | | |
| | (4) 承継の目的 | | |
| | (5) 届出者と対象会社の関係 | | |
| | (6) 事前届出業種に該当する事業の取扱い | | |
| 6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの | | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | | 国籍又は設立国 | |
| | | 職業又は営んでいる事業の内容 | |
| | | ウェブページのリンク | |
| | | 国有企業等との関係 | |
| | | 届出者との関係 | |
| 7 届出時に届出者と特別の関係にあるもの | | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | | 国籍又は設立国 | |
| | | 職業又は営んでいる事業の内容 | |
| | | ウェブページのリンク | |
| | | 届出者との関係 | |
| 8 その他の事項 | | | |

| 届出受理年月日<br>及び受理番号 | |
|---|---|

財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

| 事　　項 | 年月日及び記名押印 |
|---|---|
| 本届出に係る行為は、<br>年　月　日から<br>行うことができる。 | |

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、承継対象の事業に含まれる事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。

2　代理人が届け出る場合は、届出者本人の押印又は署名を省略して差し支えない。

3　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

4　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

5　「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

6　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先 URL を記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「７　届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

7　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「８　その他の事項」欄に記入すること。

8　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

9　「２　承継の時期」欄について、本届出書受理日において、承継の時期が確定していない場合「届出受理日から６か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における承継の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。

10　「３　支払の時期」欄について、本届出書受理日において、支払の時期が確定していない場合「届出受理日から６か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における支払の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。

11　「５　承継目的等」欄中「(3)　承継対象の事業に含まれる事前届出業種」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、承継対象の事業の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

12　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」とは、届出者の最終親会社等（租税特別措置法第 66 条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。）又は届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものをいう。なお、届出者が特定組合等（法第 26 条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。）である場合はその業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）又は当該業務執行組合員の最終親会社等を記入すること。

13　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出

者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第３条の２第１項第３号から第５号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。「７　届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「国有企業等との関係」欄についても、同様とする。

14　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「７　届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

15　「７　届出時に届出者と特別の関係にあるもの」とは、届出者を令第２条第19項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなるものをいう。

16　本届出書で届け出る承継対象の事業について、外国為替及び外国貿易法第27条第３項第１号イ又はロに掲げる事態が生じないよう適切な措置を講じている場合におけるその内容等、審査にあたり有用な事項があれば、任意的事項として「８　その他の事項」欄に記載することができる。

17　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第七

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

# 社債の取得に関する届出書

年　月　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
□内閣総理大臣（警察庁）
□内閣総理大臣（金融庁）
□総　務　大臣
□厚生労働大臣
□農林水産大臣
□経済産業大臣
□国土交通大臣　　殿

（日本銀行経由）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 届出者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | | 記名押印又は署名 |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | | 国籍又は設立国 | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | | | |
| | ウェブページのリンク | | | |
| | 届出者となる法的根拠（該当分に○） | イ　非居住者個人　ロ　外国法人等　ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社　ニ　特定組合等<br>ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等　ヘ　イ～ホのために取得するもの | | |
| | 代理人 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | | 記名押印又は署名 |
| | 代理人 住所又は主たる事務所の所在地 | | | |
| | 事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス） | | | |

下記のとおり届出します。

| | | |
|---|---|---|
| 1 発行会社 | (1) 名　　称 | |
| | (2) 主たる事務所の所在地 | |
| | (3) 定款上の事業目的 | |
| | (4) 事前届出業種に該当する理由 | |
| | (5) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項 | |

別紙様式第七

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

# 社債の取得に関する届出書

年　月　日

殿

（日本銀行経由）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 届出者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | | 記名押印又は署名 |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | | 国籍 | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | | 資本金 | |
| | 届出者となる法的根拠（該当分に○） | イ　非居住者個人　ロ　外国法人等　ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社　ニ　イが役員の過半数を占める本邦法人等<br>ホ　イ～ニのために取得するもの | | |
| | 代理人 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | | 記名押印又は署名 |
| | 代理人 住所又は主たる事務所の所在地 | | | |
| | 事務上の連絡先（担当者電話） | | | |

下記のとおり届出します。

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 発行会社 | (1) 名　　称 | | | | | |
| | (2) 主たる事務所の所在地 | | | | | |
| | (3) 定款上の事業目的 | | | (4) 資本金 | | |
| | (5) 事前届出業種に該当する理由 | | | | | |
| | (6) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項 | | | | | |
| 2 取得しようとする社債 | 銘　　柄（発行日、記号等） | 額面総額 | 取得価額 | 利率 | 償還日及び元利の支払方法 | 同一銘柄の発行総額 |
| | | | | | | |
| 3 取得の時期 | | | | | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2 取得しようとする社債 | 銘柄（発行日、記号等） | 額面総額 | 取得価額 | 利率 | 償還日及び元利の支払方法 | 同一銘柄の発行総額 |
| | | | | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 3 | 取得の時期 | | |
| 4 | 支払の時期 | | |
| 5 取得目的等 | (1) 取得目的 | | |
| | (2) 取得に伴う経営関与の方法 | | |
| | (3) 取得後の事業計画 | | |
| | (4) 事前届出業種に該当する事業の取扱い | | |
| 6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの | | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | | 国籍 | |
| | | 職業又は営んでいる事業の内容 | |
| | | ウェブページのリンク | |
| | | 国有企業等との関係 | |
| | | 届出者との関係 | |
| 7 届出時に届出者と特別の関係にあるもの | | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | | 国籍 | |
| | | 職業又は営んでいる事業の内容 | |
| | | ウェブページのリンク | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 4 | 支払の時期 | | |
| 5 取得目的等 | (1) 取得目的 | | |
| | (2) 取得に伴う経営関与の方法 | | |
| | (3) 取得後の事業計画 | | |
| | (4) 事前届出業種に該当する事業の取扱い | | |
| 6 届出者の事業方針等に影響を及ぼす者 | | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | | 国籍 | |
| | | 職業又は営んでいる事業の内容 | |
| | | 資本金 | |
| | | 届出者との関係 | |
| 7 届出時に届出者と特別の関係にあるもの | | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | | 国籍 | |
| | | 職業又は営んでいる事業の内容 | |
| | | 資本金 | |
| | | 届出者との関係 | |
| 8 | その他の事項 | | |

| | |
|---|---|
| 届出受理年月日及び受理番号 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 届出者との関係 | |
| 8　その他の事項 | | |

| | |
|---|---|
| 届出受理年月日<br>及び受理番号 | |

1　財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

| 事　　項 | 年月日及び記名押印 |
|---|---|
| 本届出に係る行為は、<br>年　月　日から<br>行うことができる。 | |

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第４項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。

2　代理人が届け出る場合は、届出者本人の押印又は署名を省略して差し支えない。

3　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

4　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

5　「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

6　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先 URL を記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「７　届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

7　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「８　その他の事項」欄に記入すること。

8　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

9　「１　発行会社」欄中「⑷　事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

10　「１　発行会社」欄中「⑸　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄から「⑷　事前届出業種に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入す

1　財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

| 事　　項 | 年月日及び記名押印 |
|---|---|
| 本届出に係る行為は、<br>年　月　日から<br>行うことができる。 | |

（記入要領）

1　代理人が届け出る場合は、届出者本人の押印又は署名を省略して差し支えない。

2　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

3　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「８　その他の事項」欄に記入すること。

4　「１　発行会社」欄中「⑸　事前届出業種に該当する理由」欄及び「⑹　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該子会社等に関する事項」欄には、対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

5　取得しようとする社債が転換社債及び新株引受権付社債の場合は、「２　取得しようとする社債」欄の「銘柄」欄にその旨記入すること。また、「償還日及び元利の支払方法」欄は、次の例にならって記入すること。
（例：償還日は○年○月○日、元利金は本邦において円価で支払う。）

6　「５　取得目的等」欄中「⑴　取得目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合弁会社の設立」等の取得目的を記入すること。「⑵　取得に伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法を記入すること。「⑶　取得後の事業計画」欄には、取得後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「⑷　事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、取得後の事前届出業種に該当する事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、⑵から⑷までの欄は、「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。

7　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼす者」とは、届出者の親会社や届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる者を指し、届出者が専ら株式等の取得又は株式への一任運用を目的として設立された者の場合に記入すること。

8　「７　届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄については、届出者が本届出書により社債（対内直接投資等に関する政令第２条第９項第１号に規定する社債をいう。）を取得しようとする場合において、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を対内直接投資等に関する政令第２条第４項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法第 26 条第１項第２号から第４号までに掲げるものに限る。）をいう。）が当該社債を所有しているとき又は当該社債の発行会社に対して金銭の貸付け（外国為替及び外国貿易法第 26 条第２項第６号に規定する金銭の貸付けをいう。）を行っているときに記入すること。

9　届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「８　その他の事項」欄にその旨を記入すること。

10　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。

2　銀行等又は資金移動業者の記入欄（外国為替及び外国貿易法第 17 条（第 17 条の３において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

| 為替取引を行った年月日 | 金　　額 | 銀行等又は資金移動業者確認印 |
|---|---|---|
| | | |

（日本産業規格Ａ４）

ること。

11　取得しようとする社債が転換社債及び新株引受権付社債の場合は、「２　取得しようとする社債」欄の「銘柄」欄にその旨記入すること。また、「償還日及び元利の支払方法」欄は、次の例にならつて記入すること。

（例：償還日は○年○月○日、元利金は本邦において円価で支払う。）

12　「５　取得目的等」欄中「⑴　取得目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合弁会社の設立」等の取得目的を記入すること。「⑵　取得に伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法を記入すること。「⑶　取得後の事業計画」欄には、取得後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「⑷　事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、取得後の事前届出業種に該当する事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、⑵から⑷までの欄は、「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。

13　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」とは、届出者の最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。）又は届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものをいう。なお、届出者が特定組合等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。）である場合はその業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）又は当該業務執行組合員の最終親会社等を記入すること。

14　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項第３号から第５号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

15　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「７　届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「届出者との関係」において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

16　「７　届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄については、届出者が本届出書により社債（対内直接投資等に関する政令第２条第９項第１号に規定する社債をいう。）を取得しようとする場合において、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を対内直接投資等に関する政令第２条第19項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。）が当該社債を所有しているとき又は当該社債の発行会社に対して金銭の貸付け（法第26条第２項第６号に規定する金銭の貸付けをいう。）を行つているときに記入すること。

17　届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「８　その他の事項」欄にその旨を記入すること。

18　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

２　銀行等又は資金移動業者の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の３において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

| 為替取引を行った年月日 | 金　　額 | 銀行等又は資金移動業者確認印 |
|---|---|---|
| | | |

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第七の二

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

# 議決権代理行使受任に関する届出書

年　月　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
□内閣総理大臣（警察庁）
□内閣総理大臣（金融庁）
□総　務　大臣
□厚生労働大臣
□農林水産大臣
□経済産業大臣
□国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 届出者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | 記名押印又は署名 | | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | | 国籍又は設立国 | | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | | | | |
| | ウェブページのリンク | | | | |
| | 届出者となる法的根拠（該当分に○） | イ　非居住者個人　ロ　外国法人等　ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社　ニ　特定組合等<br>ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等　ヘ　イ～ホのために代理権行使受任をするもの | | | |
| | 代理人 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 記名押印又は署名 | | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | | | |
| | 事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス） | | | | |

下記のとおり届出します。

| | | |
|---|---|---|
| 1 発行会社 | (1) 名　　称 | |
| | (2) 本店の所在地 | |
| | (3) 定款上の事業目的 | |
| | (4) 総議決権 | 個 |
| | (5) 外資比率 | % |
| | (6) 事前届出業種に該当する理由 | |

別紙様式第七の二

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

議決権代理行使受任に関する届出書

年　月　日

殿
（日本銀行経由）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 届出者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | 記名押印又は署名 | | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | | 国籍 | | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | | 資本金 | | |
| | 届出者となる法的根拠（該当分に○） | イ　非居住者個人　ロ　外国法人等　ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社　ニ　イが役員の過半数を占める本邦法人等<br>ホ　イ～ニのために取得するもの又は一任運用をするもの | | | |
| | 代理人 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 記名押印又は署名 | | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | | | |
| | 事務上の連絡先（担当者電話） | | | | |

下記のとおり届出します。

| | | |
|---|---|---|
| 1 発行会社 | (1) 名　　称 | |
| | (2) 本店の所在地 | |
| | (3) 定款上の事業目的 | |
| | (4) 総議決権 | 個 |
| | (5) 外資比率 | % |
| | (6) 事前届出業種に該当する理由 | |
| | (7) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項 | |
| | (8) 上場、非上場等の区分（該当分に○） | イ　上場銘柄　ロ　店頭売買銘柄　ハ　その他 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | (7) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項 | | |
| | (8) 上場、非上場等の区分（該当分に○） | イ 上場銘柄　ロ 店頭売買銘柄　ハ その他 | |
| 2 受任しようとする議決権 | (1) 数量等 | 数量　個<br>受任後の議決権比率　%（最も多く受任する場合）<br>（受任前の比率　%） | |
| | (2) 受任の目的及び内容 | | |
| | (3) 受任の時期 | | |
| | (4) 株主総会の時期及び種別 | | |
| | (5) 受任の相手方 | 氏名又は名称 | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | | 委任数量 | |
| 3 受任後の事業計画等 | (1) 受任後の事業計画 | | |
| | (2) 事前届出業種に該当する事業の取扱い | | |
| 4 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの | | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | | 国籍又は設立国 | |
| | | 職業又は営んでいる事業の内容 | |
| | | ウェブページのリンク | |
| | | 国有企業等との関係 | |
| | | 届出者との関係 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 2 受任しようとする議決権 | (1) 数量等 | 数量　個<br>受任後の議決権比率　%（最も多く受任する場合）<br>（受任前の比率　%） | |
| | (2) 受任の目的及び内容 | | |
| | (3) 受任の時期 | | |
| | (4) 株主総会の時期及び種別 | | |
| | (5) 受任の相手方 | 氏名又は名称 | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | | 委任数量 | |
| 3 受任後の事業計画等 | (1) 受任後の事業計画 | | |
| | (2) 事前届出業種に該当する事業の取扱い | | |
| 4 届出者の事業方針等に影響を及ぼす者 | | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | | 国籍 | |
| | | 職業又は営んでいる事業の内容 | |
| | | 資本金 | |
| | | 届出者との関係 | |

| | | |
|---|---|---|
| 5　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | 国籍又は設立国 | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | |
| | ウェブページのリンク | |
| | 届出者との関係 | |
| | 数　　量 | 個 |
| | 議決権比率 | % |
| 6　その他の事項 | | |

| | |
|---|---|
| 届出受理年月日及び受理番号 | |

1　財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

| 事　　項 | 年月日及び記名押印 |
|---|---|
| 本届出に係る行為は、<br>年　月　日から<br>行うことができる。 | |

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第４項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。

2　代理人が届け出る場合は、届出者本人の押印又は署名を省略して差し支えない。

3　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

4　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

5　「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

6　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先 URL を記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「５　届出時に届出者と特別の関係に

| | | |
|---|---|---|
| 5　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | 国　　籍 | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | |
| | 資　本　金 | |
| | 届出者との関係 | |
| | 数　　量 | 個 |
| | 議決権比率 | % |
| 6　その他の事項 | | |

| | |
|---|---|
| 届出受理年月日及び受理番号 | |

1　財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

| 事　　項 | 年月日及び記名押印 |
|---|---|
| 本届出に係る行為は、<br>年　月　日から<br>行うことができる。 | |

（記入要領）

1　代理人が届け出る場合は、届出者本人の押印又は署名を省略して差し支えない。

2　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

3　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「６　その他の事項」欄に記入すること。

4　「１　発行会社」欄中「(4)　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第 24 条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第 24 条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「２　受任しようとする議決権」欄中「(1)　数量等」欄中「受任後の議決権比率」及び「５　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権

あるものが保有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

7　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「6　その他の事項」欄に記入すること。

8　「1　発行会社」欄中「(4)　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第 24 条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）、半期報告書（同法第 24 条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は四半期報告書（同法第 24 条の４第７項に規定する四半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「2　受任しようとする議決権」欄中「(1)　数量等」欄中「受任後の議決権比率」及び「5　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合も、同様とする。

9　「1　発行会社」欄中「(5)　外資比率」欄には、居住者である外国投資家及び非居住者の合計出資比率を記入すること。

10　「1　発行会社」欄中「(6)　事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

11　「1　発行会社」欄中「(7)　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等を発行会社とした場合に「1　発行会社」欄中「(1)　名称」欄から「(6)　事前届出業種に該当する理由」欄（「(3)　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

12　「2　受任しようとする議決権」欄中「(1)　数量等」欄中「受任後の議決権比率」については、発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第 26 条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合において、当該議決権代理行使受任の後における届出者が保有等をする発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外であるときは、届出者が本届出書において届け出る当該議決権代理行使受任の後における届出者が保有することとなる議決権の総議決権に占める割合を記入すること。

「(2)　受任の目的及び内容」欄には、「取締役の選解任を目的とした議決権行使」、「事業譲渡等を目的とした議決権行使」等の受任の目的を記入すること。また、受任によつて得た権限を用いて議決権行使を行おうとする議案については、可能な限り記入すること。ただし、届出時点で、議案が不明な場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。

「(4)　株主総会の時期及び種別」欄中「種別」については、「定時株主総会」又は「臨時株主総会」の種別を記入すること。

13　「3　受任後の事業計画等」欄中「(1)　受任後の事業計画」欄には、受任後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「(2)　事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、受任後の事前届出業種に該当する事業の取扱いに関する事項を記入すること。

14　「4　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」とは、届出者の最終親会社等（租税特別措置法第 66 条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。）又は届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものをいう。なお、届出者が特定組合等（法第 26 条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。）である場合はその業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）又は当該業務執行組合員の最終親会社等を記入すること。

15　「4　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第５号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

の数がわからない場合も、同様とする。

5　「1　発行会社」欄中「(5)　外資比率」欄には、居住者である外国投資家及び非居住者の合計出資比率を記入すること。

6　「1　発行会社」欄中「(6)　事前届出業種に該当する理由」欄及び「(7)　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

7　「2　受任しようとする議決権」欄中「(1)　数量等」欄中「受任後の議決権比率」については、発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法第 26 条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合において、当該議決権代理行使受任の後における届出者が保有等をする発行会社の議決権の数量（株式への一任運用の対象とされる当該発行会社の議決権の数、直接に保有する当該発行会社の議決権の数及び議決権代理行使受任に係る議決権の数を合計した議決権の数をいう。以下この記入要領において「保有等議決権数量」という。）の総議決権に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外である場合においては、当該議決権代理行使受任の後における届出者が保有等をする発行会社の議決権の数量（直接に保有する当該発行会社の議決権の数と議決権代理行使受任（対内直接投資等に関する政令第２条第９項第５号イに該当するものに限る。）に係る議決権の数とを合計した議決権の数をいう。）の総議決権に占める割合を記入すること。

「(2)　受任の目的及び内容」欄には、「取締役の選解任を目的とした議決権行使」、「事業譲渡等を目的とした議決権行使」等の受任の目的を記入すること。また、受任によつて得た権限を用いて議決権行使を行おうとする議案については、可能な限り記入すること。ただし、届出時点で、議案が不明な場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。

「(4)　株主総会の時期及び種別」欄中「種別」については、「定時株主総会」又は「臨時株主総会」の種別を記入すること。

8　「3　受任後の事業計画等」欄中「(1)　受任後の事業計画」欄には、受任後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「(2)　事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、受任後の事前届出業種に該当する事業の取扱いに関する事項を記入すること。

9　「4　届出者の事業方針等に影響を及ぼす者」とは、届出者の親会社や届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる者を指し、届出者が専ら株式等の取得又は株式への一任運用を目的として設立された者の場合に記入すること。

10　「5　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を対内直接投資等に関する政令第２条第４項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法第 26 条第１項第２号から第４号までに掲げるものに限る。）をいう。）の保有等議決権数量（議決権のうち届出者が保有等をする議決権（すなわち、「2　受任しようとする議決権」欄中「(1)　数量等」欄中「受任後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該保有等議決権数量の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

11　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

（日本産業規格Ａ４）

16　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「５　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

17　「５　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第２条第 19 項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第 26 条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

18　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第七の三

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

# 議決権代理行使委任に関する届出書

年　月　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
□内閣総理大臣（警察庁）
□内閣総理大臣（金融庁）
□総　務　大臣
□厚生労働大臣
□農林水産大臣
□経済産業大臣
□国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 届出者 | 氏名 | | | | |
| | 住所 | | | 国籍 | |
| | 職業 | | | | |
| | 代理人 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 記名押印又は署名 | | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | | | |
| | 事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス） | | | | |

下記のとおり届出します。

| | | |
|---|---|---|
| 1 発行会社 | (1) 名称 | |
| | (2) 本店の所在地 | |
| | (3) 定款上の事業目的 | |
| | (4) 総議決権 | 個 |
| | (5) 事前届出業種に該当する理由 | |

別紙様式第七の三

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

議決権代理行使委任に関する届出書

年　月　日

殿
（日本銀行経由）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 届出者 | 氏名 | | | | |
| | 住所 | | | 国籍 | |
| | 職業 | | | | |
| | 代理人 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 記名押印又は署名 | | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | | 担当者電話 | |

下記のとおり届出します。

| | | |
|---|---|---|
| 1 発行会社 | (1) 名称 | |
| | (2) 本店の所在地 | |
| | (3) 定款上の事業目的 | |
| | (4) 総議決権 | 個 |
| | (5) 事前届出業種に該当する理由 | |
| | (6) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項 | |
| 2 委任しようとする議決権 | (1) 数量等 | 数量　個<br>委任後の議決権比率　% |
| | (2) 委任の目的及び内容 | |
| | (3) 委任の時期 | |
| | (4) 株主総会の時期及び種別 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | (6) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項 | | | | |
| 2 委任しようとする議決権 | (1) 数量等 | 数量　　個<br>委任後の議決権比率　　% | | | |
| | (2) 委任の目的及び内容 | | | | |
| | (3) 委任の時期 | | | | |
| | (4) 株主総会の時期及び種別 | | | | |
| 3 委任の相手方 | (1) 氏名又は名称 | | | | |
| | (2) 住所又は主たる事務所の所在地 | | (3) 国籍又は設立国 | | |
| | (4) 職業又は営んでいる事業の内容 | | | | |
| 4 その他の事項 | | | | | |

| | |
|---|---|
| 届出受理年月日及び受理番号 | |

1　財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

| 事項 | 年月日及び記名押印 |
|---|---|
| 本届出に係る行為は、<br>年　月　日から<br>行うことができる。 | |

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 3 委任の相手方 | (1) 氏名又は名称 | | | |
| | (2) 住所又は主たる事務所の所在地 | | (3) 国籍 | |
| | (4) 職業又は営んでいる事業の内容 | | (5) 資本金 | |
| 4 その他の事項 | | | | |

| | |
|---|---|
| 届出受理年月日及び受理番号 | |

1　財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

| 事項 | 年月日及び記名押印 |
|---|---|
| 本届出に係る行為は、<br>年　月　日から<br>行うことができる。 | |

（記入要領）

1　「届出者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。

2　「１　発行会社」欄中「(4)　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「２　委任しようとする議決権」欄中「(1)　数量等」欄中「委任後の議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合も、同様とする。

3　「１　発行会社」欄中「(5)　事前届出業種に該当する理由」欄及び「(6)　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

4　「２　委任しようとする議決権」欄中「(1)　数量等」欄中「委任後の議決権比率」については、当該議決権代理行使委任の後における届出者が保有等をする発行会社の議決権の数量（直接に保有する当該発行会社の議決権の数と議決権代理行使受任（対内直接投資等に関する政令第２条第９項第５号イに該当するものに限る。）に係る議決権の数とを合計した議決権の数をいう。）の総議決権に占める割合を記入すること。

5　「２　委任しようとする議決権」欄中「(4)　株主総会の時期及び種別」欄中「種別」について

外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第４項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。

２　「届出者」欄中「氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

３　「届出者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。

４　「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

５　「１　発行会社」欄中「⑷　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第 24 条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）、半期報告書（同法第 24 条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は四半期報告書（同法第 24 条の４第７項に規定する四半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「２　委任しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「委任後の議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合も、同様とする。

６　「１　発行会社」欄中「⑸　事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

７　「１　発行会社」欄中「⑹　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄から「⑸　事前届出業種に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

８　「２　委任しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「委任後の議決権比率」については、発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法第 26 条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合において、当該議決権代理行使委任の後における届出者が保有等をする発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外であるときは、届出者が本届出書において届け出る当該議決権代理行使委任の後における届出者が保有等をすることとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。

９　「２　委任しようとする議決権」欄中「⑷　株主総会の時期及び種別」欄中「種別」については、「定時株主総会」又は「臨時株主総会」の種別を記入すること。

10　「３　委任の相手方」欄中「⑵　住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。「３　委任の相手方」欄に記載の内容が不明の場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。

11　「４　その他の事項」欄には、届出者が居住者であつた期間、委任しようとする議決権を取得した時期及び届出者が非居住者となつた時期を記入すること。

12　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

は、「定時株主総会」又は「臨時株主総会」の種別を記入すること。

６　「３　委任の相手方」欄中「⑵　住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。「３　委任の相手方」欄に記載の内容が不明の場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。

７　「４　その他の事項」欄には、届出者が居住者であつた期間、委任しようとする議決権を取得した時期及び届出者が非居住者となつた時期を記入すること。

８　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第七の四

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

# 共同議決権行使同意取得に関する届出書

年　月　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
□内閣総理大臣（警察庁）
□内閣総理大臣（金融庁）
□総　務　大臣
□厚生労働大臣
□農林水産大臣
□経済産業大臣
□国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 届出者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | | | 記名押印又は署名 |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | | 国籍又は設立国 | | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | | | | |
| | ウェブページのリンク | | | | |
| | 届出者となる法的根拠（該当分に○） | イ　非居住者個人　ロ　外国法人等　ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社　ニ　特定組合等<br>ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等　ヘ　イ～ホのために共同議決権行使同意取得をするもの | | | |
| | 代理人 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | | 記名押印又は署名 |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | | | |
| | 事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス） | | | | |

下記のとおり届出します。

| | | |
|---|---|---|
| 1発行会社 | (1) 名　　称 | |
| | (2) 本店の所在地 | |
| | (3) 定款上の事業目的 | |
| | (4) 総議決権 | 個 |
| | (5) 外資比率 | % |

別紙様式第七の四

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

# 共同議決権等行使同意取得に関する届出書

年　月　日

殿
（日本銀行経由）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 届出者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | | | 記名押印又は署名 |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | | 国籍 | | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | | 資本金 | | |
| | 届出者となる法的根拠（該当分に○） | イ　非居住者個人　ロ　外国法人等　ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社　ニ　イが役員の過半数を占める本邦法人等<br>ホ　イ～ニのために取得するもの又は一任運用をするもの | | | |
| | 代理人 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | | 記名押印又は署名 |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | | | |
| | 事務上の連絡先（担当者電話） | | | | |

下記のとおり届出します。

| | | |
|---|---|---|
| 1発行会社 | (1) 名　　称 | |
| | (2) 本店の所在地 | |
| | (3) 定款上の事業目的 | |
| | (4) 総議決権 | 個 |
| | (5) 外資比率 | % |
| | (6) 事前届出業種に該当する理由 | |
| | (7) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | (6) 事前届出業種に該当する理由 | | |
| | (7) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項 | | |
| 2 同意取得しようとする議決権 | (1) 数量等 | 数量　　個<br>同意取得後の議決権比率　　%（最も多く同意取得する場合）<br>（同意取得前の比率　　%） | |
| | (2) 同意取得の目的及び内容 | | |
| | (3) 同意取得の時期 | | |
| | (4) 株主総会の時期及び種別 | | |
| | (5) 同意取得の相手方 | 氏名又は名称 | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | | 同意数量 | |
| 3 同意取得後の事業計画等 | (1) 同意取得後の事業計画 | | |
| | (2) 事前届出業種に該当する事業の取扱い | | |
| 4 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの | | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | | 国籍 | |
| | | 職業又は営んでいる事業の内容 | |
| | | ウェブページのリンク | |
| | | 国有企業等との関係 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 2 同意取得しようとする議決権 | (1) 数量等 | 数量　　個<br>同意取得後の議決権比率　　%（最も多く同意取得する場合）<br>（同意取得前の比率　　%） | |
| | (2) 同意取得の目的及び内容 | | |
| | (3) 同意取得の時期 | | |
| | (4) 株主総会の時期及び種別 | | |
| | (5) 同意取得の相手方 | 氏名又は名称 | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | | 同意数量 | |
| 3 同意取得後の事業計画等 | (1) 同意取得後の事業計画 | | |
| | (2) 事前届出業種に該当する事業の取扱い | | |
| 4 届出者の事業方針等に影響を及ぼす者 | | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | | 国籍 | |
| | | 職業又は営んでいる事業の内容 | |
| | | 資本金 | |
| | | 届出者との関係 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 届出者との関係 | |
| 5　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | 国籍 | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | |
| | ウェブページのリンク | |
| | 届出者との関係 | |
| | 数量 | 個 |
| | 議決権比率 | % |
| 6　届出時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | 国籍 | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | |
| | ウェブページのリンク | |
| | 同意取得の相手方との関係 | |
| | 数量 | 個 |
| | 議決権比率 | % |
| 7　その他の事項 | | |

| | |
|---|---|
| 届出受理年月日及び受理番号 | |

| | | |
|---|---|---|
| 5　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | 国籍 | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | |
| | 資本金 | |
| | 届出者との関係 | |
| | 数量 | 個 |
| | 議決権比率 | % |
| 6　届出時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | 国籍 | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | |
| | 資本金 | |
| | 同意取得の相手方との関係 | |
| | 数量 | 個 |
| | 議決権比率 | % |
| 7　その他の事項 | | |

| | |
|---|---|
| 届出受理年月日及び受理番号 | |

1　財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

| 事　　項 | 年　月　日　及　び　記　名　押　印 |
|---|---|
| 本届出に係る行為は、<br>年　月　日から<br>行うことができる。 | |

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第４項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。

2　代理人が届け出る場合は、届出者本人の押印又は署名を省略して差し支えない。

3　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

4　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

5　「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

6　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先 URL を記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄、「５　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「６　届出時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

7　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「７　その他の事項」欄に記入すること。

8　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

9　「１　発行会社」欄中「⑷　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第 24 条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）、半期報告書（同法第 24 条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は四半期報告書（同法第 24 条の４第７項に規定する四半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「２　同意取得しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」、「５　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」及び「６　届出時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合も、同様とする。

10　「１　発行会社」欄中「⑸　外資比率」欄には、外国投資家（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第 26 条第１項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済み株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。

11　「１　発行会社」欄中「⑹　事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入する

1　財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

| 事　　項 | 年　月　日　及　び　記　名　押　印 |
|---|---|
| 本届出に係る行為は、<br>年　月　日から<br>行うことができる。 | |

（記入要領）

1　代理人が届け出る場合は、届出者本人の押印又は署名を省略して差し支えない。

2　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

3　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「７　その他の事項」欄に記入すること。

4　「１　発行会社」欄中「⑷　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第 24 条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第 24 条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「２　同意取得しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」、「５　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」及び「６　届出時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合も、同様とする。

5　「１　発行会社」欄中「⑸　外資比率」欄には、居住者である外国投資家及び非居住者の合計出資比率を記入すること。

6　「１　発行会社」欄中「⑹　事前届出業種に該当する理由」欄及び「⑺　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

7　「２　同意取得しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」については、届出者が保有等をする発行会社の議決権の数量（株式への一任運用の対象とされる当該発行会社の議決権の数、直接に保有する当該発行会社の議決権の数及び議決権代理行使受任に係る議決権の数を合計した議決権の数をいう。以下この記入要領において「保有等議決権数量」という。）と当該共同議決権等行使同意取得に係る議決権の数量とを合計した議決権の数量の総議決権に占める割合を記入すること。

「⑵　同意取得の目的及び内容」欄には、「取締役の選解任を目的とした議決権行使」、「事業譲渡等を目的とした議決権行使」、「その他経営の関与を目的とした議決権行使」等の同意取得の目的を記入すること。また、同意に基づき、共同で議決権を行使しようとする議案については、可能な限り記入すること。ただし、届出時点で、議案が不明な場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。

「⑷　株主総会の時期及び種別」欄中「種別」については、「定時株主総会」又は「臨時株主総会」の種別を記入すること。

「⑸　同意取得の相手方」欄は、届出者が相対による方法により同意取得をしようとする場合において記入すること。

8　「３　同意取得後の事業計画等」欄中「⑴　同意取得後の事業計画」欄には、同意取得後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「⑵　事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、同意取得後の事前届出業種に該当する事業の取扱いに関する事項を記入すること。

9　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼす者」とは、届出者の親会社や届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる者を指し、届出者が専ら株式等の取得又は株式への一任運用を目的として設立された者の場合に記入すること。

10　「５　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を対内直接投資等に関する政令第２条第４項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当す

こと。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

12　「１　発行会社」欄中「(7)　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「(1)　名称」欄から「(6)　事前届出業種に該当する理由」欄（「(3)　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

13　「２　同意取得しようとする議決権」欄中「(1)　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」については、届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数と当該共同議決権行使同意取得に係る議決権の数とを合計した議決権の数の総議決権に占める割合を記入すること。

「(2)　同意取得の目的及び内容」欄には、「取締役の選解任を目的とした議決権行使」、「事業譲渡等を目的とした議決権行使」、「その他経営の関与を目的とした議決権行使」等の同意取得の目的を記入すること。また、同意に基づき、共同で議決権を行使しようとする議案については、可能な限り記入すること。ただし、届出時点で、議案が不明な場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。

「(4)　株主総会の時期及び種別」欄中「種別」については、「定時株主総会」又は「臨時株主総会」の種別を記入すること。

「(5)　同意取得の相手方」欄は、届出者が相対による方法により同意取得をしようとする場合において記入すること。

14　「３　同意取得後の事業計画等」欄中「(1)　同意取得後の事業計画」欄には、同意取得後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「(2)　事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、同意取得後の事前届出業種に該当する事業の取扱いに関する事項を記入すること。

15　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」とは、届出者の最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。）又は届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものをいう。なお、届出者が特定組合等（法第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。）である場合はその業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）又は当該業務執行組合員の最終親会社等を記入すること。

16　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第５号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

17　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄、「５　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「届出者との関係」欄及び「６　届出時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「同意取得の相手方との関係」において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

18　「５　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第２条第19項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する実質保有等議決権及び当該共同議決権行使同意取得に係る議決権（すなわち、「２　同意取得しようとする議決権」欄中「(1)　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

19　「６　届出時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、同意取得の相手方と特別の関係にあるもの（同意取得の相手方を令第２条第19項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項第１号から第14号まで、第17号及び第18号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体(法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。)をいう。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する実質保有等議決権、

ることとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法第26条第１項第２号から第４号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）の保有等議決権数量（議決権のうち届出者が保有等をする議決権及び当該共同議決権等行使同意取得に係る議決権（すなわち、「２　同意取得しようとする議決権」欄中「(1)　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該保有等議決権数量の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

11　「６　届出時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、同意取得の相手方と特別の関係にあるもの（同意取得の相手方を対内直接投資等に関する政令第２条第４項の株式取得者とした場合に同項第１号から第14号までに掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法第26条第１項第２号から第４号までに掲げるものに限る。）をいう。）の保有等議決権数量（議決権のうち届出者が保有等をする議決権、当該共同議決権等行使同意取得に係る議決権及び届出者と特別の関係にあるものが保有等をする議決権（すなわち、「２　同意取得しようとする議決権」欄中「(1)　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」及び「５　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該保有等議決権数量の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

12　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

（日本産業規格Ａ４）

当該共同議決権行使同意取得に係る議決権及び届出者と特別の関係にあるものが保有する実質保有等議決権（すなわち、「２　同意取得しようとする議決権」欄中「(1)　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」及び「５　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

20　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十一

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

株式、持分、議決権若しくは議決権行使等権限の取得又は株式への一任運用に関する報告書
年　月　日

□本報告書で報告する内容は特定取得に該当します。

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 報告者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | 責任者記名押印又は署名 | | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | | 国籍又は設立国 | | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | | | | |
| | ウェブページのリンク | | | | |
| | 報告者となる法的根拠（該当分に○） | | イ　非居住者個人　ロ　外国法人等　ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社　ニ　特定組合等<br>ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等　ヘ　イ～ホのために取得するもの又は一任運用をするもの | | |
| | 代理人 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 責任者記名押印又は署名 | | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | | | |
| | 事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス） | | | | |

下記のとおり報告します。

| | | |
|---|---|---|
| 1 発行会社 | (1) 名称 | |
| | (2) 本店の所在地 | |
| | (3) 定款上の事業目的 | |
| | (4) 資本金<br>総議決権 | 取得前、一任運用前又は設立時　円（　株（口））<br>取得後又は一任運用後　円（　株（口））<br>取得前、一任運用前又は設立時　個<br>取得後又は一任運用後　個 |
| | (5) 外資比率 | 取得後又は一任運用後の外資比率　%<br>（取得前又は一任運用前　%） |
| 2 取得又は一任運用をした株式等 | (1) 上場、非上場等の区分（該当分に○） | イ　上場銘柄　ロ　店頭売買銘柄　ハ　その他 |
| | (2) 取得又は一任運用の態様 | |

別紙様式第十一

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

株式
持分
（及び議決権）の取得等に関する報告書
年　月　日

殿
（日本銀行経由）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 報告者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | 責任者記名押印又は署名 | | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | | | 国籍 | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | | | 資本金 | |
| | 報告者となる法的根拠（該当分に○） | | イ　非居住者個人　ロ　外国法人等　ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社　ニ　イが役員の過半数を占める本邦法人等<br>ホ　イ～ニのために取得するもの又は一任運用をするもの | | |
| | 代理人 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 責任者記名押印又は署名 | | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | | | |
| | 事務上の連絡先（担当者電話） | | | | |

下記のとおり報告します。

| | | |
|---|---|---|
| 1 発行会社 | (1) 名称 | |
| | (2) 本店の所在地 | |
| | (3) 定款上の事業目的 | |
| | (4) 資本金<br>（払込資本）<br>総議決権 | 取得前、一任運用前又は設立時　円（　株（口））<br>取得後又は一任運用後　円（　株（口））<br>取得前、一任運用前又は設立時　個<br>取得後又は一任運用後　個 |
| | (5) 外資比率 | 取得後又は一任運用後の外資比率　%<br>（取得前又は一任運用前　%） |
| 2 取得又は一任運用をした株式（持分） | (1) 上場、非上場等の区分（該当分に○） | イ　上場銘柄　ロ　店頭売買銘柄　ハ　その他 |
| | (2) 取得又は一任運用の態様 | |
| | (3) 数量、取得・一任運用価額等 | 数量　株（口）<br>取得価額又は一任運用価額　円（一株（口）当たり　円）<br>取得後又は一任運用後の出資比率　%<br>（取得前又は一任運用前の比率　%）<br>取得後又は一任運用後の議決権比率　%（うち受任分　%）<br>（取得前又は一任運用前の比率　%（うち受任分　%）） |

| | | |
|---|---|---|
| | ⑶ 数量、取得・一任運用価額等 | 数　　量　　株（口）<br>取得価額又は一任運用価額　　円（一株（口）当たり　　円）<br>取得後又は一任運用後の出資比率　　％<br>（取得前又は一任運用前の比率　　％）<br>取得後又は一任運用後の議決権比率　　％（うち受任分　　％）<br>（取得前又は一任運用前の比率　　％（うち受任分　　％）） |
| 3 | 取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等 | 数　量　株式　　株<br>議決権　　個<br>出資比率　　％<br>議決権比率　　％ |
| 4 取得又は一任運用の相手方 | ⑴ 氏名又は名称 | |
| | ⑵ 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | ⑶ 譲渡数量 | |
| 5 | 取得年月日 | |
| 6 | 支払年月日 | |
| 7 | その他の事項 | □ 発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っていない。 |

（記入要領）

1　報告者が、外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第27条の２第１項又は法第28条の２第１項の規定により、法第27条第１項又は第28条第１項の規定による届出をせずに行った対内直接投資等又は特定取得については、本報告書で報告することはできない。

2　本報告書は、株式、持分、議決権若しくは議決権行使等権限の取得又は株式への一任運用の別に記入すること。この場合において、本報告書の頭書に記載の題名のうち本報告書により報告する内容に印を付すこと。

3　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。

4　代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。

5　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

6　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

7　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

8　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。

9　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「７　その他の事項」欄に記入すること。

10　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

| | | |
|---|---|---|
| 3 | 取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等 | 数　量　株式　　株<br>議決権　　個<br>出資比率　　％<br>議決権比率　　％ |
| 4 取得又は一任運用の相手方 | ⑴ 氏名又は名称 | |
| | ⑵ 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | ⑶ 譲渡数量 | |
| 5 | 取得年月日 | |
| 6 | 支払年月日 | |
| 7 | その他の事項 | |

（記入要領）

1　本報告書は、株式若しくは持分の取得又は株式への一任運用の別に記入すること。この場合において、株式の取得又は株式への一任運用にあっては様式中「持分」の字句を、持分の取得にあっては様式中「株式」の字句を消すこと。

2　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。

3　代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。

4　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

5　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「７　その他の事項」欄に記入すること。

6　「１　発行会社」欄中「⑷　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」及び「３　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合も、同様とする。

7　「１　発行会社」欄中「⑸　外資比率」欄には、居住者である外国投資家及び非居住者の合計出資比率を記入すること。

8　「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑵　取得又は一任運用の態様」欄には、「設立新株の取得」、「増資新株の取得」、「旧株の譲受による取得」、「設立新株への一任運用」、「増資新株への一任運用」、「旧株の譲受による一任運用」等と記入すること。

「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」については、発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合においては、報告者が保有等をする発行会社の議決権の数量（株式への一任運用の対象とされる当該発行会社の議決権の数、直接に保有する当該発行会社の議決権の数及び議決権代理行使受任に係る議決権の数を合計した議決権の数をいう。以下この記入要領において「保有等議決権数量」という。）の総議決権に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外である場合においては、報告者が保有等をする発行会社の議決権の数量

11　「１　発行会社」欄中「⑷　資本金　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）、半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は四半期報告書（同法第24条の４第７項に規定する四半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「２　取得又は一任運用をした株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」及び「３　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合も、同様とする。

12　「１　発行会社」欄中「⑸　外資比率」欄には、外国投資家（法第26条第1項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済み株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。

13　「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において所有する発行会社の株式の数及び報告者が投資一任契約その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用（その指図をすることを含み、対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第７項で定める要件を満たすものに限る。）をする場合におけるその対象となる発行会社の株式の数を合計した株式（以下この記入要領において「所有等株式」という。）の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において所有する発行会社の株式又は持分の数の発行会社の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式への一任運用を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、報告者が本報告書により報告する株式への一任運用の後において所有する発行会社の所有等株式の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。

「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式、議決権又は議決権行使等権限の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において保有する発行会社の実質保有等議決権（令第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において保有する発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式への一任運用を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、当該株式への一任運用の後における報告者の実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

14　「３　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄、「出資比率」及び「議決権比率」欄については、報告者が本報告書により発行会社の株式、議決権又は議決権行使等権限の取得を報告するときにあつては、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を令第２条第19項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の所有等株式の数（所有等株式のうち報告者が所有する発行会社の所有等株式（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」の対象とする所有等株式）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該報告者と特別の関係にあるものが保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち報告者が保有する発行会社の実質保有等議決権（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）並びに当該株式の数及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入し、報告者が本報告書（直接に保有する当該発行会社の議決権の数と議決権代理行使受任（対内直接投資等に関する政令第２条第９項第５号イに該当するものに限る。）に係る議決権の数とを合計した議決権の数をいう。）の総議決権に占める割合を記入すること。

9　「３　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、報告者が発行会社の株式（及び議決権）を所有（又は保有）しているときにあつては、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を対内直接投資等に関する政令第２条第４項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法第26条第１項第２号から第４号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の株式数量及び当該報告者と特別の関係にあるものの保有等議決権数量（議決権のうち報告者が保有等をする議決権（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）並びに当該株式数量及び当該保有等議決権数量の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入し、報告者が発行会社の株式への一任運用をしているときにあつては、報告者と特別の関係にあるものがする株式への一任運用（対内直接投資等に関する政令第２条第９項第３号イに掲げる要件を満たすものに限る。）の対象とされる同一発行会社の株式数量及び当該報告者と特別の関係にあるものの保有等議決権数量（議決権のうち報告者が保有等をする議決権（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）並びに当該株式数量及び当該保有等議決権数量の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入すること。

10　「４　取得又は一任運用の相手方」欄は、報告者が相対による方法により取得又は一任運用をした場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をした際のその取引の相手方をいう。

11　第７条第２項の規定に基づき本報告を行う場合は、下記に従い作成すること。

（１）「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑵　取得又は一任運用の態様」欄には「引受けに係る取得」と記入すること。

（２）「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄の「数量」には第３条第３項第９号に掲げる行為により取得した株式及び議決権のうち、当該行為を行つた日の翌日において所有している株式の数量及び保有等議決権数量を記入し、また、「取得後又は一任運用後の出資比率」には、当該行為を行つた日の翌日における出資比率を、「取得後又は一任運用後の議決権比率」には、当該行為を行つた日の翌日における議決権比率（当該保有等議決権数量の総議決権に占める割合）を記入すること。

（３）当該報告の対象となつた上場会社等の株式の取得が対内直接投資等に関する政令第３条第２項各号に掲げる対内直接投資等に該当する場合は、「７　その他の事項」欄に、その理由（同項第１号に掲げる対内直接投資等に該当するものである場合は、発行会社が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種）及び発行会社に事前届出業種に該当する連結子会社等がある場合における当該連結子会社等の名称、本店の所在地及び事前届出業種）を記入すること。

12　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

（日本産業規格Ａ４）

により発行会社の株式への一任運用を報告するときにあつては、報告者と特別の関係にあるものがする一任運用（同条第16項第３号イに掲げる要件を満たすものに限る。）の対象とされる発行会社の株式の数及び当該報告者と特別の関係にあるものの実質保有等議決権の数（議決権のうち報告者が保有する実質保有等議決権（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(3)数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）並びに当該株式の数及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入すること。

15　「４　取得又は一任運用の相手方」欄は、報告者が相対による方法により取得又は一任運用をした場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をした際のその取引の相手方をいう。

16　対内直接投資等に関する命令第７条第２項の規定に基づき本報告を行う場合は、下記に従い作成すること。

（１）「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(2)　取得又は一任運用の態様」欄には「引受けに係る取得」と記入すること。

（２）「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(3)　数量、取得・一任運用価額等」欄の「数量」には対内直接投資等に関する命令第３条第２項第17号又は第４条第１項第３号に掲げる行為により取得した株式及び議決権のうち、当該行為を行つた日の翌日において所有している株式の数及び実質保有等議決権の数を記入し、また、「取得後又は一任運用後の出資比率」には、当該行為を行つた日の翌日における出資比率を、「取得後又は一任運用後の議決権比率」には、当該行為を行つた日の翌日における議決権比率（当該実質保有等議決権の数の総議決権に占める割合）を記入すること。

（３）当該報告の対象となつた上場会社等の株式の取得が令第３条第２項各号に掲げる対内直接投資等に該当する場合は、「７　その他の事項」欄に、その理由（同項第１号に掲げる対内直接投資等に該当するものである場合は、発行会社が営む事前届出業種（対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種を、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第３条第１項及び第４条第２項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種をいう。以下この記入要領において同じ。）及び発行会社に事前届出業種に該当する連結子会社等（発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）及び対内直接投資等に関する命令第３条第４項に規定する他の会社をいう。）がある場合における当該連結子会社等の名称、本店の所在地及び事前届出業種）を記入すること。

17　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十一の二

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは共同議決権行使同意の取得又は株式への一任運用に関する報告書

年　月　日

□本報告書で報告する内容は特定取得に該当します。

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
　うち、事前届出業種を所管する大臣
　□内閣総理大臣（警察庁）
　□内閣総理大臣（金融庁）
　□総　務　大臣
　□厚生労働大臣
　□農林水産大臣
　□経済産業大臣
　□国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 報告者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | 責任者記名押印又は署名 | | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | | | 国籍又は設立国 | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | | | | |
| | ウェブページのリンク | | | | |
| | 報告者となる法的根拠（該当分に○） | | イ　非居住者個人　ロ　外国法人等　ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社　ニ　特定組合等　ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等　ヘ　イ～ホのために取得するもの又は一任運用をするもの | | |
| | 代理人 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 責任者記名押印又は署名 | | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | | | |
| | 事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス） | | | | |

下記のとおり報告します。

| | | |
|---|---|---|
| 1 発行会社 | (1)　名称及び証券コード | |
| | (2)　本店の所在地 | |
| | (3)　定款上の事業目的 | |
| | (4)　資本金 | 取得前、一任運用前又は設立時　　円（　株（口））<br>取得後又は一任運用後　　円（　株（口）） |
| | (5)　事前届出業種に該当する理由 | |
| | (6)　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項 | |

［書式を加える。］

| | | |
|---|---|---|
| 2 取得又は一任運用をした株式（持分） | ⑴ 取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等 | 取得後又は一任運用後の出資比率　　％<br>（取得前又は一任運用前の比率　　％）<br><br>取得後又は一任運用後の議決権比率　　％<br>（取得前又は一任運用前の比率　　％） |
| | ⑵ 取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の出資比率等 | 出資比率　　％<br>議決権比率　　％ |
| | ⑶ 取得年月日 | |
| 3 基準の遵守等に関する誓約 | 報告者は、外国為替及び外国貿易法第27条の２第１項又は法第28条の２第１項に定める以下の基準のうち印を付けたものを、本報告書において報告する株式等の取得日から本報告書受理日までにおいて遵守しており、同日以降において遵守することを誓約します。<br>□　基準告示第２条第１号　□　同第２条第２号　□　同第２条第３号<br><br>（発行会社（外国為替及び外国貿易法第26条第２項第１号に規定する上場会社等に限る。）が、対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表又は対内直接投資等に関する命令第４条の３第１項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種を営む会社の場合であって、かつ、報告者が許認可等金融機関等以外の場合）<br>報告者は下記の印を付けた基準を、本報告書において報告する株式等の取得日から本報告書受理日までにおいて遵守しており、同日以降において遵守することを誓約します。<br>□　基準告示第２条第４項 | |
| 4 報告者の属性に関する事項 | □　報告者の属性及び許認可等金融機関等の属性については、別紙のとおりです。<br>□　「６　報告者の属性」及び「７　許認可等金融機関等の属性」に記載の事項については、前回報告時点（　　年　　月　　日付）から変更がないため、別紙を省略します。 | |
| 5 その他の事項 | | |

別紙

| | | | |
|---|---|---|---|
| 6 報告者の属性 | (1) 報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | | 国籍又は設立国 | |
| | | 職業又は営んでいる事業の内容 | |
| | | ウェブページのリンク | |
| | | 国有企業等との関係 | |
| | | 報告者との関係 | |
| | (2) 特定株主 | | |
| | (3) 役員構成 | | |
| | (4) 要件該当性 | □ 本報告書で報告する発行会社の株式等の取得時点において、対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項各号に規定する要件に該当しません。 | |
| 7 許認可等金融機関等の属性 | (1) 許認可等金融機関等の種類等 | □ 対内直接投資等に関する政令第３条の２第２項第３号イ又は対内直接投資等に関する命令第３条の２第４項第１号（第一種金融商品取引業者）<br>□ 同項第２号（運用会社）<br>□ 同項第３号（投資法人）<br>□ 同項第４号（銀行）<br>□ 同項第５号（保険会社）<br>□ 同項第６号（運用型信託会社）<br>□ 同項第７号（高速取引行為者）<br>□ 投資銀行業務等を行っています。 | |
| | (2) 監督を受けている監督官庁の所在国及び監督官庁の名称（英語表記） | | |
| | (3) 許認可等の根拠となる法令の名称（英語表記） | | |

（記入要領）
1　本報告書は、株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは共同議決権行使同意の取得又は株式への一任運用の別に記入すること。この場合において、本報告書の頭書に記載の題名のうち本報告書により報告する内容に印を付すこと。
2　本報告書により報告する内容が特定取得に該当する場合、本報告書の頭書に記載の「本報告書で報告する内容は特定取得に該当します。」欄に印を付すこと。
3　発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合において、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(1)　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄に記載された「取得後又は一任運用後の出資比率」又は「取得後又は一任運用後の議決権比率」と「(2)　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用を

する同一発行会社の出資比率等」欄に記載された出資比率又は議決権比率の合計のいずれもが10%未満となるときは、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とすること。
発行会社が上場会社等である場合において出資比率又は議決権比率のいずれかが10%以上となるとき又は発行会社が上場会社等以外の会社である場合は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第４項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種を、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第３条第１項及び第４条第２項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種をいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。

4　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。

5　代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。

6　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

7　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

8　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

9　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「６　報告者の属性」欄中「(1)　報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

10　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「５　その他の事項」欄に記入すること。

11　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

12　「１　発行会社」欄中「(1)　名称及び証券コード」欄について、発行会社が上場会社等である場合において、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(1)　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄に記載された「取得後又は一任運用後の出資比率」又は「取得後又は一任運用後の議決権比率」と「(2)　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の出資比率等」欄に記載された出資比率又は議決権比率の合計のいずれもが10%未満となるときは、証券コードを記載することで、「１　発行会社」欄中「(2)　本店の所在地」から「(6)　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」までの記載を省略することができる。

13　「１　発行会社」欄中「(5)　事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が、対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第４条の３第１項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記しそれらの告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

14　「１　発行会社」欄中「(6)　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む発行会社の連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「(1)　名称及び証券コード」欄から「(5)　事前届出業種に該当する理由」欄（「(3)　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

15　「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(1)　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄の「取得後又は一任運用後の出資比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において所有する発行会社の株式の数及び報告者が投資一任契約その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用（その指図をすることを含み、対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第７項で定める要件を満たすものに限る。）をする場合におけるその対象となる発行会社の株式の数を合計した株式（以下

この記入要領において「所有等株式」という。）の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において所有する発行会社の株式又は持分の数の発行会社の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式への一任運用を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、当該株式への一任運用の対象とされる発行会社の株式の数及び報告者が所有する発行会社の株式の数を合計した株式の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。

「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄の「取得後又は一任運用後の議決権比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式、議決権、議決権行使等権限又は共同議決権行使同意の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において保有する発行会社の実質保有等議決権（令第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において保有することとなる発行会社の議決権数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式への一任運用を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、当該株式への一任運用の後における報告者の実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

16　「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑵　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の出資比率等」欄は、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、同欄中「出資比率」及び「議決権比率」欄については、報告者が本報告書により発行会社の株式、議決権、議決権行使等権限又は共同議決権行使同意の取得を報告するときにあつては、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を令第２条第19項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の所有等株式の数（所有等株式のうち報告者が所有する発行会社の所有等株式（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」の対象とする所有等株式）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該保有者と特別の関係にあるものが保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち保有者が保有する発行会社の実質保有等議決権（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入し、報告者が本報告書により発行会社の株式への一任運用を報告するときにあつては、報告者と特別の関係にあるものが所有する同一発行会社の所有等株式の数（所有等株式のうち報告者が所有する発行会社の所有等株式（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」の対象とする所有等株式）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該報告者と特別の関係にあるものの実質保有等議決権の数（議決権のうち報告者が保有する実質保有等議決権（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入すること。

17　「３　基準の遵守等に関する誓約」では、報告者が基準告示（対内直接投資等の場合には外国為替及び外国貿易法第27条の２第１項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件（告示）、特定取得の場合には外国為替及び外国貿易法第28条の２第１項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を定める件（告示）をいう。以下この記入要領において同じ。）に定める基準を遵守することを誓約する場合に、基準告示第２条第１号から第３号までの各事項に印を付すこと。また、発行会社が上場会社等の場合で、かつ、対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種を営む会社の場合において、報告者が許認可等金融機関等（令第３条の２第２項第３号イ及び対内直接投資等に関する命令第３条の２第４項各号に掲げるものをいう。）以外の場合は、基準告示第２条第４項についても印を付けて誓約すること。

18　「６　報告者の属性」欄中「⑴　報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」とは、報告者の最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。）又は報告者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものをいう。なお、報告者が特定組合等（法第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。）である場

合は業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）又は当該業務執行組合員の最終親会社等を記入すること。

19　「６　報告者の属性」欄中「⑴　報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、報告者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第５号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

20　「６　報告者の属性」欄中「⑴　報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「報告者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

21　「６　報告者の属性」欄中「⑵　特定株主」欄では、報告者の直接の株主（出資比率又は議決権比率が10％以上となるものに限り、「６　報告者の属性」欄中「⑴　報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」に記載するものを除く。）について、当該株主ごとに議決権比率、氏名又は名称及び代表者の氏名、住所又は主たる事務所の所在地、国籍又は設立国、職業又は営んでいる事業の内容、ウェブページのリンク及び国有企業等との関係を記載すること。

22　「６　報告者の属性」欄中「⑶　役員構成」欄では、報告者の役員（第26条第１項第５号に規定するものをいう。）の氏名、現在の職業、住所及び国籍を記載すること。役員で代表する権限を有するものである場合は、その旨明記すること。

23　「７　許認可等金融機関等の属性」欄中「⑴　許認可等金融機関等の種類等」では、報告者が令第３条の２第２項第３号イ又は対内直接投資等に関する命令第３条の２第４項第１号から第７号までに掲げるものに該当する場合に該当する箇所に印を付けるほか、同項第１号又は第４号に掲げるものに該当する場合において、投資銀行業務等（金融商品取引法第28条第１項第３号若しくは第35条第１項第11号及び第12号に掲げる業務又はこれらに相当する業務をいう。）を行う場合には、「投資銀行業務等を行っています。」欄に印を付けること。

24　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十二

根拠法規:対内直接投資等に関する命令

株　式<br>持　分の譲渡に関する報告書

年　月　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 報告者 | 氏名 | | | | |
| | 住所 | | | 国籍 | |
| | 職業 | | | | |
| | 代理人 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 責任者記名押印又は署名 | | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | | | |
| | 事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス） | | | | |

下記のとおり報告します。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 発行会社 | (1)名称 | | | |
| | (2)本店の所在地 | | | |
| | (3)定款上の事業目的 | | | |
| | (4)資本金 | 円（　　株（口）） | | |
| 2 | 譲渡した株式（持分）の数量、譲渡価額等 | 数量　　株（口）<br>譲渡価額　　円（一株（口）当たり　　円）<br>譲渡後の出資比率　　% | | |
| 3 相手方 | (1)氏名又は名称 | | | |
| | (2)住所又は主たる事務所の所在地 | | (3)国籍又は設立国 | |
| | (4)職業又は営んでいる事業の内容 | | | |
| | (5)譲受数量 | | (6)譲受後の出資比率 | |
| 4 | 譲渡年月日 | | | |
| 5 | 支払の受領年月日 | | | |
| 6 | その他の事項 | □　発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っていない。 | | |

（記入要領）
1　本報告書は、株式又は持分の譲渡の別に記入すること。この場合において、本報告書の頭書に記載の題名のうち本報告書により報告する内容に印を付すこと。
2　「報告者」欄中「氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

別紙様式第十二

根拠法規:対内直接投資等に関する命令

株　式<br>持　分の譲渡に関する報告書

年　月　日

殿
（日本銀行経由）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 報告者 | 氏名 | | | | |
| | 住所 | | | 国籍 | |
| | 職業 | | | | |
| | 代理人 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 責任者記名押印又は署名 | | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | | 担当者電話 | |

下記のとおり報告します。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 発行会社 | (1)名称 | | | |
| | (2)本店の所在地 | | | |
| | (3)定款上の事業目的 | | | |
| | (4)資本金 | 払込資本　　円（　　株（口）） | | |
| 2 | 譲渡した株式（持分）の数量、譲渡価額等 | 数量　　株（口）<br>譲渡価額　　円（一株（口）当たり　　円）<br>譲渡後の出資比率　　% | | |
| 3 相手方 | (1)氏名又は名称 | | | |
| | (2)住所又は主たる事務所の所在地 | | (3)国籍 | |
| | (4)職業又は営んでいる事業の内容 | | (5)資本金 | |
| | (6)譲受数量 | | (7)譲受後の出資比率 | |
| 4 | 譲渡年月日 | | | |
| 5 | 支払の受領年月日 | | | |
| 6 | その他の事項 | | | |

（記入要領）
1　本報告書は、株式又は持分の譲渡の別に記入すること。この場合において、株式の譲渡にあつては様式中「持分」の字句を、持分の譲渡にあつては様式中「株式」の字句を消すこと。
2　「報告者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。
3　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
4　「3　相手方」欄中「（2）　住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
5　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。
（日本産業規格Ａ４）

3　「報告者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。
4　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
5　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
6　「３　相手方」欄中「⑵　住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
7　「３　相手方」欄中「⑶　国籍又は設立国」欄には、相手方が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、相手方が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
8　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。
（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十六

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

# 金銭の貸付けに関する報告書

年　月　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 報告者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | 責任者記名押印又は署名 | | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | | 国籍又は設立国 | | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | | | | |
| | ウェブページのリンク | | | | |
| | 報告者となる法的根拠（該当分に○） | イ　非居住者個人　ロ　外国法人等　ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社　ニ　特定組合等<br>ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等<br>ヘ　イ～ホのために貸付けを行うもの | | | |
| | 代理人 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 責任者記名押印又は署名 | | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | | | |
| | 事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス） | | | | |

下記のとおり報告します。

| | | |
|---|---|---|
| 1 相手方 | (1) 名称 | |
| | (2) 主たる事務所の所在地 | |
| | (3) 定款上の事業目的 | |
| 2 金額 | | |
| 3 契約年月日 | | |
| 4 貸付年月日 | | |
| 5 条件 | (1) 金利 | |
| | (2) 期間 | |
| | (3) 元本の回収方法（該当分に○） | イ　期日一括　ロ　分割（具体的に記入すること。） |

別紙様式第十六

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

金銭の貸付けに関する報告書

年　月　日

殿
（日本銀行経由）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 報告者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | 責任者記名押印又は署名 | | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | | 国籍 | | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | | 資本金 | | |
| | 報告者となる法的根拠（該当分に○） | イ　非居住者個人　ロ　外国法人等　ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社　ニ　イが役員の過半数を占める本邦法人等<br>ホ　イ～ニのために貸付けを行うもの | | | |
| | 代理人 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 責任者記名押印又は署名 | | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | | | |
| | 事務上の連絡先（担当者電話） | | | | |

下記のとおり報告します。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 相手方 | (1) 名称 | | | |
| | (2) 主たる事務所の所在地 | | | |
| | (3) 定款上の事業目的 | | (4) 資本金 | |
| 2 金額 | | | | |
| 3 契約年月日 | | | | |
| 4 貸付年月日 | | | | |
| 5 条件 | (1) 金利 | | | |
| | (2) 期間 | | | |
| | (3) 元本の回収方法（該当分に○） | イ　期日一括　ロ　分割（具体的に記入すること。） | | |
| 6 その他の事項 | | | | |

（日本産業規格Ａ４）

| | |
|---|---|
| 6　そ　の　他　の　事　項 | □　相手方は事前届出業種に属する事業を行っていない。 |

（記入要領）
1　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
2　代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。
3　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
4　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
5　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
6　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。
7　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の1)氏名又は名称、2)住所又は主たる事務所の所在地、3)職業又は営んでいる事業の内容、を「6　その他の事項」欄に記入すること。
8　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
9　「5　条件」欄中「(3)　元本の回収方法」欄は、「ロ　分割」により回収する場合には、次の例にならつて記入すること。
（例：○年○月を第1回とし、以降1年ごとに○年○月まで○回○○円ずつ回収。）
10　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

（記入要領）
1　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
2　代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。
3　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
4　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の1)氏名又は名称、2)住所又は主たる事務所の所在地、3)職業又は営んでいる事業の内容、を「6　その他の事項」欄に記入すること。
5　「5　条件」欄中「(3)　元本の回収方法」欄は、「ロ　分割」により回収する場合には、次の例にならつて記入すること。
（例：○年○月を第1回とし、以降1年ごとに○年○月まで○回○○円ずつ回収。）
6　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

別紙様式第十六の二

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

事業の承継に関する報告書
年　月　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 報告者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | 責任者記名押印又は署名 | | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | | | 国籍又は設立国 | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | | | | |
| | ウェブページのリンク | | | | |
| | 報告者となる法的根拠（該当分に○） | | イ　非居住者個人　　ロ　外国法人等<br>ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社<br>ニ　特定組合等　　ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等<br>ヘ　イ～ホのために同意するもの | | |
| | 代理人 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 責任者記名押印又は署名 | | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | | | |
| | 事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス） | | | | |

下記のとおり報告します。

| | | |
|---|---|---|
| 1 対象会社 | (1) 名称 | |
| | (2) 本店の所在地 | |
| | (3) 定款上の事業目的 | |
| | (4) 資本金 | 円 |
| 2 | 承継年月日 | |
| 3 | 承継の対価 | |
| 4 承継方法等 | (1) 承継の方法 | □ 事業の一部の譲受け　□ 事業の全部の譲受け<br>□ 吸収分割　□ 合併 |
| | (2) 承継対象の事業内容 | |
| | (3) 報告者と対象会社の関係 | |

［書式を加える。］

| | |
|---|---|
| 5　その他の事項 | □　承継対象の事業に事前届出業種に属する事業は含まれていない。 |

（記入要領）
1　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
2　代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。
3　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
4　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
5　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
6　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先 URL を記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。
7　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「5　その他の事項」欄に記入すること。
8　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
9　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十七

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

# 社債の取得に関する報告書

年　月　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 報告者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 責任者記名押印又は署名 | | | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | | 国籍又は設立国 | | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | | | | |
| | ウェブページのリンク | | | | |
| | 報告者となる法的根拠（該当分に○） | イ　非居住者個人　ロ　外国法人等　ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社　ニ　特定組合等<br>ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等　ヘ　イ～ホのために取得するもの | | | |
| | 代理人 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 責任者記名押印又は署名 | | | |
| | 代理人 住所又は主たる事務所の所在地 | | | | |
| | 事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス） | | | | |

下記のとおり報告します。

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 発行会社 | (1) 名称 | | | | | |
| | (2) 主たる事務所の所在地 | | | | | |
| | (3) 定款上の事業目的 | | | | | |
| 2 取得した社債 | 銘柄（発行日、記号等） | 額面総額 | 取得価額 | 利率 | 償還日及び元利の支払方法 | 同一銘柄の発行総額 |
| | | | | | | |
| 3 取得年月日 | | | | | | |
| 4 支払年月日 | | | | | | |
| 5 その他の事項 | □　発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っていない。 | | | | | |

（記入要領）
1　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
2　代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。

別紙様式第十七

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

社債の取得に関する報告書

年　月　日

殿
（日本銀行経由）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 報告者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 責任者記名押印又は署名 | | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | | 国籍 | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | | 資本金 | |
| | 報告者となる法的根拠（該当分に○） | イ　非居住者個人　ロ　外国法人等　ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社　ニ　イが役員の過半数を占める本邦法人等　ホ　イ～ニのために取得するもの | | |
| | 代理人 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 責任者記名押印又は署名 | | |
| | 代理人 住所又は主たる事務所の所在地 | | | |
| | 事務上の連絡先（担当者電話） | | | |

下記のとおり報告します。

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 発行会社 | (1) 名称 | | | | | |
| | (2) 主たる事務所の所在地 | | | | | |
| | (3) 定款上の事業目的 | | | | (4) 資本金 | |
| 2 取得した社債 | 銘柄（発行日、記号等） | 額面総額 | 取得価額 | 利率 | 償還日及び元利の支払方法 | 同一銘柄の発行総額 |
| | | | | | | |
| 3 取得年月日 | | | | | | |
| 4 支払年月日 | | | | | | |
| 5 その他の事項 | | | | | | |

（日本産業規格Ａ４）

3　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
4　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
5　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
6　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。
7　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「5　その他の事項」欄に記入すること。
8　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
9　取得した社債が新株予約権付社債等の場合は、「2　取得した社債」欄の「銘柄」欄にその旨記入すること。また、「償還日及び元利の支払方法」欄は、次の例にならつて記入すること。
（例：償還日は○年○月○日、元利金は本邦において円価で支払う。）
10　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

（記入要領）
1　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
2　代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。
3　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
4　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「5　その他の事項」欄に記入すること。
5　取得した社債が新株予約権付社債等の場合は、「2　取得した社債」欄の「銘柄」欄にその旨記入すること。また、「償還日及び元利の支払方法」欄は、次の例にならつて記入すること。
（例：償還日は○年○月○日、元利金は本邦において円価で支払う。）
6　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

別紙様式第十七の二

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

# 議決権代理行使受任に関する報告書

年　月　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 報告者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | 責任者記名押印又は署名 | | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | | | 国籍又は設立国 | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | | | | |
| | ウェブページのリンク | | | | |
| | 報告者となる法的根拠（該当分に○） | | イ　非居住者個人　ロ　外国法人等　ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社　ニ　特定組合等<br>ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等　ヘ　イ～ホのために代理行使受任をするもの | | |
| | 代理人 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 責任者記名押印又は署名 | | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | | | |
| | 事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス） | | | | |

下記のとおり報告します。

| | | |
|---|---|---|
| 1 発行会社 | ⑴　名　称 | |
| | ⑵　本店の所在地 | |
| | ⑶　定款上の事業目的 | |
| | ⑷　総議決権 | 個 |
| | ⑸　外資比率 | % |
| | ⑹　上場、非上場等の区分（該当分に○） | イ　上場銘柄　ロ　店頭売買銘柄　ハ　その他 |
| 2 受任した議決権 | ⑴　数量等 | 数　量　個<br>受任後の議決権比率　%<br>（受任前の比率　%） |
| | ⑵　受任の内容 | |

別紙様式第十七の二

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

# 議決権代理行使受任に関する報告書

年　月　日

殿
（日本銀行経由）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 報告者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | 責任者記名押印又は署名 | | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | | | 国籍 | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | | | 資本金 | |
| | 報告者となる法的根拠（該当分に○） | | イ　非居住者個人　ロ　外国法人等　ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社　ニ　イが役員の過半数を占める本邦法人等<br>ホ　イ～ニのために取得するもの又は~~一任運用~~をするもの | | |
| | 代理人 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 責任者記名押印又は署名 | | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | | | |
| | 事務上の連絡先（担当者電話） | | | | |

下記のとおり報告します。

| | | |
|---|---|---|
| 1 発行会社 | ⑴　名　称 | |
| | ⑵　本店の所在地 | |
| | ⑶　定款上の事業目的 | |
| | ⑷　総議決権 | 個 |
| | ⑸　外資比率 | % |
| | ⑹　上場、非上場等の区分（該当分に○） | イ　上場銘柄　ロ　店頭売買銘柄　ハ　その他 |
| 2 受任した議決権 | ⑴　数量等 | 数　量　個<br>受任後の議決権比率　%<br>（受任前の比率　%） |
| | ⑵　受任の内容 | |
| 3 | 受任時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等 | 数　量　個<br>議決権比率　% |

| | | |
|---|---|---|
| 3　受任時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等 | | 数　量　　個<br>議決権比率　　% |
| 4　受任の相手方 | (1) 氏名又は名称 | |
| | (2) 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | (3) 委任数量 | |
| 5　受任年月日 | | |
| 6　その他の事項 | | □　発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っていない。 |

（記入要領）

1　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。

2　代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。

3　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

4　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

5　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

6　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。

7　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「6　その他の事項」欄に記入すること。

8　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

9　「1　発行会社」欄中「(4)　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）、半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は四半期報告書（同法第24条の４第７項に規定する四半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「2　受任した議決権」欄中「(1)　数量等」欄中「受任後の議決権比率」及び「3　受任時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合も、同様とする。

10　「1　発行会社」欄中「(5)　外資比率」欄には、外国投資家（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第1項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済み株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。

11　「2　受任した議決権」欄中「(1)　数量等」欄中「受任後の議決権比率」については、発行会社が上場会社等（法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合において、当該議決権代理行使受任の後における報告者が保有等をする発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数

| | | |
|---|---|---|
| 4　受任の相手方 | (1) 氏名又は名称 | |
| | (2) 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | (3) 委任数量 | |
| 5　受任年月日 | | |
| 6　その他の事項 | | |

（記入要領）

1　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。

2　代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。

3　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

4　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「6　その他の事項」欄に記入すること。

5　「1　発行会社」欄中「(4)　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「2　受任した議決権」欄中「(1)　数量等」欄中「受任後の議決権比率」及び「3　受任時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合も、同様とする。

6　「1　発行会社」欄中「(5)　外資比率」欄には、居住者である外国投資家及び非居住者の合計出資比率を記入すること。

7　「2　受任した議決権」欄中「(1)　数量等」欄中「受任後の議決権比率」については、発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合において、当該議決権代理行使受任の後における報告者が保有等をする発行会社の議決権の数量（株式への一任運用の対象とされる当該発行会社の議決権の数、直接に保有する当該発行会社の議決権の数及び議決権代理行使受任に係る議決権の数を合計した議決権の数をいう。以下この記入要領において「保有等議決権数量」という。）の総議決権に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外である場合においては、当該議決権代理行使受任の後における報告者が保有等をする発行会社の議決権の数量（直接に保有する当該発行会社の議決権の数と議決権代理行使受任（対内直接投資等に関する政令第２条第９項第５号イに該当するものに限る。）に係る議決権の数とを合計した議決権の数をいう。）の総議決権に占める割合を記入すること。

「(2)　受任の内容」欄には、受任によつて得た権限を用いて議決権行使を行おうとする又は行つた議案について、可能な限り記入すること。

8　「3　受任時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を対内直接投資等に関する政令第２条第４項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法第26条第１項第２号から第４号までに掲げるものに限る。）をいう。）の保有等議決権数量（議決権のうち報告者が保有等をする議決権（すなわち、「2　受任した議決権」欄中「(1)　数量等」欄中「受任後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該保有等議決権数量の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

9　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

（日本産業規格Ａ４）

の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する当該議決権代理行使受任の後における報告者が保有することとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。

「⑵　受任の内容」欄には、受任によつて得た権限を用いて議決権行使を行おうとする又は行つた議案について、可能な限り記入すること。

12　「３　受任時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を令第２条第19項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。）の保有等議決権数量（議決権のうち報告者が保有等をする議決権（すなわち、「２　受任した議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「受任後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

13　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十七の三

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

# 議決権代理行使委任に関する報告書

年　月　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 報告者 | 氏名 | | | | |
| | 住所 | | | 国籍 | |
| | 職業 | | | | |
| | 代理人 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 責任者記名押印又は署名 | | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | | | |
| | 事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス） | | | | |

下記のとおり報告します。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 発行会社 | ⑴ 名称 | | | |
| | ⑵ 本店の所在地 | | | |
| | ⑶ 定款上の事業目的 | | | |
| | ⑷ 総議決権 | 個 | | |
| 2 委任した議決権の数量等 | | 数量　個<br>委任後の議決権比率　% | | |
| 3 委任の相手方の | ⑴ 氏名又は名称 | | | |
| | ⑵ 住所又は主たる事務所の所在地 | | ⑶国籍又は設立国 | |
| | ⑷ 職業又は営んでいる事業の内容 | | | |
| 4 委任年月日 | | | | |
| 5 その他の事項 | | □ 発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っていない。 | | |

（記入要領）

1　「報告者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。

2　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。

3　「報告者」欄中「氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

4　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄につい

別紙様式第十七の三

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

議決権代理行使委任に関する報告書

年　月　日

殿
（日本銀行経由）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 報告者 | 氏名 | | | | |
| | 住所 | | | 国籍 | |
| | 職業 | | | | |
| | 代理人 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 責任者記名押印又は署名 | | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | | 担当者電話 | |

下記のとおり報告します。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 発行会社 | ⑴ 名称 | | | |
| | ⑵ 本店の所在地 | | | |
| | ⑶ 定款上の事業目的 | | | |
| | ⑷ 総議決権 | 個 | | |
| 2 委任した議決権の数量等 | | 数量　個<br>委任後の議決権比率　% | | |
| 3 委任の相手方の | ⑴ 氏名又は名称 | | | |
| | ⑵ 住所又は主たる事務所の所在地 | | ⑶ 国籍 | |
| | ⑷ 職業又は営んでいる事業の内容 | | ⑸ 資本金 | |
| 4 委任年月日 | | | | |
| 5 その他の事項 | | | | |

（記入要領）

1　「報告者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。

2　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。

3　「1　発行会社」欄中「⑷　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第 24 条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第 24 条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入

て、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

5　「1　発行会社」欄中「(4)　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第 24 条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）、半期報告書（同法第 24 条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は四半期報告書（同法第 24 条の４第７項に規定する四半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「2　委任した議決権の数量等」欄中「委任後の議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合も、同様とする。

6　「2　委任した議決権の数量等」欄中「委任後の議決権比率」については、当該議決権代理行使委任の後における報告者が保有等をする発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する当該議決権代理行使委任の後における報告者が保有することとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。

7　「3　委任の相手方」欄中「(2)　住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。「3　委任の相手方」欄に記載の内容が不明の場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。

8　「3　委任の相手方」欄中「(3)　国籍又は設立国」欄には、委任の相手方が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、委任の相手方が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

9　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

して差し支えない。「2　委任した議決権の数量等」欄中「委任後の議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合も、同様とする。

4　「2　委任した議決権の数量等」欄中「委任後の議決権比率」については、当該議決権代理行使委任の後における報告者が保有等をする発行会社の議決権の数量（直接に保有する当該発行会社の議決権の数と議決権代理行使受任（対内直接投資等に関する政令第２条第９項第５号イに該当するものに限る。）に係る議決権の数とを合計した議決権の数をいう。）の総議決権に占める割合を記入すること。

5　「3　委任の相手方」欄中「(2)　住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。「3　委任の相手方」欄に記載の内容が不明の場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。

6　「5　その他の事項」欄には、届出者が居住者であつた期間、委任しようとする議決権を取得した時期及び届出者が非居住者となつた時期を記入すること。

7　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十七の四

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

# 共同議決権行使同意取得に関する報告書

年　月　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 報告者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | 責任者記名押印又は署名 | | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | | 国籍又は設立国 | | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | | | | |
| | ウェブページのリンク | | | | |
| | 報告者となる法的根拠（該当分に○） | イ　非居住者個人　ロ　外国法人等　ハ　イ及びロが直接、間接ご議決権の50%以上を保有している会社　ニ　特定組合等<br>ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等　ヘ　イ～ホのために共同議決権行使同意取得をするもの | | | |
| | 代理人 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 責任者記名押印又は署名 | | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | | | |
| | 事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス） | | | | |

下記のとおり報告します。

| | | |
|---|---|---|
| 1 発行会社 | (1) 名称 | |
| | (2) 本店の所在地 | |
| | (3) 定款上の事業目的 | |
| | (4) 総議決権 | 個 |
| | (5) 外資比率 | % |
| 2 同意取得した議決権 | (1) 数量等 | 数量　個<br>同意取得後の議決権比率　%<br>（同意取得前の比率　%） |
| | (2) 同意取得の内容 | |

別紙様式第十七の四

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

# 共同議決権等行使同意取得に関する報告書

年　月　日

殿
（日本銀行経由）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 報告者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | 責任者記名押印又は署名 | | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | | 国籍 | | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | | 資本金 | | |
| | 報告者となる法的根拠（該当分に○） | イ　非居住者個人　ロ　外国法人等　ハ　イ及びロが直接、間接ご議決権の50%以上を保有している会社　ニ　イが役員の過半数を占める本邦法人等<br>ホ　イ～ニのために取得するもの又は一任運用をするもの | | | |
| | 代理人 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 責任者記名押印又は署名 | | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | | | |
| | 事務上の連絡先（担当者電話） | | | | |

下記のとおり報告します。

| | | |
|---|---|---|
| 1 発行会社 | (1) 名称 | |
| | (2) 本店の所在地 | |
| | (3) 定款上の事業目的 | |
| | (4) 総議決権 | 個 |
| | (5) 外資比率 | % |
| 2 同意取得した議決権 | (1) 数量等 | 数量　個<br>同意取得後の議決権比率　%<br>（同意取得前の比率　%） |
| | (2) 同意取得の内容 | |
| 3 | 同意取得時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等 | 数量　個<br>議決権比率　% |

| | | |
|---|---|---|
| 3 | 同意取得時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等 | 数　　量　　個<br>議決権比率　　% |
| 4 | 同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等 | 数　　量　　個<br>議決権比率　　% |
| 5 の同意取得相手方 | (1) 氏名又は名称 | |
| | (2) 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | (3) 同意数量 | |
| 6 | 同意取得年月日 | |
| 7 | その他の事項 | □　発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っていない。 |

（記入要領）

1　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。

2　代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。

3　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

4　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

5　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

6　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。

7　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「7　その他の事項」欄に記入すること。

8　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

9　「1　発行会社」欄中「(4)　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）、半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は四半期報告書（同法第24条の４第７項に規定する四半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「2　同意取得した議決権」欄中「(1)　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」、「3　同意取得時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」及び「4　同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合も、同様とする。

10　「1　発行会社」欄中「(5)　外資比率」欄には、外国投資家（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第1項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済み株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資

| | | |
|---|---|---|
| 4 | 同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等 | 数　　量　　個<br>議決権比率　　% |
| 5 の同意取得相手方 | (1) 氏名又は名称 | |
| | (2) 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | (3) 同意数量 | |
| 6 | 同意取得年月日 | |
| 7 | その他の事項 | |

（記入要領）

1　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。

2　代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。

3　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

4　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「7　その他の事項」欄に記入すること。

5　「1　発行会社」欄中「(4)　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「2　同意取得した議決権」欄中「(1)　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」、「3　同意取得時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」及び「4　同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合も、同様とする。

6　「1　発行会社」欄中「(5)　外資比率」欄には、居住者である外国投資家及び非居住者の合計出資比率を記入すること。

7　「2　同意取得した議決権」欄中「(1)　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」については、報告者が保有等をする発行会社の議決権の数量（株式への一任運用の対象とされる当該発行会社の議決権の数、直接に保有する当該発行会社の議決権の数及び議決権代理行使受任に係る議決権の数を合計した議決権の数をいう。以下この記入要領において「保有等議決権数量」という。）と当該共同議決権等行使同意取得に係る議決権の数量とを合計した議決権の数量の総議決権に占める割合を記入すること。「(2)　同意取得の内容」欄には、同意に基づき、共同で議決権を行使しようとする議案について、可能な限り記入すること。

8　「3　同意取得時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を対内直接投資等に関する政令第２条第４項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法第26条第１項第２号から第４号までに掲げるものに限る。）をいう。）の保有等議決権数量（議決権のうち報告者が保有等をする議決権及び当該共同議決権等行使同意取得に係る議決権（すなわち、「2　同意取得した議決権」欄中「(1)　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該保有等議決権数量の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

9　「4　同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、同意取得の相手方と特別の関係にあるもの（同意取得の相手方を対内直接投資等に関する政令第２条第４項の株式取得者とした場合に同項第１号から第14号までに掲

比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。

11　「２　同意取得した議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」については、報告者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数と当該共同議決権行使同意取得に係る議決権の数とを合計した議決権の数の総議決権に占める割合を記入すること。「⑵　同意取得の内容」欄には、同意に基づき、共同で議決権を行使しようとする議案について、可能な限り記入すること。

12　「３　同意取得時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を令第２条第19項第１号に規定する株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち報告者が保有する実質保有等議決権及び当該共同議決権行使同意取得に係る議決権（すなわち、「２　同意取得した議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

13　「４　同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、同意取得の相手方と特別の関係にあるもの（同意取得の相手方を令第２条第19項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項第１号から第14号まで、第17号及び第18号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。）の実質保有等議決権の数（議決権のうち報告者が保有する実質保有等議決権、当該共同議決権行使同意取得に係る議決権及び報告者と特別の関係にあるものが保有する実質保有等議決権（すなわち、「２　同意取得した議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」及び「３　同意取得時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

14　「５　同意取得の相手方」欄は、報告者が相対による方法により同意取得した場合において記入すること。

15　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法第26条第１項第２号から第４号までに掲げるものに限る。）をいう。）の保有等議決権数量（議決権のうち報告者が保有等をする議決権、当該共同議決権等行使同意取得に係る議決権及び報告者と特別の関係にあるものが保有等をする議決権（すなわち、「２　同意取得した議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」及び「３　同意取得時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該保有等議決権数量の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

10　「５　同意取得の相手方」欄は、報告者が相対による方法により同意取得した場合において記入すること。

11　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十九

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

株式、持分、議決権若しくは議決権行使等権限の取得又は株式への一任運用に関する実行報告書

年　月　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 報告者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 責任者記名押印又は署名 | | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | | 国籍又は設立国 | |
| | 代理人 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 責任者記名押印又は署名 | | |
| | 代理人 住所又は主たる事務所の所在地 | | | |
| | 事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス） | | | |

下記のとおり報告します。

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1　本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号 | | | | | | |
| 2　発行会社の名称 | | | | | | |
| 3　上場、非上場の区分（該当分に○） | イ　上場銘柄　　ロ　店頭売買銘柄　　ハ　その他 | | | | | |
| 4　取得、一任運用又は処分の内容 | 実行年月日 | 取得対象の別 | 数　量 | 単　価 | 取得、一任運用又は処分の別 | 取得、一任運用又は処分の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

別紙様式第十九

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

株式又は持分（及び議決権）の取得等に関する報告書

年　月　日

殿
（日本銀行経由）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 報告者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 責任者記名押印又は署名 | | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | | 国籍 | |
| | 代理人 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 責任者記名押印又は署名 | | |
| | 代理人 住所又は主たる事務所の所在地 | | | |
| | 事務上の連絡先（担当者電話） | | | |

下記のとおり報告します。

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1　発行会社の名称 | | | | | | |
| 2　上場、非上場の区分（該当分に○） | イ　上場銘柄　　ロ　店頭売買銘柄　　ハ　その他 | | | | | |
| 3　取得、一任運用又は処分の内容 | 実行年月日 | 株式又は持分の別 | 数　量 | 単　価 | 取得、一任運用又は処分の別 | 取得、一任運用又は処分の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 4　出資比率 | 取得前、一任運用前又は処分前 | | ％ | 取得後、一任運用後又は処分後 | | ％ |
| 5　議決権比率 | 取得前、一任運用前又は処分前 | | ％（うち受任分　％） | 取得後、一任運用後又は処分後 | | ％（うち受任分　％） |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 5　出資比率 | 取得前、一任運用前又は処分前 | ％ | 取得後、一任運用後又は処分後 | ％ |
| 6　議決権比率 | 取得前、一任運用前又は処分前 | ％<br>（うち受任分　％） | 取得後、一任運用後又は処分後 | ％<br>（うち受任分　％） |
| 7　その他の事項 | | | | |

（記入要領）

1　本報告書は、発行会社の別に記入し、株式、持分、議決権又は議決権行使等権限の取得及び取得した株式、持分、議決権若しくは議決権行使等権限の処分又は株式への一任運用及び一任運用に係る株式の処分の別に記入すること。

2　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。

3　代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。

4　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

5　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

6　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

7　「4　取得、一任運用又は処分の内容」欄中「実行年月日」欄には、設立新株の取得又は設立新株への一任運用の場合は会社設立登記の日、増資新株の取得又は増資新株への一任運用の場合は金銭の払込み等（金銭以外の財産の出資を含む。以下この記入要領において同じ。）の期日を定めたときは当該期日、金銭の払込み等の期間を定めたときは出資の履行をした日、旧株（旧持分を含む。以下この記入要領において同じ。）の譲受による取得又は旧株の譲受による当該旧株への一任運用の場合は株式の引渡しを受けた日、新設合併による新株の取得又は当該新株への一任運用の場合は合併契約において定められた効力発生日、株式又は持分の処分の場合は当該株式又は持分を処分した日をそれぞれ記入すること。なお、旧株の譲受による取得又は旧株の譲受による当該旧株への一任運用及び株式又は持分の処分の場合には、当該譲受又は処分に係る契約をした日を記入しても差し支えなく、この場合において、その旨を「7　その他の事項」欄に記入すること。

8　「4　取得、一任運用又は処分の内容」欄中「単価」欄には、実際の取引単価を記入すること。

9　「4　取得、一任運用又は処分の内容」欄中「取得、一任運用又は処分の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地」欄は、報告者が相対による方法により取得、一任運用又は処分をした場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をした際のその取引の相手方をいう。

10　「5　出資比率」欄については、発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法第26条第2項第1号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合においては、報告者が所有する発行会社の株式の数及び報告者が投資一任契約その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用（その指図をすることを含み、対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第2条第7項で定める要件を満たすものに限る。）をする場合におけるその対象となる発行会社の株式の数を合計した株式（以下この記入要領において「所有等株式」という。）の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外である場合においては、報告者が所有する発行会社の株式又は持分の数の発行会社の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。

「取得前、一任運用前又は処分前」欄には、本報告書で報告される直前の割合を記入し、「取得後、一任運用後又は処分後」欄には、「4　取得、一任運用又は処分の内容」欄で報告される

| | |
|---|---|
| 6　その他の事項 | |

（記入要領）

1　本報告書は、発行会社の別に記入し、株式若しくは持分の取得及び取得した株式若しくは持分の処分又は株式への一任運用及び一任運用に係る株式の処分の別に記入すること。

2　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。

3　代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。

4　「3　取得、一任運用又は処分の内容」欄中「実行年月日」欄には、設立新株の取得又は設立新株への一任運用の場合は会社設立登記の日、増資新株の取得又は増資新株への一任運用の場合は金銭の払込み等（金銭以外の財産の出資を含む。以下この記入要領において同じ。）の期日を定めたときは当該期日、金銭の払込み等の期間を定めたときは出資の履行をした日、旧株（旧持分を含む。以下この記入要領において同じ。）の譲受による取得又は旧株の譲受による当該旧株への一任運用の場合は株式の引渡しを受けた日、新設合併による新株の取得又は当該新株への一任運用の場合は合併登記の日、吸収合併による新株の取得又は当該新株への一任運用の場合は合併契約において定められた効力発生日、株式又は持分の処分の場合は当該株式又は持分を処分した日をそれぞれ記入すること。なお、旧株の譲受による取得又は旧株の譲受による当該旧株への一任運用及び株式又は持分の処分の場合には、当該譲受又は処分に係る契約をした日を記入しても差し支えなく、この場合において、その旨を「6　その他の事項」欄に記入すること。

5　「3　取得、一任運用又は処分の内容」欄中「単価」欄には、実際の取引単価を記入すること。

6　「3　取得、一任運用又は処分の内容」欄中「取得、一任運用又は処分の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地」欄は、報告者が相対による方法により取得、一任運用又は処分をした場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をした際のその取引の相手方をいう。

7　「4　出資比率」欄中「取得前、一任運用前又は処分前」欄には、株式又は持分の取得及び取得した株式又は持分の処分に関する報告にあつては、本報告書で報告される直前の発行会社に対する報告者の出資比率を記入し、株式への一任運用及び一任運用に係る株式の処分に関する報告にあつては、本報告書で報告される直前の報告者がする株式への一任運用（対内直接投資等に関する政令第2条第9項第3号イに掲げる要件を満たすものに限る。）の対象とされる発行会社の株式数量の当該発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入し、「取得後、一任運用後又は処分後」欄には、「取得前、一任運用前又は処分前」欄の比率に「3　取得、一任運用又は処分の内容」欄で報告される事項を加減した発行会社に対する報告者の出資比率又は報告者がする株式への一任運用の対象とされる発行会社の株式数量の当該発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。

8　「5　議決権比率」欄については、発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法第26条第2項第1号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合においては、報告者が保有等をする発行会社の議決権の数量（株式への一任運用の対象とされる当該発行会社の議決権の数、直接に保有する当該発行会社の議決権の数及び議決権代理行使受任に係る議決権の数を合計した議決権の数をいう。）の総議決権に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外である場合においては、報告者が保有等をする発行会社の議決権の数量（直接に保有する当該発行会社の議決権の数と議決権代理行使受任（対内直接投資等に関する政令第2条第9項第5号イに該当するものに限る。）に係る議決権の数とを合計した議決権の数をいう。）の総議決権に占める割合を記入すること。

「取得前、一任運用前又は処分前」欄には、本報告書で報告される直前の報告者が保有等をする発行会社の議決権の数量の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入し、「取得後、一任運用後又は処分後」欄には、「取得前、一任運用前又は処分前」欄の比率に「3　取得、一任運用又は処分の内容」欄で報告される事項を加減した報告者が保有等をする発行会社の議決権の数量の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

「5　議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、

事項を加減した割合を記入すること。

11　「６　議決権比率」欄については、発行会社が上場会社等である場合においては、報告者が保有する発行会社の実質保有等議決権（令第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の総議決権に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外である場合においては、報告者が保有する発行会社の議決権数の総議決権に占める割合を記入すること。

「取得前、一任運用前又は処分前」欄には、本報告書で報告される直前の割合を記入し、「取得後、一任運用後又は処分後」欄には、「取得前、一任運用前又は処分前」欄の比率に「４　取得、一任運用又は処分の内容」欄で報告される事項を加減した割合を記入すること。

「６　議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）、半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は四半期報告書（同法第24条の４第７項に規定する四半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。

12　特別の法律により設立された法人の発行する出資証券の取得又は処分の場合は、「４　取得、一任運用又は処分の内容」欄中「取得対象の別」欄に「出資証券」と記入すること。議決権又は議決権行使等権限の取得又は処分の場合は、「４　取得、一任運用又は処分の内容」欄中「取得対象の別」欄に「議決権」又は「議決権行使等権限」と記入すること。

13　対内直接投資等に関する命令第７条第３項の規定に基づき本報告を行う場合は、下記に従い記入すること。

（１）「４　取得、一任運用又は処分の内容」欄、「５　出資比率」欄及び「６　議決権比率」欄に、報告の対象となつた事実の内容（その事実の直接の要因となつた株式の処分の内容）について記入すること。

（２）報告の対象となつた事実の内容が、株式の処分以外のものである場合には、「７　その他の事項」欄にその内容について記入すること。

14　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。

９　特別の法律により設立された法人の発行する出資証券の取得又は処分の場合は、「３　取得、一任運用又は処分の内容」欄中「株式又は持分の別」欄に「出資証券」と記入すること。

10　第７条第３項の規定に基づき本報告を行う場合は、下記に従い記入すること。

（１）「３　取得、一任運用又は処分の内容」欄、「４　出資比率」欄及び「５　議決権比率」欄に、報告の対象となつた事実の内容（その事実の直接の要因となつた株式の処分の内容）について記入すること。

（２）報告の対象となつた事実の内容が、株式の処分以外のものである場合には、「６　その他の事項」欄にその内容について記入すること。

11　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十九の二

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは共同議決権行使同意の取得
又は株式への一任運用に関する変更報告書
年　月　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
□内閣総理大臣（警察庁）
□内閣総理大臣（金融庁）
□総　務　大臣
□厚生労働大臣
□農林水産大臣
□経済産業大臣
□国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="5">報告者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3">責任者記名押印又は署名</td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事業所の所在地</td><td></td><td>国籍又は設立国</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3">責任者記名押印又は署名</td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

［書式を加える。］

下記のとおり報告します。

<table>
<tr><td colspan="2">1　変更報告の対象となる報告書の提出年月日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">2　変更の内容等</td><td>(1)　変更の内容<br>（該当分に○）</td><td colspan="2">イ　特定株主の変更（対内直接投資等に関する命令第７条第４項第１号）<br>ロ　国有企業等の特定株主への追加（同項第２号）<br>ハ　役員又は代表取締役の３分の１の国籍変更（同項第３号）<br>ニ　外国政府等関係者の役員への追加（同項第４号）<br>ホ　最終親会社等の変更（同項第５号）<br>ヘ　国有企業等への該当（同項第６号）<br>ト　許認可等金融機関等への該当性の変更（同項第７号）<br>チ　投資銀行業務等の開始・停止（同項第８号）<br>リ　許認可等金融機関等の監督機関の変更（同項第９号）<br>ヌ　許認可等金融機関等の許認可等の根拠法令の変更（同項第10号）</td></tr>
<tr><td>(2)　変更内容の詳細</td><td>変　更　前</td><td>変　更　後</td></tr>
<tr><td colspan="2">3　変更が生じた理由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">4　変更が生じた年月日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">5　その他の事項</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（記入要領）

1　本報告書は、「1　変更報告の対象となる報告書の提出年月日」欄において特定した報告書の宛先と同じ宛先を記載とすること。

2　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。

3　代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。

4　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

5　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

6　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

7　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「2　変更の内容」欄中「(2)　変更内容の詳細」欄では、「1　変更報告の対象となる報告書の提出年月日」欄において特定した報告書の記載が「2　変更の内容等」欄中「(1)　変更の内容」欄記載の事由が発生したことにより変更が生ずる場合において、かかる変更について記載すること。

9　「3　変更が生じた理由」欄は、「2　変更の内容等」欄中「(1)　変更の内容」欄記載の事由が発生した理由を記載すること。不知の場合はその旨記載すること。

10　「4　変更が生じた年月日」欄は、「2　変更の内容等」欄中「(1)　変更の内容」欄記載の事由が発生した日を記載すること。

11　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第二十

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

金銭の貸付け又は社債の取得等に関する実行報告書
年　月　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 報告者 | | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 責任者記名押印又は署名 | | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | | 国籍又は設立国 | |
| | 代理人 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 責任者記名押印又は署名 | | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | | | |
| | | 事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス） | | | |

別紙様式第二十

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

金銭の貸付け又は社債の取得等に関する報告書
年　月　日

殿
（日本銀行経由）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 報告者 | | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 責任者記名押印又は署名 | | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | | 国籍 | |
| | 代理人 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 責任者記名押印又は署名 | | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | | | |
| | | 事務上の連絡先（担当者電話） | | | |

下記のとおり報告します。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1　金銭の貸付けの相手方又は発行会社の名称 | | | |
| 2　金銭の貸付け、貸付けの返済、社債の取得又は償還の内容 | 実行年月日 | 金　額 | 金銭の貸付け、貸付けの返済、社債の取得又は償還の別 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 3　その他の事項 | | | |

下記のとおり報告します。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1　本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号 | | | |
| 2　金銭の貸付けの相手方又は発行会社の名称 | | | |
| 3　金銭の貸付け、貸付けの返済、社債の取得又は償還の内容 | 実行年月日 | 金　額 | 金銭の貸付け、貸付けの返済、社債の取得又は償還の別 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 4　その他の事項 | | | |

（記入要領）

1　本報告書は、金銭の貸付けの相手方又は社債の発行会社の別に記入すること。

2　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。

3　代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。

4　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

5　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

6　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

7　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　金銭の貸付けの返済には期限前返済、社債の償還には期限前償還がそれぞれ含まれる。

9　「3　金銭の貸付け、貸付けの返済、社債の取得又は償還の内容」欄中「金額」欄には、金銭の貸付けの場合は貸付金額、貸付けの返済の受入れの場合は返済金額、社債の取得の場

（記入要領）

1　本報告書は、金銭の貸付けの相手方又は社債の発行会社の別に記入すること。

2　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。

3　代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。

4　金銭の貸付けの返済には期限前返済、社債の償還には期限前償還がそれぞれ含まれる。

5　「2　金銭の貸付け、貸付けの返済、社債の取得又は償還の内容」欄中「金額」欄には、金銭の貸付けの場合は貸付金額、貸付けの返済の受入れの場合は返済金額、社債の取得の場合は額面総額及び取得価額、社債の償還の受入れの場合は償還価額をそれぞれ記入すること。

6　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

（日本産業規格Ａ４）

合は額面総額及び取得価額、社債の償還の受入れの場合は償還価額をそれぞれ記入すること。

10　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第二十二

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

支店等の 設置の中止 / 廃止 実行報告書

年　月　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿

（日本銀行経由）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 報告者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | 責任者記名押印又は署名 | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | | 国籍又は設立国 | |
| | 代理人 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | 責任者記名押印又は署名 |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | | |
| | 事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス） | | | |

下記のとおり報告します。

| | | |
|---|---|---|
| 1　本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号 | | |
| 2 支店等 | (1)　名　　称 | |
| | (2)　所　在　地 | |
| | (3)　種　　類 | |
| | (4)　設置年月日 | |
| | (5)　設置の中止又は廃止年月日 | |
| 3　その他の事項 | | |

（記入要領）

1　本報告書は、支店等の設置の中止又は廃止の別に記入すること。この場合において、本報告書の頭書に記載の題名のうち本報告書により報告する内容に印を付すこと。

2　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。

3　代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。

4　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

5　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

別紙様式第二十二

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

支店等の 設置の中止 / 廃止 報告書

年　月　日

殿

（日本銀行経由）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 報告者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | 責任者記名押印又は署名 | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | | 国籍 | |
| | 代理人 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | 責任者記名押印又は署名 |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | | |
| | 事務上の連絡先（担当者電話） | | | |

下記のとおり報告します。

| | | |
|---|---|---|
| 支店等 | 1　名　　称 | |
| | 2　所　在　地 | |
| | 3　種　　類 | |
| | 4　届出受理年月日及び受理番号 | |
| | 5　設置年月日 | |
| | 6　設置の中止又は廃止年月日 | |
| | 7　その他の事項 | |

（記入要領）

1　本報告書は、支店等の設置の中止又は廃止の別に記入すること。この場合において、設置の中止にあつては様式中「廃止」の字句を、廃止にあつては様式中「設置の中止」の字句を消すこと。

2　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。

3　代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。

4　「3　種類」欄には、「支店」、「工場」、「その他の事業所」の別を記入すること。

5　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

（日本産業規格Ａ４）

6　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

7　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「２　支店等」欄中「⑶ 種類」欄には、「支店」、「工場」、「その他の事業所」の別を記入すること。

9　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第二十二の二

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

共同議決権行使同意取得等に関する実行報告書
年　月　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 報告者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 責任者記名押印又は署名 | | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | | 国籍又は設立国 | |
| | 代理人 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 責任者記名押印又は署名 | | |
| | 代理人 住所又は主たる事務所の所在地 | | | |
| | 事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス） | | | |

下記のとおり報告します。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1　本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号 | | | | |
| 2　発行会社の名称 | | | | |
| 3　同意取得又はその解除の内容 | 実行年月日 | 議決権の数量 | 同意取得又はその解除の別 | 同意取得又はその解除の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 4　議決権比率 | 同意取得前又はその解除前 | % | 同意取得後又はその解除後 | % |

別紙様式第二十二の二

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

共同議決権等行使同意取得等に関する報告書
年　月　日

殿
（日本銀行経由）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 報告者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 責任者記名押印又は署名 | | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | | 国籍 | |
| | 代理人 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 責任者記名押印又は署名 | | |
| | 代理人 住所又は主たる事務所の所在地 | | | |
| | 事務上の連絡先（担当者電話） | | | |

下記のとおり報告します。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1　発行会社の名称 | | | | |
| 2　同意取得又はその解除の内容 | 実行年月日 | 議決権の数量 | 同意取得又はその解除の別 | 同意取得又はその解除の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 3　議決権比率 | 同意取得前又はその解除前 | % | 同意取得後又はその解除後 | % |
| 4　その他の事項 | | | | |

（記入要領）

| | |
|---|---|
| 5　その他の事項 | |

（記入要領）

1　本報告書は、発行会社の別に記入し、共同議決権行使同意取得又は共同議決権行使同意取得の解除の別に記入すること。

2　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。

3　代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。

4　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

5　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

6　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

7　「3　同意取得又はその解除の内容」欄中「実行年月日」欄には、共同議決権行使同意取得の場合は同意取得の日、共同議決権行使同意取得の解除の場合は解除の日をそれぞれ記入すること。

8　「3　同意取得又はその解除の内容」欄中「同意取得又はその解除の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地」欄は、報告者が相対による方法により同意取得又はその解除をした場合において記入すること。

9　「4　議決権比率」欄については、報告者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令第2条第4項第2号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数と共同議決権行使同意取得に係る議決権の数とを合計した議決権の数の総議決権に占める割合を記入すること。

「同意取得前又はその解除前」欄には、本報告書で報告される直前の発行会社に対する報告者の議決権比率を記入し、「同意取得後又はその解除後」欄には、「3　同意取得又はその解除の内容」欄で報告される事項を加減した議決権比率を記入すること。

「4　議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）、半期報告書（同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は四半期報告書（同法第24条の4第7項に規定する四半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。

10　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

1　本報告書は、発行会社の別に記入し、共同議決権等行使同意取得又は共同議決権等行使同意取得の解除の別に記入すること。

2　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。

3　代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。

4　「2　同意取得又はその解除の内容」欄中「実行年月日」欄には、共同議決権等行使同意取得の場合は同意取得の日、共同議決権等行使同意取得の解除の場合は解除の日をそれぞれ記入すること。

5　「2　同意取得又はその解除の内容」欄中「同意取得又はその解除の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地」欄は、報告者が相対による方法により同意取得又はその解除をした場合において記入すること。

6　「3　議決権比率」欄については、報告者が保有等をする発行会社の議決権の数量（株式への一任運用の対象とされる当該発行会社の議決権の数、直接に保有する当該発行会社の議決権の数及び議決権代理行使受任に係る議決権の数を合計した議決権の数をいう。）と当該共同議決権等行使同意取得に係る議決権の数量とを合計した議決権の数量の総議決権に占める割合（以下この記入要領において「議決権比率」という。）を記入すること。

「同意取得前又はその解除前」欄には、本報告書で報告される直前の発行会社に対する報告者の議決権比率を記入し、「同意取得後又はその解除後」欄には、「2　同意取得又はその解除の内容」欄で報告される事項を加減した議決権比率を記入すること。

「3　議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。

7　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第二十二の三

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

# 事業の承継に関する実行報告書

年　月　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 報告者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | 責任者記名押印又は署名 | | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | | 国籍又は設立国 | | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | | | | |
| | 代理人 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 責任者記名押印又は署名 | | |
| | | 住所又は主たる事務所の所在地 | | | |
| | 事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス） | | | | |

下記のとおり報告します。

| | | |
|---|---|---|
| 1　本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号 | | |
| 2　承継又は処分の別 | | |
| 3　承継又は処分年月日 | | |
| 4　承継又は処分の対価 | | |
| 5　承継又は処分等 | (1)　承継又は処分の方法 | □　事業の全部の譲受け　□　事業の一部の譲受け<br>□　吸収分割　□　合併<br>□　その他（　） |
| | (2)　承継又は処分対象の事業内容 | |
| 6　その他の事項 | | |

（記入要領）

1　本報告書は、「1　本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号」欄において特定した報告書の宛先と同じ宛先を記載すること。

2　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。

3　代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。

［書式を加える。］

| | |
|---|---|
| 4　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。<br>5　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。<br>6　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。<br>7　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。<br>8　「5　承継又は処分方法等」欄中「(2)　承継又は処分対象の事業内容」欄は、「1　本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号」欄において特定した事前届出において承継対象の事業内容とされたものと同一である場合は、その旨記載することで詳細の記載を省略することができる。<br>9　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。<br>（日本産業規格Ａ４） | |
| 備考　表中の「　」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 | |

別表第二（第五条関係）の次に次の一表を加える。

別表第三（第六条の二関係）

| | 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 | 第四欄 |
|---|---|---|---|---|
| 一 | 法第二十六条第二項第一号に規定する会社の株式又は持分の取得 | 外国投資家 | 第三条第三項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種（以下この表において「対象業種」という。）以外の業種 | 別紙様式第十一 |
| 二 | | | 対象業種であつて、第三条の二第二項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種以外の業種 | 別紙様式第十一の二 |
| 三 | 法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第十六項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（当該取得又は株式への一任運用をしたもの（以下この表において「取得者等」という。）が所有する当該上場会社等の実質株式及び当該取得者等がする株式への一任運用の対象とされる当該上場会社等の株式（以下この表において「実質所有等株式」という。）の数及び当該取得者等を令第二条第十九項の株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等（以下この表において「取得者等の密接関係者」という。）の実質所有等株式の数を合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合又は当該取得者等の実質保有等議決権の数及び当該取得者等の密接関係者の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合（以下この表において「取得者等の所有等割合」という。）が百分の一未満から百分の一以上百分の三未満となる場合に限る。） | 外国投資家で令第三条の二第二項第三号イに規定する第一種金融商品取引業を行うもの及び第三条の二第三項各号に掲げるもの（以下この表において「許認可等金融機関等」という。）、令第三条の二第一項の規定により財務大臣が国の安全等に係る対内直接投資等を行うおそれが大きい外国投資家に該当しないものとして認めたもののうち特におそれが大きくないと確認されたもの（以下この表において「特定国有企業等」という。）並びに過去にこの項に基づく同一の上場会社等に係る対内直接投資等の報告をしたもの以外のもの | 対象業種 | 別紙様式第十一の二 |
| 四 | 法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第十六項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（取得者等の所有等割合が百分の三未満から百分の三以上百分の十未満となる場合に限る。） | 外国投資家で許認可等金融機関等、特定国有企業等及び過去にこの項に基づく同一の上場会社等に係る対内直接投資等の報告をしたもの以外のもの | 対象業種 | 別紙様式第十一の二 |
| 五 | 法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第十六項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（取得者等の所有等割合が百分の十以上となる場合に限る。） | 外国投資家 | 対象業種以外の業種 | 別紙様式第十一 |
| 六 | | | 対象業種 | 別紙様式第十一の二 |

| | 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 | 第四欄 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 七 | 法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第十六項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（取得者等の所有等割合が財務大臣が特に認めた割合（以下この項において「特定割合」という。）未満から特定割合以上百分の十未満となる場合に限る。） | 特定国有企業等 | 対象業種 | 財務大臣が指定する様式 |
| 八 | 令第二条第十六項第二号に規定する出資証券の取得 | 外国投資家 | 対象業種以外の業種 | 別紙様式第十一 |
| 九 | 法第二十六条第二項第二号に規定する会社の株式又は持分の譲渡 | 外国投資家 | 対象業種以外の業種 | 別紙様式第十二 |
| 十 | 法第二十六条第二項第七号に規定する金銭の貸付け | 外国投資家 | 対象業種以外の業種 | 別紙様式第十六 |
| 十一 | 法第二十六条第二項第八号に規定する事業の譲受け、吸収分割及び合併による事業の承継 | 外国投資家 | 対象業種以外の業種 | 別紙様式第十六の二 |
| 十二 | 令第二条第十六項第一号に規定する社債の取得 | 外国投資家 | 対象業種以外の業種 | 別紙様式第十七 |
| 十三 | 令第二条第十六項第四号に規定する議決権代理行使受任 | 外国投資家 | 対象業種以外の業種 | 別紙様式第十七の二 |
| 十四 | 令第二条第十六項第六号に規定する議決権代理行使委任 | 外国投資家 | 対象業種以外の業種 | 別紙様式第十七の三 |
| 十五 | 令第二条第十六項第七号に規定する共同議決権行使同意取得 | 外国投資家 | 対象業種以外の業種 | 別紙様式第十七の四 |
| 十六 | 法第二十六条第三項に規定する特定取得 | 外国投資家 | 第四条第二項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種であつて、第四条の三第一項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種以外の業種 | 別紙様式第十一の二 |

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年五月八日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令による改正後の対内直接投資等に関する命令（以下「新命令」という。）第三条第二項及び第四項、第四条第一項及び第三項、第六条の二並びに第七条第一項から第四項までの規定は、この命令の施行の日（附則第五条において「施行日」という。）から起算して三十日を経過した日以後に行う改正法による改正後の外国為替及び外国貿易法（以下この条及び次条において「新法」という。）第二十七条第一項に規定する対内直接投資等（以下この条において「対内直接投資等」という。）若しくは特定組合等（新法第二十六条第一項第四号に規定する「特定組合等」をいう。以下この条及び次条において同じ。）が行う新法第二十七条第一項に規定する対内直接投資等に相当するもの（以下この条において「対内直接投資等に相当するもの」という。）又は新法第二十八条第一項に規定する特定取得（以下この条及び次条において「特定取得」という。）若しくは特定組合等が行う特定取得に相当するもの（以下この条において「特定取得に相当するもの」という。）について、それぞれ適用し、同日前に行った対内直接投資等若しくは対内直接投資等に相当

するもの又は特定取得若しくは特定取得に相当するものについては、なお従前の例による。ただし、提出すべき通数については、新命令の定めるところによる。

第三条　新法第二十六条第一項第四号に規定する組合等（特定組合等を除く。以下この条において同じ。）の組合員（同号に規定する特定組合類似団体にあっては、その構成員。以下この条において同じ。）が、改正法による改正前の外国為替及び外国貿易法（以下この条において「旧法」という。）第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定によりした届出に係る組合等が行う旧法第二十七条第一項に規定する対内直接投資等に相当するものに伴って行われる当該組合等の組合員が行った旧法第二十六条第二項第一号、第三号若しくは第六号若しくは対内直接投資等に関する政令等の一部を改正する政令（附則第五条において「改正令」という。）による改正前の対内直接投資等に関する政令第二条第九項第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為又は旧法第二十八条第一項に規定する特定取得に相当するものに伴って行われる当該組合等の組合員が行った特定取得については、前条の規定にかかわらず、改正前の対内直接投資等に関する命令（次条及び附則第五条において「旧命令」という。）第七条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる行為に係る同項の規定に基づく報告書の提出を要しない。

第四条　新命令別紙様式第一から第三まで、第四から第六まで及び第七から第七の四までによる届出書並びに新命令別紙様式第十一、第十二、第十六、第十七から第十九まで及び第二十から第二十二

の二までによる報告書については、当分の間、旧命令別紙様式第一から第七の四までによる届出書及び旧命令別紙様式第十一から第二十二の二までによる報告書を取り繕い使用することができる。

第五条　改正法附則第三条第一項、改正令附則第四条及び附則第五条並びにこの命令附則第二条の規定によりなお従前の例によるとされる場合における旧命令第六条の二各号に掲げる行為に係る同項の規定に基づく報告及び旧命令第七条第一項各号に掲げる行為に係る同項の規定に基づく報告については、施行日以後、新命令別紙様式第十一、第十二、第十六、第十七から第十七の四まで、第十九、第二十、第二十二及び第二十二の二による報告書を使用することができる。

（罰則に関する経過措置）

第六条　この命令の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの命令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。